

長期優良住宅 認定申請書作成の手引き

(増築・改築版)

(令和 7 年 4 月 1 日版)

目 次

1 章	長期優良住宅建築等計画の認定書等	1
1.	増築又は改築の範囲	2
2.	認定手続の流れ	4
3.	申請手続に係る図書等	11
4.	変更・承継手続に係る図書等	21
5.	住棟申請について	24
6.	マンション管理認定計画のみなし規定について	25
2 章	記入例 1（一戸建ての木造軸組み住宅用）	26
1.	認定申請書（規則第一号様式）	27
2.	設計内容説明書（参考様式 1）	36
3.	変更認定申請書（規則第三号様式）	52
4.	承認申請書（規則第七号様式）	55
5.	その他の書類	56
6.	状況調査書（参考様式 2）	62
7.	維持保全計画書	73
3 章	記入例 2（R C 造共同住宅等用）	76
1.	認定申請書（規則第一号様式）	77
2.	設計内容説明書（参考様式 1）	86
3.	変更認定申請書（規則第三号様式）	104
4.	変更認定申請書（規則第六号様式）	105
5.	承認申請書（規則第七号様式）	107
6.	許可申請書（規則第九号様式）	108
7.	その他の書類	109
8.	状況調査書（参考様式 2）	115
9.	維持保全計画書	127
< 参考 >		129
○	長期使用構造等の確認申請書の様式	
○	登録住宅性能評価機関が交付する確認書の様式	

1 章. 長期優良住宅建築等計画の認定の申請図書等

はじめに

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年 12 月 25 日法律第 87 号）において、長期に渡り良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築及び維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する制度が創設され、平成 21 年 6 月より制度運用が開始された。

今般、「日本再興戦略 改定 2015（平成 27 年 6 月 30 日）」の中短期工程表において、2015 年度中に「既存住宅の長期優良化に係る認定基準を策定」することが位置づけられていること等を踏まえ、増築又は改築に係る長期優良住宅認定基準が制定された。

認定申請方法等について本手引きで定めることとする。

1 章．長期優良住宅建築等計画の認定等

1．増築又は改築の範囲

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第 5 条に規定されているとおり、建築（新築、増築又は改築）によって長期使用構造等とし、維持保全を行おうとする者は認定申請をすることができる。増改築認定の対象となるのは、法第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等とするための増改築工事を含み、かつ工事後の住宅が増改築基準に適合する工事に係る計画である。したがって、増改築工事を全く含まない場合や、長期使用構造等と関係のない工事のみの場合は対象とならないことに留意する必要がある。なお、法における「改築」は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における取扱いと必ずしも同一でなく、耐震改修工事や断熱改修工事等を法における「改築」と取扱うことは差し支えないことに留意されたい。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年 12 月 5 日法律第 87 号）

第二条第 2 項

この法律において「建築」とは、住宅を新築し、増築し、又は改築することをいう。

第五条

住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

【認定申請の対象となる工事の例】

性能項目等	該当する工事の例
劣化対策	・ 外壁に通気層を設けた構造とする工事 ・ 雨樋の設置工事※ ¹
耐震性	・ 筋交又は面材を設置し耐力壁とする工事 ・ 屋根改修により、耐震性を向上する工事 ・ 耐震改修工事
省エネルギー性	・ 断熱材をグレードアップする工事

	・複層ガラス、内窓の設置などを行い開口部の断熱性能を向上する工事 ・一次エネルギー消費量を低減する空気調和設備、照明設備、給湯設備、太陽光発電設備等の設置
維持管理・更新の容易性	・内面が清掃に支障を及ぼさないように平滑であり、たわみ、変形が生じないように専用配管を交換する工事 ・コンクリートに埋まっている給排水管を点検等が行いやすい位置に移設する工事 ・配管に掃除口を設ける工事
高齢者等対策※ ²	・手すりの設置工事 ・昇降機の新設、改修工事

※1 木造のみ

※2 共同住宅等の共用部分のみ

【認定申請の対象外となる工事の例】

以下の例に掲げるような工事のみである場合は、性能向上工事とはいえないため、認定対象工事とはみなすことはできない。

該当しない工事の例	該当しない理由
劣化した部材の補修	劣化事象の補修はあくまでも元の状態に戻すだけの工事であり、性能向上はしないため、「長期使用構造等とするための工事」にあたらなない。
故障した設備機器の補修	劣化事象の補修はあくまでも元の状態に戻すだけの工事であり、性能向上はしないため、「長期使用構造等とするための工事」にあたらなない。
室内建具の設置・交換	「長期使用構造等」に関連がないため。
トイレ設備の設置・交換	「長期使用構造等」に関連がないため。
屋根・外壁への遮熱塗料塗布	効果が証明されておらず、評価に反映できないため。
専用部のバリアフリー改修 (段差解消、廊下拡幅、手すり設置等)	「長期使用構造等」に関連がないため。
屋根・外壁の塗装 防水工事	「長期使用構造等」に関連がないため。

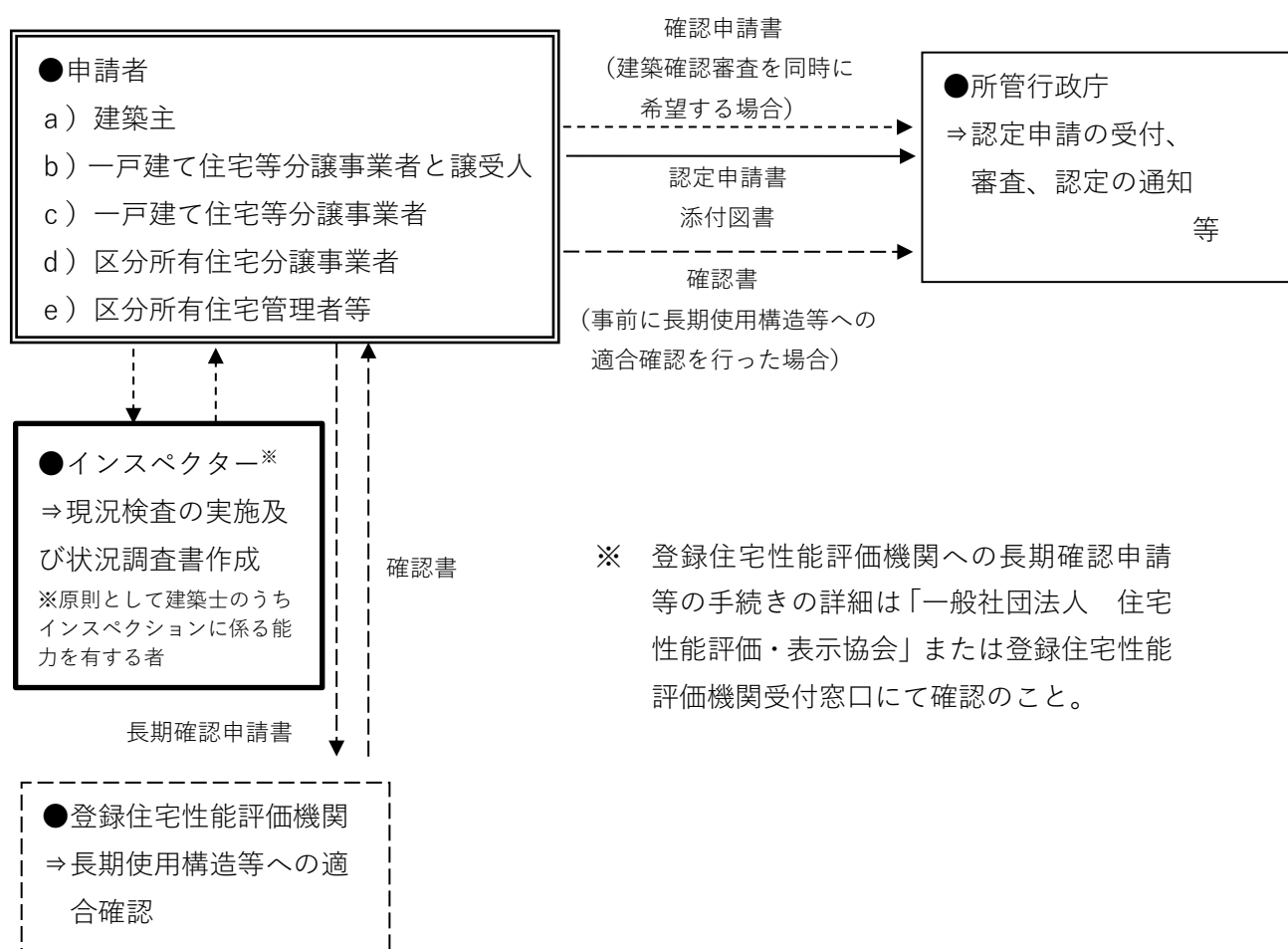
2. 認定手続きの流れ

長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする者は、法第5条に基づき、認定対象建築物の所在地を所管する所管行政庁に、必要な添付図書を添えて申請書を提出することが求められる。認定の申請者は以下のように整理されるが、それぞれ次頁以降で示す手順で認定手続きが行われる。

なお、新築時に認定を取得した住宅を増改築する場合には変更申請を行うこととなるが、その際には新築に係る認定基準が適用される。また、増改築時に認定を取得した物件を再び増改築する場合には、増改築に係る認定基準が適用されることに留意されたい。

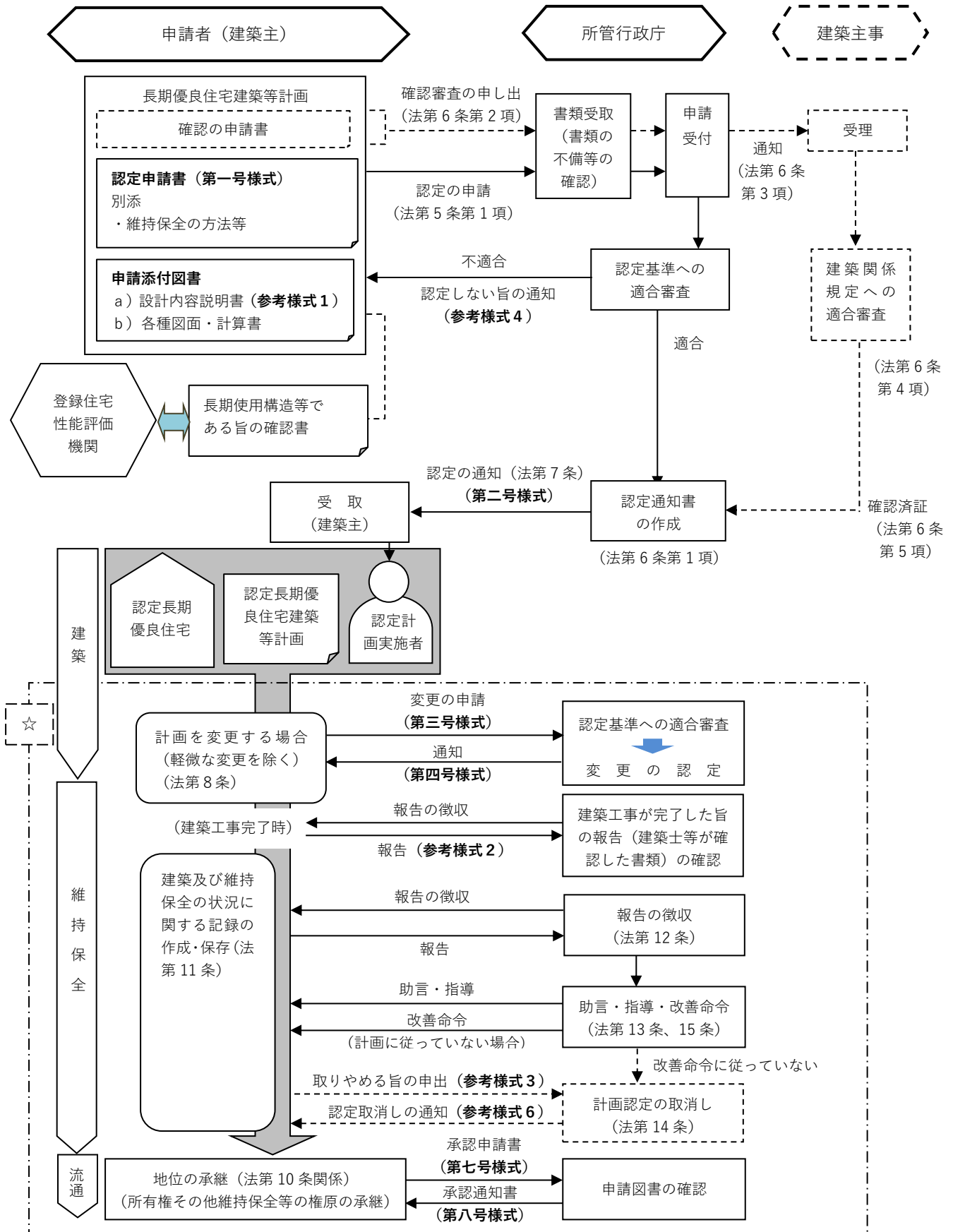
- a) 住宅（区分所有住宅を除く。）を建築し、自ら住宅の維持保全を行うものが申請する場合（一戸建て住宅等の建築主が申請する場合：法第5条第1項）
- b) 販売等を目的に住宅（区分所有住宅を除く。）を建築し、譲渡する譲受人と共同で申請する場合（一戸建て住宅等の分譲事業者と譲受人が共同して申請する場合：法第5条第2項）
- c) 販売等を目的に住宅（区分所有住宅を除く。）を建築し、建築主が単独で申請する場合（譲受人が決定する前に一戸建て住宅等の分譲事業者のみが申請する場合：法第5条第3項）
- d) 複数の者に譲渡を行う区分所有住宅で、管理者等が維持保全を行う住宅を建築し、その譲渡をしようとする分譲事業者が申請する場合（管理組合が設立する前に区分所有住宅の分譲事業者が申請する場合：法第5条第4項）
- e) 区分所有住宅を増改築し、その区分所有住宅の維持保全を行う管理者等が申請する場合（区分所有住宅の管理組合が申請する場合：法第5条第5項）

所管行政庁は申請者から申請があった場合は速やかに認定審査を行うこととなるが、申請者は住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）に基づき、登録性住宅性能評価機関（品確法第5条に基づく機関）が交付する、長期使用構造等に適合していることの確認書（以下本マニュアルにおいて「確認書」という。）を審査に使用することが可能である。この場合、所管行政庁に認定申請する前に、登録住宅性能評価機関に長期優良に係る確認の申請（以下本マニュアルにおいて「長期確認申請」という。）を行い、確認書の交付を受け、所管行政庁に提出することとなる。※

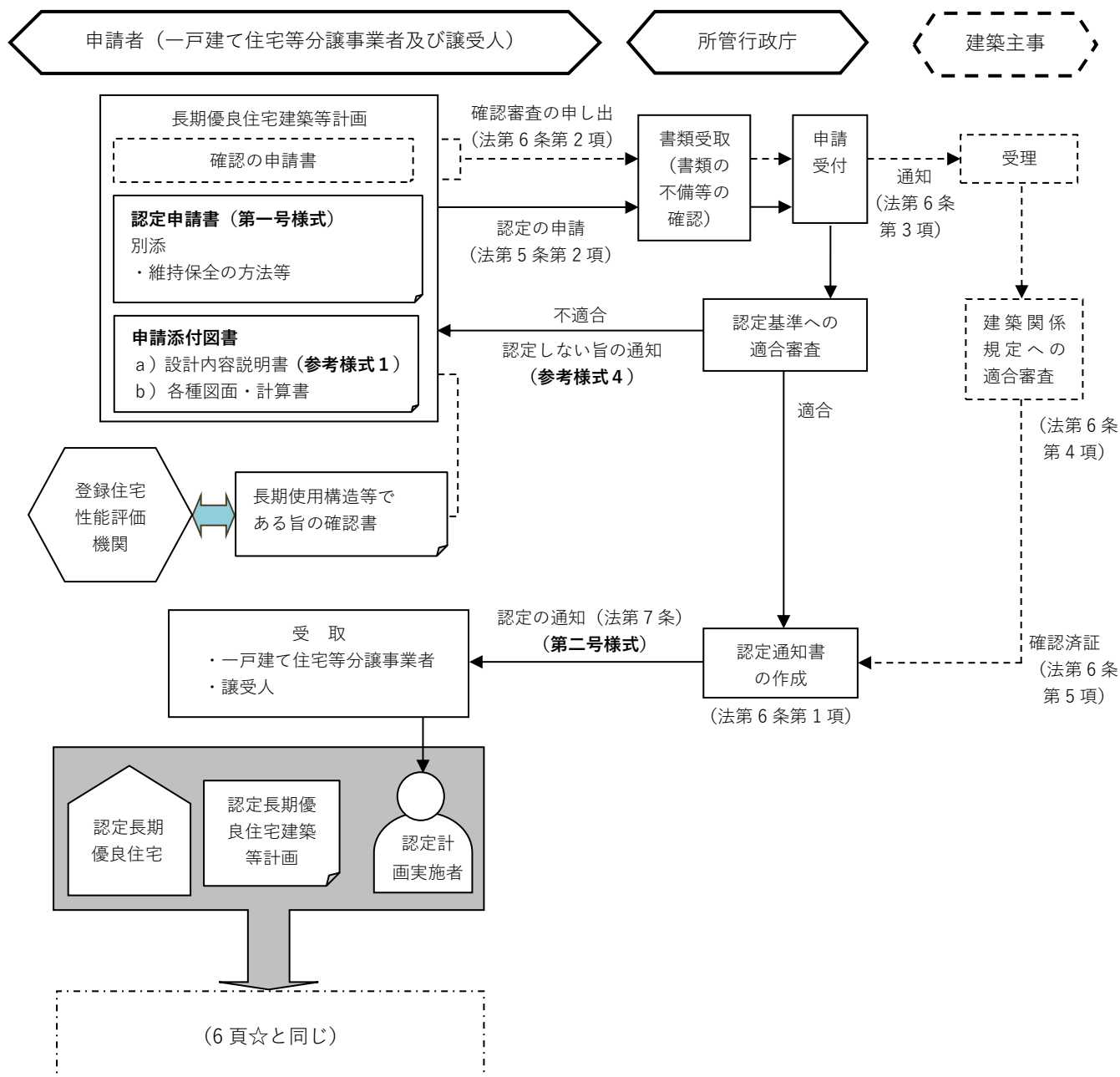


a) 建築主が申請する場合（法第5条第1項に該当する場合）の一般的な流れ

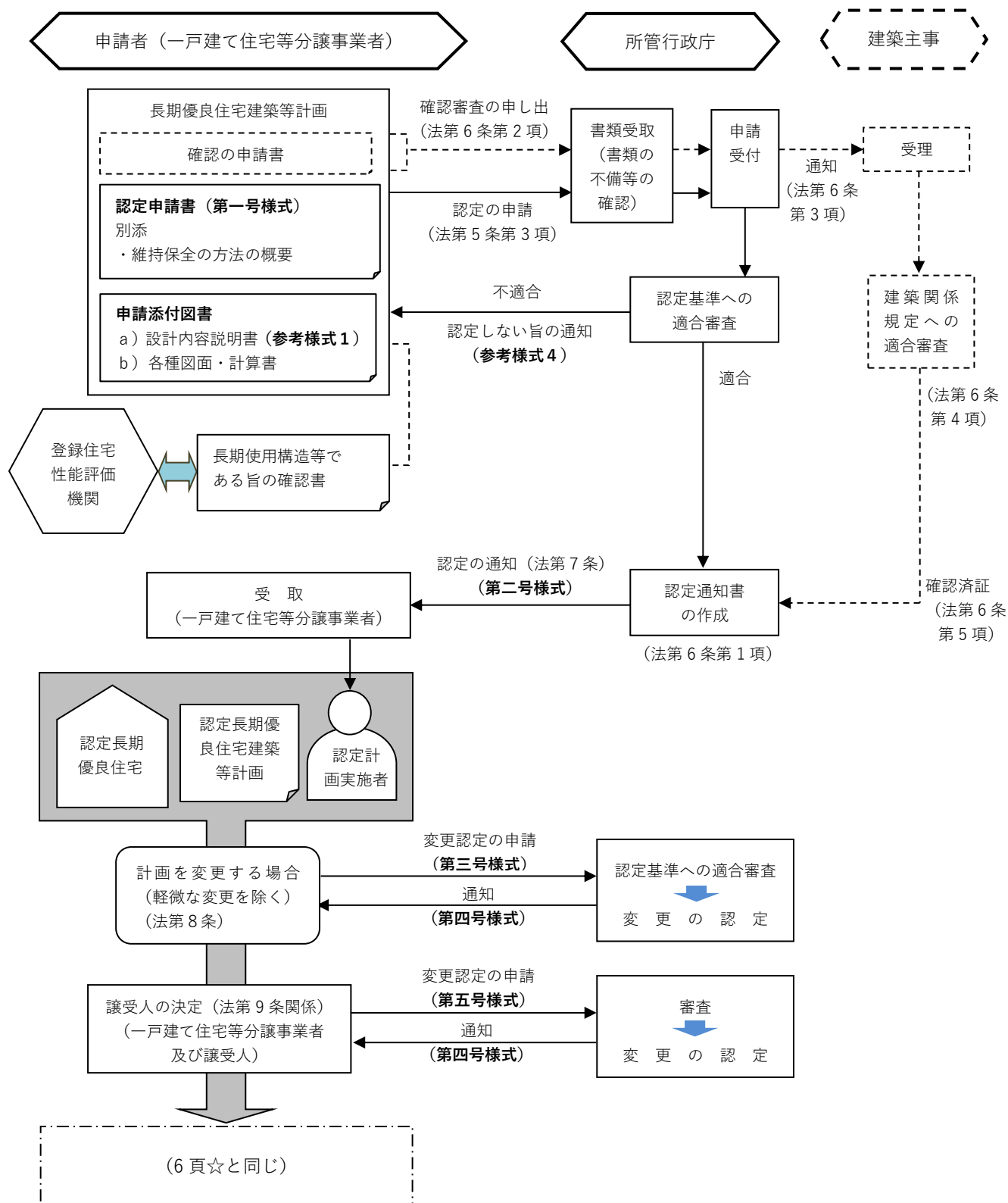
※建築主事は、建築主事及び建築副主事を示す。以下同じ。



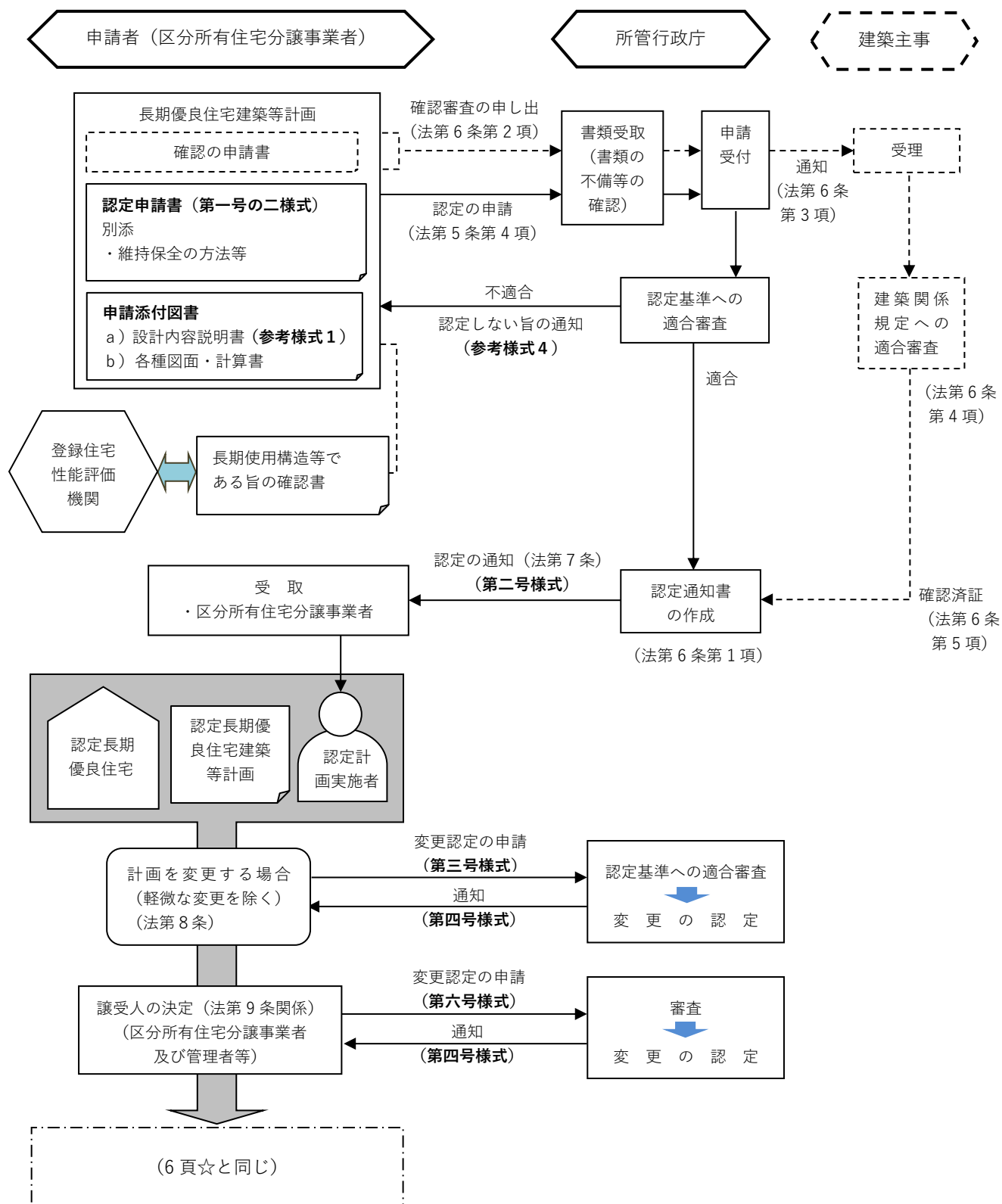
b) 一戸建て住宅等分譲事業者と譲受人が共同して申請する場合（法第5条第2項に該当する場合）の一般的な流れ



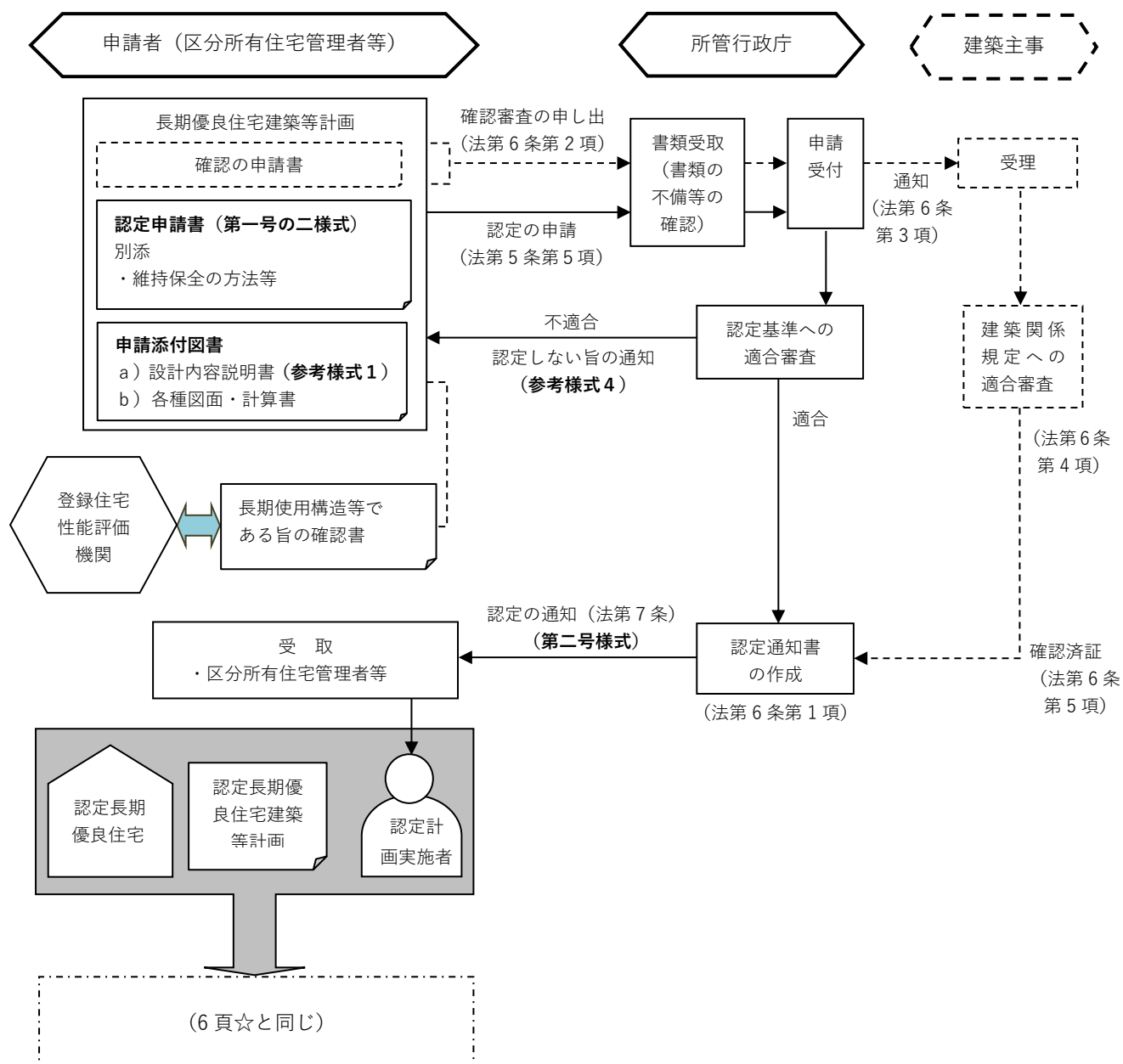
c) 一戸建て住宅等分譲事業者のみが申請する場合（法第5条第3項に該当する場合）の一般的な流れ



d) 区分所有住宅分譲事業者が申請する場合（法第5条第4項に該当する場合）の一般的な流れ



e) 区分所有住宅管理者等が申請する場合（法第5条第5項に該当する場合）の一般的な流れ



※法第5条第6項及び第7項に規定される、長期優良住宅維持保全計画の認定については、別途、当協会の作成する「長期優良住宅 認定申請書作成の手引き（既存版）」を参照されたい。

3. 申請手続きに係る図書等

長期優良住宅建築等計画の認定では、当該計画に係る住宅を着工する前に、以下で記載する規則で定められた申請書に必要な添付図書（正本及び副本）を添えて所管行政庁に提出しなければならない。当該計画に係る住宅を着工するのは認定申請後となるが、認定申請した計画が認定基準に適合しなければ、着工後に認定を受けることができない。

なお、長期優良住宅建築等計画の認定の申請を行う時に、併せて当該住宅の建築確認審査の申し出を行うことができる。この場合、建築基準法に従って、建築確認申請に必要な図書を同時に提出しなければならない。

① 認定申請書（規則第一号様式、第一号の二様式）＜規則第2条関係＞

申請者が作成し、所管行政庁に提出する。法第5条第1項から第3項に基づく申請を行う場合は規則第一号様式を用い、同条第4項及び第5項に基づく申請を行う場合は規則第一号の二様式を用いることとなる。

以下に、各様式の記載概要を記載する。

（規則第一号様式）

- a. 第一面 申請者の住所（又は所在地）、及び氏名（又は名称）、当該申請が法第5条第1項から第3項のどの項によるものなのか等についての記載欄が設けられている。
- b. 第二面 建築しようとする住宅の位置、構造等や規模に関する事項等についての記載欄が設けられている。

また、品確法に基づく確認書を用いて申請を行う場合、11で「有」をチェックした上、確認書の写しを添付する。

- c. 第三面 共同住宅等の場合の申請に必要なもので、住戸番号や専用部分の面積など住戸に関する事項についての記載欄が設けられている。申請は住棟単位で行うこととなるが、住戸数が多い場合には申請書の一部を別紙に記載して申請することができる。

（認定申請書の提出イメージ参照）

- d. 第四面 当該住宅の維持保全の方法・期間等、住宅の建築・維持保全に係る資金計画その他の事項についての記載欄が設けられている。“建築後の長期優良住宅の維持保全の方法及び期間”について欄内に記入しきれない場合は、これに代わる書類を別に添えて提出してもよい。

なお、増改築認定基準において仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔を設ける必要がある基準を適用しているときは、1年ごとの点検を維持保全計画に位置付けることを記載する。2年目の点検において健全であれば点検間隔を徐々に延ばすこととしても良い。専用配管及び共用配管について現状支障なく使用でき、将来的に適合させるよう更新する基準を適用する場合にあっては、「将来的に適合するよう更新すること」を維持保全計画書に記載する。

法第5条第3項の申請を行う場合は、譲受人の決定の予定時期を5に記載する。

また、資金計画は、建築に要する費用の概算額（請負契約の額、販売（予定）価格など）や、法第5条第1項及び第2項の申請を行う場合は、修繕に要する費用の年間積立

予定額などを 3 の②に記載する。

（規則第一号の二様式）

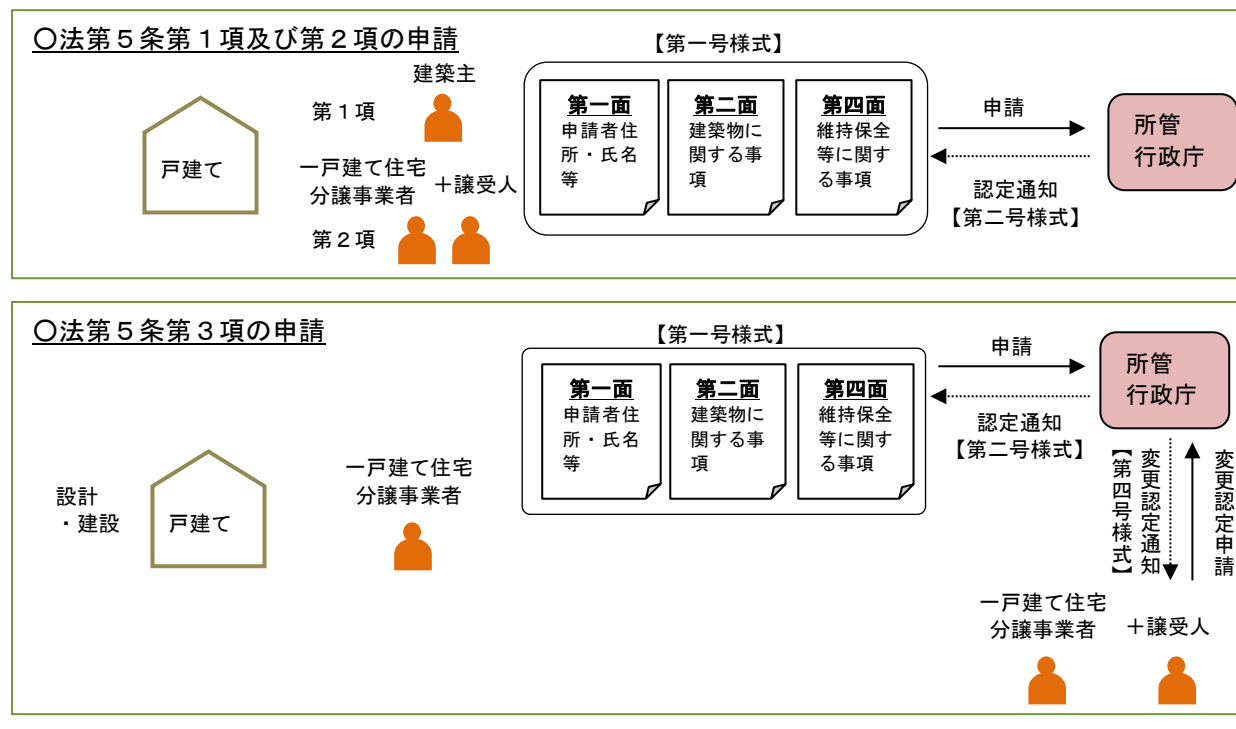
- a. 第一面 申請者の住所（又は所在地）、及び氏名（又は名称）、当該申請が法第 5 条第 4 項または第 5 項のいずれの項によるものなのか等についての記載欄が設けられている。
- b. 第二面 規則第一号様式と同様。
- c. 第三面 規則第一号様式と同様。なお、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 6 に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 8 に規定する認定管理計画又はこれらの写しを用いた申請を行う場合、12 で「有」をチェックした上、認定管理計画の写し等を添付する。
- d. 第四面 当該住宅の維持保全の方法・期間等、住宅の建築・維持保全に係る資金計画その他の事項についての記載欄が設けられている。また、建築後の住宅の維持保全を管理会社と共同して行う場合、当該管理会社の名称を併せて 2 に記載することとなる。
（認定申請書の記載例参照）

資金計画として、一棟の建築に要する費用の概算額（請負契約の額、販売（予定）価格など）を記載するとともに、法第 5 条第 5 項の申請を行う場合は、維持保全に係る資金計画（修繕に要する費用の年間積立予定額など）を記載する。

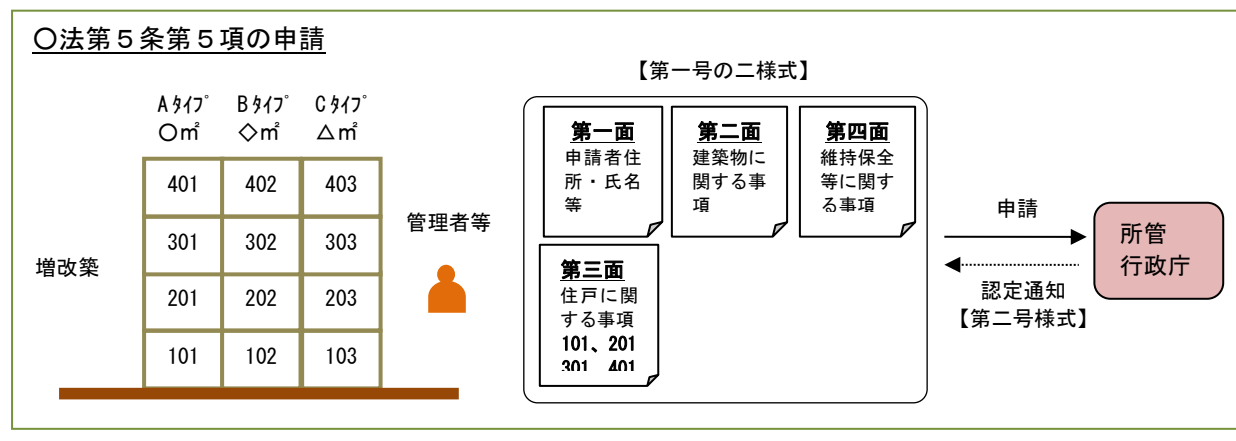
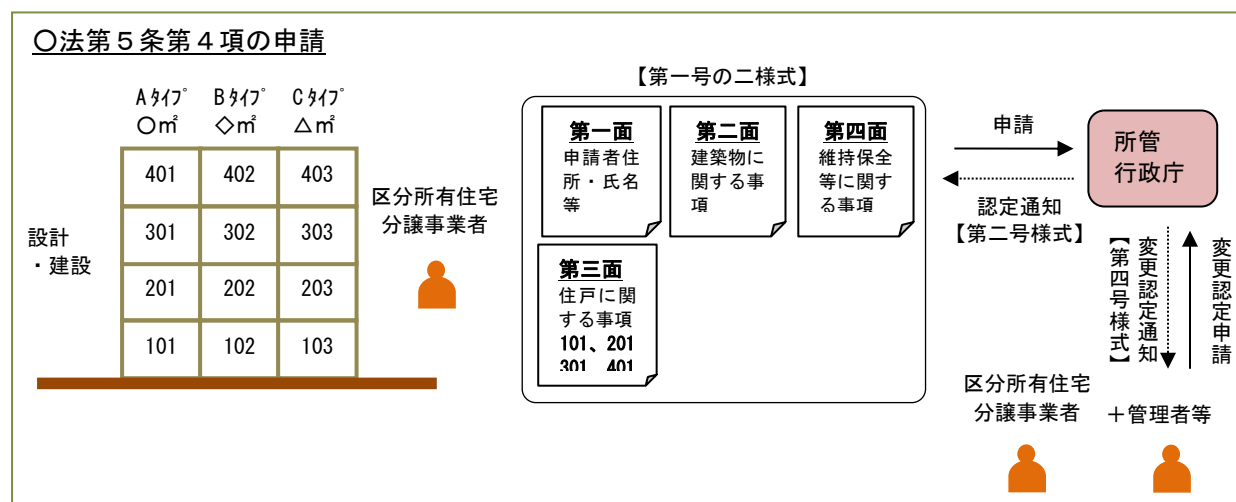
また、法第 5 条第 4 項の申請を行う場合は、区分所有住宅の管理者等の決定の予定時期を 5 に記載する。

■認定申請書の提出イメージ

【一戸建ての住宅の場合】



【共同住宅等の場合】



② 添付図書＜規則第 2 条関係＞

添付図書の種類及び明示すべき内容は以下の一覧のとおり。

なお、変更申請の場合は、対象となる住宅の認定通知書またはその写しが必要となる。

また、その場合の添付図書については、変更に係るもののみの提出でよい。

図書の種類		明示すべき事項
a) 設計内容説明書		住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを説明
b) 各種 図面・計 算書	<u>付近見取図</u>	<u>方位、道路及び目標となる地物</u>
	<u>配置図</u>	<u>縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置</u>
	仕様書（仕上げ表を含む）	部材の種別、寸法及び取付方法並びにエネルギー消費性能向上設備の種別
	<u>各階平面図</u>	<u>縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別及び位置、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置</u>
	<u>用途別床面積表</u>	<u>用途別の床面積</u>
	<u>床面積求積図</u>	<u>床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式</u>
	<u>二面以上の立面図</u>	<u>縮尺、外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置</u>
	<u>断面図又は矩計形図</u>	<u>縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造</u>
	基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法
	各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法

	小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
	各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
	各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
	機器表	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	状況調査書	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果

※ 表中下線は、確認書を使用した場合の必要な図書等を示す（規則第 2 条第 1 項）。

※ 表中斜字は、一次エネルギー消費性能を選択した場合に限る。

- ・増改築を実施する部分としない部分の箇所が特定できるよう明確に分けて記載する必要がある。
- ・表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示しても良い。また、当該各項目に掲げる事項を全て他の図書に明示したときは、当該図書を要しない。

（参考）劣化、構造、断熱における図書への記載内容等

図書の種類	劣化	構造	省エネ
設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期仕様構造等であることの説明		
配置図	雨はね防止措置		設備の位置
仕様書（仕上げ表含む。）	樹種、浴室・脱衣室の耐水性（壁・床・天井）、鋼材厚さ、防錆措置	金物の仕様、面材の仕様	断熱材の種類・厚さ、建具仕様、設備の種類
各階平面図	防腐・防蟻処理範囲	筋交・耐力壁の種類・位置	方位、開口部の位置・寸法、断熱材の施工範囲
用途別床面積図（床面積求積図）		壁量算定用床面積	主たる居室・その他の居室・非居室面積
二面以上の立面図	小屋裏換気口		外皮寸法
断面図又は矩計図	基礎高さ、床下有効高さ、床下地盤面の防止地措置、外壁通気構造の内容、水切り、地盤の防蟻性能、防腐・防蟻処理範	接合部の緊結、面材厚さ、基礎配筋	断熱材の施工範囲、基礎高さ、外皮寸法、基礎断熱、断熱層構成、防露措置

	囲、小屋裏換気方式、かぶり厚		
基礎伏図	床下点検口、床下換気口、人通口	基礎配筋、アンカーボルト位置、設計地耐力	
各階床伏図		各部スパン、部材寸法、樹種、接合部仕様、火打ち位置	
小屋伏図	小屋裏点検口	各部スパン、部材寸法、樹種、接合部仕様、火打ち位置	
各部詳細図			断熱層構成
各種計算書	サンプル調査結果、中性化測定結果	構造計算結果、耐震診断結果、地盤調査報告書	外皮計算、一次エネルギー消費量計算
機器表			設備の種類、位置、仕様、数、制御方法、設備又は器具の配線
状況調査書	現況検査を行った箇所の劣化状況		
維持保全計画書	劣化状況（点検、修繕時期を含む）	劣化状況（点検、修繕時期を含む）	劣化状況（点検、修繕時期を含む）
既存住宅根拠資料	確認済証、検査済証、台帳記載事項証明等		
その他	建設住宅性能評価書などの既築部分の仕様の根拠書類（機関が必要と認める場合）		

a. 設計内容説明書（参考様式1参照）

認定基準適合の根拠となる設計の内容を説明するための書類。設計内容、記載図書等を記載するとともに設計内容確認欄などを設ける。

設計内容確認欄は審査を行う者が活用する。

作成は建築士（建築士法上自らが設計又は工事監理を行うことができる建築物に限る。）が行い、申請者が所管行政庁に提出する。

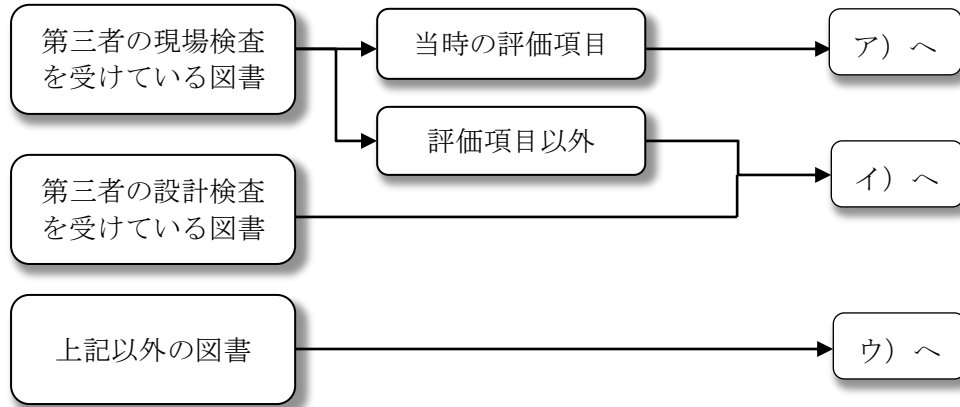
b. 各種図面・計算書

認定申請する対象住宅が、申請書に添付された設計内容説明書のとおり設計されていること、あるいは、確認書の対象住宅と同一であることを確認するための書類。

○既築部分（増改築を実施しない部分をいう。以下同じ。）の仕様

既築部分の仕様について、新築時などの図書を活用し確定する場合は、新築時などの図書の分類により確定方法が異なる。どの書類で確認したかなどを設計内容説明書にチェックすること。

【フロー図】



ア) 新築時などに第三者の設計検査及び現場検査を受けている図書

以下に掲げる図書を活用し仕様を確定する場合は、建築士が現地において著しい変更のないことを確認することで当該図書に記載されている情報とすることができる。

- ・建設住宅性能評価書の添付図書
- ・フラット35S適合証明書の添付図書
- ・公庫融資現場判定通知書の添付図書
- ・検査済証の添付図書
- ・住宅性能証明書（贈与税の非課税措置）の添付図書 など

	図書の分類
長期優良住宅の基準にかかわる既築部分（増改築しない部分）の仕様について根拠となる図書がある場合	☐ 建設住宅性能評価書の図書 ☐ フラット35適合証明書の図書 ☐ 公庫融資現場判定通知書の図書 ☐ 検査済証+図書 ☐ 既築部分の仕様について、現況と図書に相違がないことを確認した。
	☐ 設計住宅性能評価書の図書 ☐ 確認済証+図書 ☐ その他図書（ ） ☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごとに住宅全体で一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認した。 既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他（ ）
上記図書がない場合	☐ その他図書（ ） ☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごと、部位・仕様ごとに一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認・作成した。 既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他（ ）

イ) 新築時などに第三者の設計検査を受けている図書

以下に掲げる図書を活用し仕様を確定する場合は、建築士が当該図書に記載の内容と当該仕様について性能項目ごとに住宅全体で一箇所以上抽出し、現地での目視・計測や施工記録書等の内容と相違がないことを確認する。その結果、図書どおりであることが確認できた場合は、当該図書に記載されている情報とすることができる。なお、確認方法について設計内容説明書に記載することとする。審査において内容に疑義が生じた場合等、詳細な確認が必要と判断した場合は、評価機関等より当該確認資料の提出を求められるため留意されたい。

- ・設計住宅性能評価書の添付図書
- ・確認済証の添付図書
- ・フラット35S設計検査通知書の添付図書

- ・型式住宅認定、工業化住宅認定に用いられた図書
(当該認定書通りに施工されたことが確認でき仕様が特定できる場合)
- ・低炭素住宅認定申請に用いられた添付図書
- ・長期優良住宅認定申請に用いられた添付図書
(新築時に長期認定を受けている物件は原則として「変更認定申請」を行うこととなっている。)
- ・各種補助事業制度(住宅ポイント制度等)に用いられた添付図書 など

(例)断熱材の仕様について、ある一面の壁が図書どおりであることを確認できれば、その他の天井、床などの部位についても新築時等の図書どおりとすることができる。

	図書の分類
長期優良住宅の基準にかかわる既築部分(増改築しない部分)の仕様について根拠となる図書がある場合	☐ 建設住宅性能評価書の図書 ☐ フラット35適合証明書の図書 ☐ 公庫融資現場判定通知書の図書 ☐ 検査済証+図書
	☐ 既築部分の仕様について、現況と図書に相違がないことを確認した。
	☐ 設計住宅性能評価書の図書 ☐ 確認済証+図書 ☐ その他図書 ()
上記図書がない場合	☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごとに住宅全体で一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認した。
	既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他 ()
	☐ その他図書 ()
	☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごと、部位・仕様ごとに一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認・作成した。
	既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他 ()

ウ) 上記図書がない場合(確認済証などが無い図書等の場合)

建築士が当該図書に記載の内容と当該仕様について性能項目ごと、かつ、部位・仕様ごとに一箇所以上抽出し、現地において目視・計測や施工記録書等の内容と相違がないことを確認する。その結果、図書どおりであることが確認できた場合は、当該図書に記載されている情報とすることができる。確認方法について設計内容説明書に記載することとする。審査において内容に疑義が生じた場合等、詳細な確認が必要と判断した場合は、評価機関等より当該確認資料の根拠を求められるため留意されたい。

(例)断熱材の仕様について、壁、床、天井など部位ごとに断熱仕様の異なる全ての箇所について図書どおりであることを確認できれば、新築時等の図書どおりとすることができる。

	図書の分類
長期優良住宅の基準にかかわる既築部分(増改築しない部分)の仕様について根拠となる図書がある場合	☐ 建設住宅性能評価書の図書 ☐ フラット35適合証明書の図書 ☐ 公庫融資現場判定通知書の図書 ☐ 検査済証+図書
	☐ 既築部分の仕様について、現況と図書に相違がないことを確認した。
	☐ 設計住宅性能評価書の図書 ☐ 確認済証+図書 ☐ その他図書 ()
上記図書がない場合	☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごとに住宅全体で一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認した。
	既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他 ()
	☐ その他図書 ()
	☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごと、部位・仕様ごとに一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認・作成した。
	既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他 ()

【新築時の等級を活用して評価する場合】

新築時に建設住宅性能評価、フラット35S適合証明等を取得しており、新築時の等級を活用する場合は、当該基準に係る部分の増改築が実施されないことの確認を行う。具体的には、設計内容説明書の「認定事項等」欄にある【本基準に係るすべての増改築を行わない】に☑を行う。当該等級を判断するための建設住宅性能評価書や適合証明書等を添付する必要がある。

※省エネルギー対策等級等、過去の等級で同等性が認められるものは活用可能である。

c. 状況調査書（参考様式 2 参照）

長期優良住宅（増改築）の申請時に必要な書類として、劣化状況を記録する状況調査書が位置づけられている。申請前に当該住宅に係る現況検査を行い状況調査書に当該内容を記録することが必要となる。

現況検査においては、状況調査書（参考様式）に掲げられた住宅の部位を調査の対象とすることが求められる。現況検査において認められた劣化事象は、原則として当認定に係る増改築工事において補修し、補修を行わない箇所については維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定めることが必要である（この旨を設計内容説明書に記載すること）。

状況調査書の作成は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に定める建築士のうち建築物の劣化事象等の状況の調査に係る能力を有する者が行うものとする。具体的には、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 81 号）に基づき登録された講習を修了した者（既存住宅状況調査技術者）※や、建築士のうち既存住宅インスペクション・ガイドライン（平成 25 年 6 月国土交通省）等に基づく一定の講習を受けた者が想定される。また、状況調査書に代えて建設住宅性能評価（既存住宅）における現況検査・評価書を活用することができる。

※既存住宅状況調査技術者講習登録規程に位置付けられる既存住宅状況調査は、既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十四条第一項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分等の調査で、設備配管は対象外となっているが、長期優良住宅（増改築）の認定申請時に必要な現況検査（状況調査書）については、設備配管も対象とすることが求められる。

現況検査における確認の程度については、現況検査の対象部位ごとに概ね 1 割以上であることが求められる。ただし、点検口がない等により、1 割以上確認できなかった部位については、増改築時に確認するものとする。「現況検査で確認できなかった対象部位」について、無、または有（増改築時に確認し、劣化事象が見つかった場合には、補修または補修を行わない箇所については維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定める。）に☑すること。

d. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

- 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書
- 自然災害による被害の発生防止又は軽減に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書

e. 建築確認に関する申請図書

法第 6 条第 2 項により建築確認審査の申し出を併せて行う場合は、建築確認の申請図書を提出する。この際、建築確認の申請に係る図書の省略については、建築基準法の取り扱いに従う。

③ 不認定通知書

認定しない旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。

申請図書等の不備を認めた場合、また、審査により認定基準への不適合（法第 6 条第

2 項の申し出をした場合は建築基準関係規定への不適合を含む。) が認められた場合等において、所管行政庁から通知される。

④ 認定通知書（規則第二号様式）＜規則第 6 条関係＞

審査の結果、認定が確定した場合にその旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。

⑤ 計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式 2 参照）

長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針三 2 に基づき、法第 12 条に基づく報告を所管行政庁から求められた場合に提出する書類。添付する書類としては、原則として、登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書又は建築士による工事監理報告書などが考えられるが、これにより難しい場合は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書などを添付して報告する。

4. 変更・承継手続きに係る図書等

⑥ 変更認定申請書

(規則第三号様式・第五号様式・第六号様式) <規則第 8, 11, 13 条関係>
長期優良住宅の変更認定申請のための書類。

既に認定を受けた長期優良住宅建築等計画(以下「認定計画」という)に記載された内容を変更しようとする場合(軽微な変更を除く)に申請者が作成し、所管行政庁に提出する。認定計画には、認定申請書、添付図書の他、法第 6 条第 2 項の申し出を行う場合には確認の申請書も含まれる。

なお、新築時に認定を取得した住宅を増改築する場合には変更申請を行うこととなるが、その際には新築に係る認定基準が適用される。また、増改築時に認定を取得した物件を再び増改築する場合には、増改築に係る認定基準が適用される。

軽微な変更とは、以下に該当するものである。(規則第 7 条関係)

- a) 住宅の建築の着工予定時期又は完了予定時期の 6 月以内の変更であるもの
- b) 一戸建て住宅分譲事業者のみが申請した場合(法第 5 条 3 項に該当する場合)における認定計画にあっては、譲受人の決定の予定時期の 6 月以内の変更であるもの
- c) 区分所有住宅分譲事業者が申請した場合(法第 5 条 4 項に該当する場合)における認定計画にあっては、管理者等の決定の予定時期の 6 月以内の変更であるもの
- d) 変更後の認定に係る建築等計画が認定基準に適合することが明らかな変更。
 - ・断熱材の種類や厚さが変わるが、明らかに性能が同等以上であるような変更
 - ・劣化対策における認定基準の範囲内での樹種や床下空間高さの変更
 - ・一定面積以上の小屋裏換気口の種類、位置の変更
 - ・区分された床下・小屋裏空間内における点検口の種類・位置の変更
 - ・エネルギー消費効率の区分が、同等以上のエアコン機種への交換 など
- e) 上記 d) において、建築確認審査の申し出を併せて行っている場合には、建築基準法施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更であるもの。

次に掲げる変更は、認定変更手続きが必要となる。

- a) 既認定時の各基準の性能を低下させる変更（等級などが同等以上の場合を除く。）
 - ・ 耐震等級が3から2となるような工事
 - ・ 消費量が増加する空調設備、換気設備、給湯設備及び照明設備への変更
 - ・ 太陽光発電設備の能力が低下するような変更もしくは設置の取り止め（一次エネルギー消費量等級6の場合を除く。）
 - ・ 耐震性や省エネルギー対策における各種計算等に影響を及ぼす工事（明らかに基準に適合する場合を除く。）
- b) 既認定時と異なる評価方法を適用する変更
- c) 維持保全計画の内容に係る変更
- d) 行政庁がその他必要と判断した工事

変更申請にあたっては、基本的には規則第三号様式を用いるが、法第5条第3項に基づく一戸建て住宅分譲住宅事業者のみの申請に係るもので譲受人が決定したことによる変更申請（法第9条第1項関係）の場合は規則第五号様式、法第5条第4項に基づく区分所有住宅分譲住宅事業者の申請に係るもので管理者等が決定したことによる変更申請（法第9条第3項関係）の場合は、規則第六号様式を用いる。なお、譲受人又は管理者等（以下「譲受人等」という。）が決定したことによる変更申請は、譲受人等の決定後3ヶ月以内に行うものと定められている。譲受人等の決定は契約締結あるいは管理者等の選任（設立総会の開催日）時点としてよい。

規則第三号様式は、申請者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）、計画変更前の認定通知書の認定番号、認定年月日、変更の概要等についての記載欄が設けられている。

規則第五号および第六号様式は、譲受人等の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）、計画変更前の認定通知書の認定番号、認定年月日（第一面）、建築後の長期優良住宅の維持保全の方法及び期間、住宅の建築及び維持保全に係る資金計画（第二面）についての記載欄が設けられている。

なお、確認書を用いて長期優良認定の申請を行っている場合、変更内容に基づく確認書を取得し、当該確認書を活用し上記に係る手続きを行うことも可能である。

⑦ 変更認定の通知書（規則第四号様式）＜規則第9条関係＞

審査の結果、変更に係る計画の認定が確定した場合にその旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。申請書の副本及びその添付図書を添えて通知される。

⑧ 計画に基づく建築等を取りやめる旨の申出書（参考様式3参照）

認定計画に基づく建築等を取りやめる旨を申し出るための書類。

所管行政庁は、認定計画実施者から認定計画に基づく建築等を取りやめる旨の申出があった場合は計画の認定を取り消すことができる。

⑨ 認定取消通知書

認定を取り消すことを決定した旨を所管行政庁が申請者に対して通知する書類。

認定計画実施者が所管行政庁の改善命令に違反した場合や⑧の申出があった場合で、

認定を取り消すことが決定された場合、所管行政庁から通知される。

なお、法第5条第4項に基づく区分所有住宅の分譲事業者による申請では、工事完了後1年以内に管理者等の選任と変更申請が行われない場合、認定取り消しの対象となる可能性があるため注意する必要がある。

⑩ 地位の承継に係る承認申請書（規則第七号様式）＜規則第14条関係＞

認定計画に基づく地位を承継することについて、承継人が所管行政庁に申請するための書類。

認定計画実施者の一般承継人、または当該住宅の所有権その他維持保全等の権原を取得した者は、所管行政庁の承認によりその地位を承継することができる。

地位の承継の承認申請書は、申請者及び氏名（又は名称）、認定通知書の認定番号、認定年月日、従前の認定計画実施者の氏名、地位の承継が生じた原因についての記載欄が設けられている。

なお、増改築の基準で認定を受け、基準に将来的に適合するよう更新することを維持保全計画に記述している住宅の地位を引き継ぐ場合は、承継者に対しても当該内容が引き継がれることに留意が必要である。

⑪ 承認通知書

地位の承継について承認した旨を、所管行政庁が承継者に通知する書類。

5. 住棟申請（法第5条第4項又は第5項の規定による申請）について

新築分譲マンションなどの区分所有建物の場合には、デベロッパー等の分譲事業者が申請・認定を受けた後、マンションの維持管理を行う管理組合等の設立後、分譲事業者と管理組合等が共同して変更の申請を行うこととなる。管理組合決定時の変更申請の手続は、管理組合設立のため様々な手続き等に要する期間を勘案し、管理組合選任時から3月以内に申請することとしている。

次に共同住宅（分譲マンション）の場合の申請のモデルを示すので参照されたい。

a. 着工前申請時点

- ・分譲事業者が、設計された共同住宅に係る計画について認定申請する段階。この段階では維持管理実施者（管理組合等）が決まっていないため、分譲事業者のみが申請者となる（法第5条第4項）。
- ・申請は第一号の二様式を用い、第一面から第四面を作成（第三面の建築物の住戸に関する事項は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面にまとめて記載しても良い。）。第四面は「法第5条第4項の規定に基づく申請の場合」の様式を用いる。

b. 管理者等の選任時点（法第9条関係）

- ・住棟建設・販売後、当該区分所有住宅の管理者等が選任された段階（選任時から3か月以内）で変更認定の申請を行い、当該変更に係る認定通知書を受ける。
- ・変更申請には、第6号様式を用いる。分譲事業者及び当該区分所有住宅の管理者等が共同して変更申請書を作成する。第二面は建築後の維持保全の方法及び期間、建築及び維持保全に係る資金計画等をまとめて記載するが、管理者等が維持保全を管理会社と共同して行う場合、当該管理会社の名称も併せて記載することとなる。

c. 区分所有者による増改築時点

- ・住戸の区分所有者が、増改築に該当する工事（増改築に該当しない改修や設備機器の更新の申請は不要となる。）を実施する段階。この段階では認定住戸の維持管理実施者（管理組合等）が存在しているため、維持管理実施者が申請者となる（法第5条第5項）。
- ・申請は第一号の二様式を用い、第一面から第四面を作成（第三面の建築物の住戸に関する事項は、複数の住戸を対象とする場合は記載すべき事項の全てが明示された別の書面にまとめて記載しても良い。）。第四面は「法第5条第5項の規定に基づく申請の場合」の様式を用いる。

6. マンション管理認定計画のみなし規定（法第5条第5項の規定による申請）について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画のうち、「国土交通省令で定める維持保全に関する基準」に適合するものに係るマンションの管理者等が長期優良住宅建築等計画等の認定の申請をした場合における認定基準の適用について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の6に規定する通知書及び認定管理計画又はこれらの写しを用いた申請を行う場合、長期優良住宅の維持保全に係る基準に適合しているものとみなすこととされている。

国土交通省令で定める維持保全に関する基準は、以下の①から④までの内容が認定管理計画に定められていることとなっており、具体的には、以下の基準を満たすことが確認できる長期修繕計画等を併せて添付して申請することが想定される。

- ① 法第2条第3項各号に掲げる住宅の部分※について、点検の対象となる部分の仕様に応じた点検の項目及び時期が定められたものであること
- ② ①の点検の時期がそれぞれ認定対象建築物の建築の完了又は直近の点検、修繕若しくは改良から10年を超えないものであること
- ③ 点検の結果を踏まえ必要に応じて、改良を行うこととされていること
- ④ 地震時及び台風時に臨時点検を実施することとされていること

※法第2条第3項各号に掲げる住宅の部分

- ・住宅の構造耐力上主要な部分：
住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの
- ・住宅の雨水の浸入を防止する部分：
住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠その他の建具
- ・住宅の給水又は排水の設備：
住宅に設ける給水又は排水のための配管設備

上記基準を満たす長期修繕計画等の添付にあたっては、法第2条第3項各号に掲げる住宅の部分について、点検の対象となる部分の仕様に応じて、専有部分を含め点検の項目及び時期を明記されたものであること等に留意することが求められる。

なお、維持保全の内容については、施行規則第16条第1項第10号に掲げる「維持保全の記録」として、認定計画実施者が保存する必要がある点にも留意することが求められる。

2 章. 記入例 1（一戸建ての木造軸組み住宅用）

2 章 記入例 1（一戸建ての木造軸組み住宅用）

1. 認定申請書（規則第一号様式）

（第一面）

認 定 申 請 書
（新 築 / 増 築・改 築）

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条^{〔第1項〕}_{〔第2項〕}^{〔第3項〕}の規定に基づき、長期優良住宅建築等
計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 法第5条第2項の規定に基づく申請にあつては、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
3. 申請者（法第5条第2項に基づく申請にあつては、一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
4. 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

(第一面)

認 定 申 請 書
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地 ○○県○○市○○町○-○-○
申請者の氏名又は名称 住宅太郎
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条 第1項 第2項 第3項 の規定に基づき、長期優良住宅建築等
計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄
年 月 日	年
第 号	第
係員氏名	係員氏名

税優遇を受けるためには認定通知書の宛名が税優遇を受ける個人である必要がある。そのため、複数の者が税優遇を受けるためには、税優遇を受ける複数の者を連名として申請者の氏名又は名称欄に記載する必要がある。

また、複数の分譲事業者が事業主体となる場合、第3項の規定に基づく申請の申請者を代表幹事社一社のみとすることができる。代表幹事社一社とすることで、計画変更時、譲受人の決定時等に必要な申請書類について複数事業者の押印ではなく、代表幹事者の押印のみとすることができ、手続きを簡略化できる。

(注意)

1. この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 法第5条第2項の規定に基づく申請にあつては、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
3. 申請者（法第5条第2項に基づく申請にあつては、一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
4. 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

(第二面)

長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】				
【2. 敷地面積】		㎡		
【3. 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築・改築				
【4. 建築面積】		㎡		
【5. 床面積の合計】		㎡		
【6. 建て方】 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等				
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】		階	㎡	階 ㎡
【共同住宅等の場合：住戸の数】		建築物全体		戸
		認定申請対象住戸		戸
【7. 建築物の高さ等】				
【最高の高さ】				
【最高の軒の高さ】				
【階数】 (地上)		階 (地下)	階	
【8. 構造】		造 一部	造	
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】				
【10. 確認の特例】				
法第6条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有				
【11. 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】				
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 ☐ 無 ☐ 有				

(注意)

1. 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。
3. 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
4. 【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
5. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第二面)

長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇		
【2. 敷地面積】	165.00	m ²	
【3. 工事種別】	☒ 新築	☐ 増築・改築	建築基準法に基づく 延べ面積を記載
【4. 建築面積】	70.67	m ²	
【5. 床面積の合計】	122.23	m ²	
【6. 建て方】	☒ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等		
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】	1階	65.92 m ²	2階
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体		戸
【7. 建築規模】	当該欄において1の階の床面積が40 m ² 以上であることを確認するため、 規模の基準に則り、階段部分面積を除いた専用部分面積を記載		
【最高の高さ】	7.95m		
【最高の軒の高さ】	6.54m		
【階数】	(地上)	2階	(地下) 階
【8. 構造】	木 造 一部 造		
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添確認書による		
【10. 確認の特例】	法第6条第2項の規定による申出の有無 ☒ 無 ☐ 有		
【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項又は 第4項の規定により、その確認書（別添確認書による、別添設計内容説明書による）などに記載した確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成14年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 ☐ 無 ☒ 有		

(注意)

<略>

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

--

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

--

② 維持保全に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	年	月	日

(注意)

1. 3①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
3. 共同住宅等に係る申請である場合でも、3①及び②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。
4. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

維持保全の方法：〇〇工務店（●●県〇〇市）による点検・保証システムを実施
【別添の維持保全計画書参照】
維持保全の期間：30年

点検実施予定者の情報
(事業者名・所在地) も記載

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

建築に要する費用 3000万円

② 維持保全に係る資金計画

修繕資金として年間6万円の積立を行う。

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕 令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕 令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

(注意)

1. 3①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
3. 共同住宅等に係る申請である場合でも、3①及び②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。
4. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

--

3. 住宅の建築に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	年	月	日

5. 譲受人の決定の予定時期 年 月

(注意)

1. 3 欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

維持保全の方法：〇〇工務店（●●県〇〇市）による点検・保証システムを実施
【別添の維持保全計画書参照】
維持保全の期間：30年

点検実施予定者の情報
(事業者名・所在地) も記載

3. 住宅の建築に係る資金計画

建築に要する費用 3000万円

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕 令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕 令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

5. 譲受人の決定の予定時期 令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

(注意)

1. 3 欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

2. 設計内容説明書（参考様式1）【増築・改築用】

一戸建て住宅の木造軸組住宅用

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

（第一面）

建築物の名称			
建築物の所在地			
建築士の氏名		建築士番号	
審査員氏名			
建築基準法への適合性の確認	建築基準法の規定違反の有無 ☐ 無		
新築時の長期優良住宅認定の確認	新築時の長期優良住宅認定の有無 ☐ 無 ☐ 有（ ☐ 新築時の長期優良住宅認定の取り下げを行った。）		
現況検査で確認できなかった対象部位	☐ 無 ☐ 有（ ☐ 増改築時に確認し、劣化事象が見つかった場合には、補修または補修を行わない箇所については維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定めた。）		
現況検査で判明した劣化事象の対応（増改築時に判明したものを含む）	☐ 補修または補修を行わない箇所については維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定めた。		
☐ 次の性能に係る長期使用構造等とするための増築または改築を行う。 ⇒ 代表的な工事を以下に記載する。 ☐ 劣化対策 ☐ 耐震性 ☐ 省エネ性 ☐ 維持管理対策 ⇒ 具体的な工事の内容（ ）			
	図書の分類		
長期優良住宅の基準にかかる既築部分（増改築しない部分）の仕様について根拠となる図書がある場合	☐ 建設住宅性能評価書の図書 ☐ フラット35適合証明書の図書 ☐ 公庫融資現場判定通知書の図書 ☐ 確認済証＋検査済証＋図書 ☐ 既築部分の仕様について、現況と図書に相違がないことを確認した。		
	☐ 設計住宅性能評価書の図書 ☐ その他図書（ ） ☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごとに一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認した。 既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他（ ）		
	☐ その他図書（ ） ☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごと、部位・仕様ごとに一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認・作成した。 既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他（ ）		
上記図書がない場合	☐ その他図書（ ） ☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごと、部位・仕様ごとに一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認・作成した。 既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他（ ）		

(記入例)

(第一面)

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

建築物の名称	住宅太郎邸増改築工事		
建築物の所在地	●●県●●市●●町●●-●●-●●		
建築士の氏名	長期 優太	建築士番号	第1234567号
審査員氏名			

建築基準法への適合性の確認	建築基準法の規定違反の有無 ☒ 無
新築時の長期優良住宅認定の確認	新築時の長期優良住宅認定の有無 ☒ 無 ☐ 有 (☐ 新築時の長期優良住宅認定の取り下げを行った。)
現況検査で確認できなかった対象部位	☐ 無 ☒ 有 (☒ 増改築時に確認し、劣化事象が見つかった場合には、補修または補修を行わない箇所については維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定めた。)
現況検査で判明した劣化事象の対応 (増改築時に判明したものを含む)	☒ 補修または補修を行わない箇所については維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定めた。

☒ 次の性能に係る長期使用構造等とするための増築または改築を行う。 ⇒ 代表的な工事を以下に記載する。	
☒ 劣化対策 ☒ 耐震性 ☒ 省エネ性 ☐ 維持管理対策 ⇒ 具体的な工事の内容 (居室を増築)	

	図書の分類
長期優良住宅の基準にかゝる既築部分(増改築しない部分)の仕様について根拠となる図書がある場合	☐ 建設住宅性能評価書の図書 ☐ フラット35適合証明書の図書 ☐ 公庫融資現場判定通知書の図書 ☐ 確認済証+検査済証+図書 ☐ 既築部分の仕様について、現況と図書に相違がないことを確認した。
	☒ 設計住宅性能評価書の図書 ☐ その他図書 () ☒ 既築部分の仕様について、性能項目ごとに一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認した。
	既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☒ 現場写真 ☒ 納品書 ☐ その他 ()
上記図書がない場合	☐ その他図書 () ☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごと、部位・仕様ごとに一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認・作成した。
	既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他 ()

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	増改築の実施	設計内容確認欄
		目	内容			
1. 構造躯体等の劣化対策 ☐ 本基準に係る全ての増改築を実施しない	外壁の軸組等	外壁の構造(地面から1m)	・ 外壁通気構造等 (☐ 通気構造等 ☐ その他) ・ 柱[☐ 製材 (樹種) ☐ 集成材等(種類)] 小径(cm) 薬剤処理[☐ 有 (方法) ☐ 無 ☐ 露出部分の防腐・防蟻処理+維持保全の強化 ・ 柱以外の軸材[☐ 製材 (樹種) ☐ 集成材等(種類)] 薬剤処理[☐ 有 (方法) ☐ 無 ☐ 露出部分の防腐・防蟻処理+維持保全の強化 ・ 構造用合板等の種類 (構造用合板) 薬剤処理[☐ 有 (方法) ☐ 無 ☐ 露出部分の防腐・防蟻処理+維持保全の強化 ☐ K3以上の薬剤処理(工場処理)	☐ 仕上表 ☐ 伏図 ☐	☐ 増改築を実施	
	土台	防腐・防蟻処理	・ 土台に接する外壁下端水切り (☐ 有 ☐ 無) ・ 土台の樹種 () ・ 薬剤処理 [☐ 有 (方法) ☐ 無 ☐ 露出部分の防腐・防蟻処理+維持保全の強化	☐ 仕上表 ☐ 伏図 ☐	☐ 増改築を実施	
	浴室・脱衣室の防水	防水上の措置	・ 浴室 (☐ 浴室ユニット ☐ 防水上有効な仕上げ ☐ その他の防水措置 ☐ 防腐措置) 方法: () ・ 脱衣室 (☐ 防水上有効な仕上げ ☐ その他の防水措置 ☐ 防腐措置) 方法: ()	☐ 仕上表 ☐	☐ 増改築を実施	
	地盤	防蟻措置	・ 防蟻措置 (☐ 有 ☐ 対象区域外) ☐ ベタ基礎等 ☐ 土壌処理 ☐ その他 土壌処理方法: () ☐ 基礎内周部にコンクリート打設 + コンクリートのひび割れ等による隙間なし + 維持保全の強化	☐ 仕上表 ☐	☐ 増改築を実施	
	基礎高さ	基礎高さ	・ 地面から基礎上端又は土台下端までの高さ (mm) ☐ 400mm以上 ☐ 300mm以上+基礎まわりの雨はね防止措置+維持保全の強化	☐ 仕上表 ☐ 矩形図 ☐	☐ 増改築を実施	
	床下防湿措置等	床下地盤面の防湿措置	・ 防湿方法 ☐ コンクリート (厚さ mm) ☐ 防湿フィルム (材料 厚さ mm) ☐ コンクリートのひび割れ等による隙間なし + 床下木部が湿潤していない + 維持保全の強化	☐ 仕上表 ☐ 基礎伏図 ☐ 矩形図 ☐	☐ 増改築を実施	
	床下換気	床下換気措置	・ 基礎部の開口 [(換気口の設置間隔 mm) 維持保全の強化 (☐ 有 ☐ 無) (開口高さ mm 、 幅 mm)] ・ ねこ土台 (有効面積 cm ² /m 、 高さ cm)	☐ 仕上表		
	小屋裏換気	小屋裏換気措置	・ 小屋裏の有無 (☐ 有 ☐ 無) ・ 換気口位置 (給気口: 排気口:) ☐ 換気口の面積の天井面積に対する割合 (給気口: 排気口:) ☐ 野地板等の小屋裏木部が湿潤していない+維持保全の強化	☐ 仕上表 ☐ 立面図 ☐	☐ 増改築を実施	
点検措置	床下空間 小屋裏空間	・ 床下空間への設置 点検口 (☐ 有 ☐ 無) ・ 床下有効高さ (mm) ☐ 床下空間の有効高さ (mm) ☐ 点検口から目視等により点検可能 ・ 小屋裏空間への設置 点検口 (☐ 有 ☐ 無)	☐ 平面図 ☐ 伏図 ☐	☐ 増改築を実施		
劣化事象	著しい劣化事象等	☐ 劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められたが補修を行う				

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	増改築の実施	設計内容確認欄
		項目	設計内容			
1. 構造躯体等の劣化対策 ☐ 本基準に係る全ての増改築を実施しない	外壁の軸組等	外壁の構造(地面から1m)	・ 外壁通気構造等 (☒ 通気構造等 ☐ その他) ・ 柱[☐ 製材 (樹種) ☐ 集成材等(種類)] 小径(cm) 薬剤処理[☐ 有 (方法) ☐ 無 ☒ 露出部分の防腐・防蟻処理+維持保全の強化 ・ 柱以外の軸材[☐ 製材(樹種) ☐ 集成材等(種類)] 薬剤処理[☐ 有 (方法) ☐ 無 ☒ 露出部分の防腐・防蟻処理+維持保全の強化 ・ 構造用合板等の種類 (構造用合板) 薬剤処理[☐ 有 (方法) ☐ 無 ☒ 露出部分の防腐・防蟻処理+維持保全の強化 ☐ K3以上の薬剤処理(工場処理)	☒ 仕上表 ☐ 伏図 ☐	☒ 増改築を実施	
	土台	防腐・防蟻処理	・ 土台に接する外壁下端水切り (☒ 有 ☐ 無) ・ 土台の樹種 () ・ 薬剤処置 [☐ 有 (方法) ☐ 無 ☐ 露出部分の防腐・防蟻処理+維持保全の強化	☒ 仕上表 ☐ 伏図 ☐	☒ 増改築を実施	
	浴室・脱衣室の防水	防水上の措置	・ 浴室 (☒ 浴室ユニット ☐ 防水上有効な仕上げ ☐ その他の防水措置 ☐ 防腐措置) 方法: () ・ 脱衣室 (☒ 防水上有効な仕上げ ☐ その他の防水措置 ☐ 防腐措置) 方法: ()	☒ 仕上表 ☐	☒ 増改築を実施	
	地盤	防蟻措置	・ 防蟻措置 (☒ 有 ☐ 対象区域外) ☒ ベタ基礎等 ☐ 土壌処理 ☐ その他 土壌処理方法: () ☐ 基礎内周部にコンクリート打設+コンクリートのひび割れ等による隙間なし+維持保全の強化	☒ 仕上表 ☐	☒ 増改築を実施	
	基礎高さ	基礎高さ	・ 地面から基礎上端又は土台下端までの高さ (☒ 350 mm) ☐ 400mm以上 ☒ 300mm以上+基礎まわりの雨はね防止措置+維持保全の強化	☒ 仕上表 ☐ 矩形図 ☐	☒ 増改築を実施	
	床下防湿措置等	床下地盤面の防湿措置	・ 防湿方法 ☒ コンクリート (厚さ 60 mm) ☒ 防湿フィルム (材料 JISA6930 厚さ 0.1 mm) ☐ コンクリートのひび割れ等による隙間なし+床下木部が湿潤していない+維持保全の強化	☐ 仕上表 ☒ 基礎伏図 ☒ 矩形図 ☐	☒ 増改築を実施	
	床下換気措置	床下換気措置	・ 基礎部の開口 [(換気口の設置間隔 4000 mm) 維持保全の強化 (☐ 有 ☐ 無) (開口高さ 150 mm 、 幅 200 mm)] ・ ねこ土台 (有効面積 cm ² /m 、 高さ cm)	☒ 仕上表		
	小屋裏換気	小屋裏換気措置	・ 小屋裏の有無 (☒ 有 ☐ 無) ・ 換気口位置 (給気口: 軒裏 排気口: 頂部) ☒ 換気口の面積の天井面積に対する割合 (給気口: 1.5/900 排気口: 1.2/1600) ☐ 野地板等の小屋裏木部が湿潤していない+維持保全の強化	☒ 仕上表 ☐ 立面図 ☐	☒ 増改築を実施	
点検措置	床下空間 小屋裏空間	・ 床下空間への設置 点検口 (☒ 有 ☐ 無) ・ 床下有効高さ (350 mm) ☐ 床下空間の有効高さ (mm) ☐ 点検口から目視等により点検可能 ・ 小屋裏空間への設置 点検口 (☒ 有 ☐ 無)	☒ 平面図 ☒ 伏図 ☐	☒ 増改築を実施		
劣化事象	著しい劣化事象等	☒ 劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められたが補修を行う				

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	増改築の実施	設計内容確認欄
		項目	設計内容			
2. 耐震性 ☐ 本基準に係る全ての増改築を実施しない	構造躯体及び基礎等	検証方法	☐ 新築時の耐震性を確認でき、耐震性に影響のある増改築等が行われていない ☐ S56.6.1以降着工 ☐ 耐震改修法告示lw値 ≥ 1.0 ☐ 耐震改修法告示と同等 () ☐ 耐震等級(倒壊等防止)等級1以上 ☐ 免震建築物 ☐ 平成12年建設省告示第2009号第1第3号による免震建築物 ・ 同告示第2の該当する号 ☐ 一号(建築基準法20条第1項第四号に掲げる建築物) ☐ 二号(建築基準法20条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物) ☐ 三号(時刻歴応答解析を行い大臣認定を取得) ・ 免震層、免震材料の維持に関する計画 ☐ 免震材料等の維持管理に関する計画 ☐ 敷地の管理に関する計画	☐ 構造計算書 ☐ 耐震診断結果報告書		
		耐力壁	筋交い 種類 () 寸法 () 耐力壁 種類 () 寸法 () 木摺耐力壁 種類 () 寸法 () ・ 間隔 () 面材耐力壁 種類 () ・ 面材厚さ (mm) 倍率 () ・ 釘種類 () 釘間隔 (mm)	☐ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	☐ 増改築を実施	
	準耐力壁	木摺準耐力壁	種類 () 寸法 ()	☐ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	☐ 増改築を実施	
		面材耐力壁	種類 () ・ 面材厚さ (mm) 倍率 () ・ 釘種類 () 釘間隔 (mm)			
	床組等	火打ち構面	種類 () ・ 隅長 () 取合梁背 () ・ 火打ち構面位置 ()	☐ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	☐ 増改築を実施	
		2階床面	・ 面材の種類 () ・ 根太間隔 (mm) 工法 () ・ 釘種類 () 釘間隔 (mm)			
		3階床面	・ 面材の種類 () ・ 根太間隔 (mm) 工法 () ・ 釘種類 () 釘間隔 (mm)			
		小屋床面	・ 面材の種類 () ・ 根太間隔 (mm) 工法 () ・ 釘種類 () 釘間隔 (mm)			
		屋根面	屋根勾配 勾配 () 屋根構面 面材の種類 () ・ 垂木間隔 (mm) 工法 () ・ 釘種類 () 釘間隔 (mm)	☐ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	☐ 増改築を実施	
	接合部	筋交い端部の接合部	・ 接合部の仕様 () ()	☐ 構造伏図 ☐ 仕上表 ☐	☐ 増改築を実施	
		柱脚・柱頭の接合部	・ 柱脚・柱頭の接合部の検証方法 ☐ 平成12年建設省告示第1460号(仕様規定) ☐ N値計算法 ☐ 許容応力度等計算 ☐ その他 ()			
		横架材接合部	・ 接合部の仕様 () ()			
		胴差しと通し柱の接合部	・ 接合部の仕様 () ()			
		基礎	基礎の形式 ☐ 布基礎 ☐ べた基礎 ☐ その他 () 寸法及び配筋等の検証方法 ☐ スパン表による (種類:) ☐ 許容応力度計算による ☐ その他 () アンカーボルト 品質 () 埋め込み長さ (mm) 位置・間隔 ()	☐ 基礎伏図 ☐ 構造計算書 ☐ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐	☐ 増改築を実施	
	横架材	寸法及び配筋等の検証方法	☐ スパン表による (種類:) ☐ 許容応力度計算による ☐ その他 ()	☐ 構造計算書 ☐ 構造伏図 ☐	☐ 増改築を実施	
	劣化事象	著しい劣化事象等	☐ 構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められたが補修を行う			

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	増改築の実施	設計内容確認欄
		項目	設計内容			
2. 耐震性 ☐ 本基準に係る全ての増改築を実施しない	構造躯体及び基礎等	検証方法	☒ 新築時の耐震性を確認でき、耐震性に影響のある増改築等が行われていない ☐ S56.6.1以降着工 ☐ 耐震改修法告示hw値 ≥ 1.0 ☒ 耐震改修法告示と同等 (建防協の一般診断法) ☐ 耐震等級(倒壊等防止)等級1以上 ☐ 免震建築物 ☐ 平成12年建設省告示第2009号第1第3号による免震建築物 ・ 同告示第2の該当する号 ☐ 一号(建築基準法20条第1項第四号に掲げる建築物) ☐ 二号(建築基準法20条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物) ☐ 三号(時刻歴応答解析を行い大臣認定を取得) ・ 免震層、免震材料の維持に関する計画 ☐ 免震材料等の維持管理に関する計画 ☐ 敷地の管理に関する計画	☐ 構造計算書 ☒ 耐震診断結果報告書		
	耐力壁	筋交い耐力壁	・種類 (方方向筋交) 寸法 (45×90mm) ・種類 (たすき掛け) 寸法 (45×90mm)	☒ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	☒ 増改築を実施	
		木摺耐力壁	・種類 () 寸法 () ・間隔 ()			
		面材耐力壁	・種類 () ・面材厚さ () mm 倍率 () ・釘種類 () 釘間隔 () mm			
	準耐力壁	木摺準耐力壁	・種類 () 寸法 ()	☒ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	☒ 増改築を実施	
		面材耐力壁	・種類 (せっこうボード片面) ・面材厚さ (15 mm) 倍率 () ・釘種類 (CNF40) 釘間隔 (150 mm)			
	床組等	火打ち構面	・種類 (火打ち金物HIB) ・間長 (700mm) 取合梁背 (150mm以上) ・火打ち構面位置 (2階床、小屋床)	☒ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	☒ 増改築を実施	
		2階床面	・面材の種類 (構造用合板厚12mm) ・根太間隔 (303 mm) 工法 (半欠き) ・釘種類 (N50) 釘間隔 (150 mm)			
		3階床面	・面材の種類 () ・根太間隔 () mm 工法 () ・釘種類 () 釘間隔 () mm			
		小屋床面	・面材の種類 () ・根太間隔 () mm 工法 () ・釘種類 () 釘間隔 () mm			
	屋根面	屋根勾配	・勾配 (4寸)	☒ 構造伏図 ☒ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	☒ 増改築を実施	
		屋根構面	・面材の種類 (構造用合板厚12mm) ・垂木間隔 (455 mm) 工法 (転ばし) ・釘種類 (N50) 釘間隔 (150 mm)			
	接合部	筋交い端部の接合部	・接合部の仕様 (筋交プレート)	☒ 構造伏図 ☒ 仕上表 ☐	☒ 増改築を実施	
		柱脚・柱頭の接合部	・柱脚・柱頭の接合部の検証方法 ☐ 平成12年建設省告示第1460号(仕様規定) ☒ N値計算法 ☐ 許容応力度等計算 ☐ その他 ()			
		横架材接合部	・接合部の仕様 (羽子板ボルト 短冊金物)			
		胴差しと通し柱の接合部	・接合部の仕様 (腰掛け蟻+羽子板ボルト)			
	基礎	基礎の形式	☐ 布基礎 ☒ べた基礎 ☐ その他 ()	☒ 基礎伏図 ☐ 構造計算書 ☐ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐	☒ 増改築を実施	
		寸法及び配筋等の検証方法	☒ スパン表による (種類: 日本住宅木材技術センター) ☐ 許容応力度計算による ☐ その他 ()			
		アンカーボルト	・品質 (亜鉛メッキ処理) ・埋め込み長さ (250 mm) ・位置・間隔 (柱芯から150mm、間隔1820mm)			
	横架材	寸法及び配筋等の検証方法	☒ スパン表による (種類: 日本住宅木材技術センター) ☐ 許容応力度計算による ☐ その他 ()	☐ 構造計算書 ☒ 構造伏図 ☐	☒ 増改築を実施	
	劣化事象	著しい劣化事象等	☒ 構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められたが補修を行う			

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

(第二面)

認定事項等	確 認 項 目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容 確認欄
		項目	設計内容			
3. 可 変 性			(一戸建て住宅のため該当なし)			
4. 維持管理 更新の容易性 (専用配管) (ガス管を除く)	専 用 配 管 *	コンクリート 内埋込み配管	☐ 排水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 給水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 給湯管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画)	☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐ 矩形図	☐ 増改築を実施	
☐ 本基準に係る全ての 増改築を実施しない	*	地 中 埋 設 管	地 中 埋 設 管 上 のコンクリート 打 設 ☐ 排水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 給水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 給湯管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている	☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐	☐ 増改築を実施	
		専 用 排 水 管	排 水 管 の 清 掃 措 置 ・ 便所 [☐ 排水ますに隣接 ☐ 掃除口 ☐ 露出又は開口有] ・ その他の水まわり [☐ トラップ ☐ 掃除口 ☐ 露出又は開口有]	☐ 配置図 ☐ 平面図	☐ 増改築を実施	
		排水管の形状 等(継手及び ヘッダーを含 む)	排 水 管 等 の 内 面 設 置 状 態 ☐ 平滑である(仕様等) ☐ その他 () ☐ たわみ等が生じないように設置 措置 () ☐ その他 ()	☐ 仕上表 ☐	☐ 増改築を実施	
		配 管 点 検 口	主 要 接 合 部 等 の 点 検 措 置 ・ 排水管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)] ・ 給水管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)] ・ 給湯管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)] ・ 給水管とバルブ及びヘッダー [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)] ・ 給湯管とバルブ及びヘッダー [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)]	☐ 平面図 ☐	☐ 増改築を実施	
5. 高 齢 者 等 対 策			(一戸建て住宅のため該当なし)			

※ この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

* 一戸建ての住宅の専用配管で床下から屋外へ接続する部分が基礎下に配管されているものは除く。

(記入例)

(第二面)

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容 確認欄
		項目	設計内容			
3. 可 変 性			(一戸建て住宅のため該当なし)			
4. 維持管理 更新の容易性 (専用配管) (ガス管を除く) ■ 本基準に 係る全ての 増改築を実 施しない	専用配管*	コンクリート 内埋込み配管	☒ 排水管 (☐ 無 ☒ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☒ 給水管 (☐ 無 ☒ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☒ 給湯管 (☐ 無 ☒ 維持保全計画に将来的な適合を計画)	☐ 仕上表 ☒ 平面図 ☒ 矩形図	☐ 増改築を実施	
	地中埋設管*	地中埋設管上 のコンクリート 打設	☒ 排水管 (☐ 無 ☒ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☒ 給水管 (☐ 無 ☒ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☒ 給湯管 (☐ 無 ☒ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている	☐ 仕上表 ☒ 平面図 ☐	☐ 増改築を実施	
	専用排水管	排水管の 清掃措置	・ 便所 [☒ 排水ますに隣接 ☐ 掃除口 ☐ 露出又は開口有] ・ その他の水まわり [☒ トラップ ☐ 掃除口 ☐ 露出又は開口有]	☐ 配置図 ☒ 平面図	☐ 増改築を実施	
	排水管の形状 等(継手及び ヘッダーを含 む)	排水管等の 内面 設置状態	☒ 平滑である(仕様等 VP管溶着) ☐ その他 () ☒ たわみ等が生じないように設置 措置 (支持金物にて固定) ☐ その他 ()	☒ 仕上表 ☐	☐ 増改築を実施	
	配管点検口	主要接合部 等の点検措置	・ 排水管と設備機器の接合部 [(☒ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)] ・ 給水管と設備機器の接合部 [(☒ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)] ・ 給湯管と設備機器の接合部 [(☒ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)] ・ 給水管とバルブ及びヘッダー [(☒ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)] ・ 給湯管とバルブ及びヘッダー [(☒ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)]	☒ 平面図 ☐	☐ 増改築を実施	
5. 高齢者等 対策			(一戸建て住宅のため該当なし)			

※ この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

* 一戸建ての住宅の専用配管で床下から屋外へ接続する部分が基礎下に配管されているものは除く。

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容 確認欄	
		項目	設計内容				
6. 省エネルギー対策 ☐ 本基準に係る全ての増改築を実施しない 住宅全体 地域の区分 ()		適用する基準	断熱等性能等級 ☐ 非住宅・住宅計算方法 ☐ 住宅仕様基準 ☐ 誘導仕様基準 一次エネルギー消費量等級 ☐ 非住宅・住宅計算方法 ☐ 住宅仕様基準 ☐ 誘導仕様基準	☐			
【断熱等性能等級】 (等級)	非住宅・住宅計算方法	外皮平均熱貫流率	☐ 外皮平均熱貫流率 (U_A 値) の基準に適合	☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 矩計図 ☐ 建具表 ☐ 計算書	☐ 増改築を実施		
		冷房期の平均日射熱取得率	☐ 冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC} 値) の基準に適合				
	住宅仕様基準・誘導仕様基準	外皮の熱貫流率の基準または、断熱材の熱抵抗の基準	屋根 () 部位の熱貫流率 ($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗 ($m^2 \cdot K/W$)				
			天井 () 部位の熱貫流率 ($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗 ($m^2 \cdot K/W$)				
壁 () 部位の熱貫流率 ($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗 ($m^2 \cdot K/W$)							
床 外気に接する部分 部位の熱貫流率 ($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗 ($m^2 \cdot K/W$) その他の部分 部位の熱貫流率 ($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗 ($m^2 \cdot K/W$)							
土間床等の外周部 外気に接する部分 部位の熱貫流率 ($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗 ($m^2 \cdot K/W$) その他の部分 部位の熱貫流率 ($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗 ($m^2 \cdot K/W$)							
開口部の断熱性能等			☐ 開口部の断熱性能等に関する基準に適合 ☐ 緩和措置有り ☐ 窓の断熱 (2%緩和) ☐ 窓の日射 (4%緩和)				
結露防止対策	結露の発生防止対策	☐ 防湿層の設置 (繊維系断熱材等を使用する場合) ☐ 設置 () ☐ 省略 () ☐ 通気層の設置 (外壁・屋根を断熱構造とする場合) ☐ 屋根 【 ☐ 有 () ☐ 省略 () 】 ・ 防風層の設置 () ☐ 外壁 【 ☐ 有 () ☐ 省略 () 】 ・ 防風層の設置 ()	☐ 仕上表 ☐ 矩形図 ☐	☐ 増改築を実施			
劣化事象	著しい劣化事象等	☐ 断熱等の性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 断熱等の性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められるが補修を行う					

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

令和4年 9 月 30 日以前に新築した場合

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容確認欄
		項目	設計内容			
6. 省エネルギー対策 ☐ 本基準に係る全ての増改築を実施しない 住宅全体地域の区分 (6)		適用する基準	断熱等性能等級 ☒ 非住宅・住宅計算方法 ☐ 住宅仕様基準 ☐ 誘導仕様基準 一次エネルギー消費量等級 ☒ 非住宅・住宅計算方法 ☐ 住宅仕様基準 ☐ 誘導仕様基準	☐		
【断熱等性能等級】 (等級 4)	非住宅・住宅計算方法	外皮平均熱貫流率	☒ 外皮平均熱貫流率(U_A 値)の基準に適合	☒ 平面図 ☒ 立面図 ☒ 矩計図 ☒ 建具表 ☒ 計算書	☒ 増改築を実施	
		冷房期の平均日射熱取得率	☒ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値)の基準に適合			
	住宅仕様基準・誘導仕様基準	外皮の熱貫流率の基準または、断熱材の熱抵抗の基準	屋根 () 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) 天井 () 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) 壁 () 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) 床 外気に接する部分 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) () 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) その他の部分 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) () 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) 土間床等の外周部 外気に接する部分 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) () 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) その他の部分 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) () 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$)			
		開口部の断熱性能等	☐ 開口部の断熱性能等に関する基準に適合 ☐ 緩和措置有り ☐ 窓の断熱(2%緩和) ☐ 窓の日射(4%緩和)			
		結露防止対策	☒ 防湿層の設置(繊維系断熱材等を使用する場合) ☒ 設置 (ooooo) ☐ 省略 () ☒ 通気層の設置(外壁・屋根を断熱構造とする場合) ☒ 屋根 【 ☒ 有 () ☐ 省略 () 】 ・ 防風層の設置 (ooooo) ☒ 外壁 【 ☒ 有 () ☐ 省略 () 】 ・ 防風層の設置 (ooooo)			
	劣化事象	著しい劣化事象等	☒ 断熱等の性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 断熱等の性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められるが補修を行う			

【一次エネルギー消費等級】 (等級)	非住宅・住宅計算方法	外皮性能値	・ 外皮平均熱貫流率(UA値) ☐ 一次エネルギー消費量計算結果表による ・ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値) ・ 暖房期の平均日射熱取得率(η_{AH} 値)	☐ 仕上表 ☐ 計算書 ☐ 面積表 ☐ 平面図 ☐ 機器表 ☐ 系統図	☐ 増改築を実施	
		居室等の面積	・ 合計の床面積 ☐ 一次エネルギー消費量計算結果表による ・ 主たる居室 ・ その他の居室			
		一次エネルギー消費量	・ 基準一次エネルギー消費量 ☐ 一次エネルギー消費量計算結果表による ・ 設計一次エネルギー消費量			
		設備機器等の仕様	☐ 一次エネルギー消費量計算結果表による			
	住宅仕様基準	暖房設備	・ 暖房方式 () ・ 暖房機器の仕様等 ()			
		冷房設備	・ 冷房方式 () ・ 冷房機器の仕様等 ()			
		換気設備	・ 換気機器の仕様等 ()			
		照明設備	☐ 非居室に白熱灯または同等以下の性能の照明を採用していない			
		給湯設備	☐ 給湯熱源機の種類等 ()			
		誘導仕様基準	暖房設備			
	冷房設備		・ 冷房方式 () ・ 冷房機器の仕様等 ()			
	換気設備		・ 熱交換換気設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・ 換気機器の仕様等 ()			
	照明設備		☐ 全ての照明設備がLED又は同等以上			
	給湯設備		☐ 給湯熱源機の種類等 () ・ 所定の省エネ対策の実施 ☐ ヘッダー方式 分岐後配管径13A以下 ☐ 浴室シャワーの節湯水栓の使用 ☐ 高断熱浴槽の採用			
	劣化事象	著しい劣化事象等	☐ エネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであることを確認した ☐ エネルギー利用効率化設備等のうち作動しないものがあるが補修を行う			

(記入例)

【一次エネルギー消費量等級】 (等級 4)	非住宅・住宅計算方法	外皮性能値	・外皮平均熱貫流率(UA値) ■ 一次エネルギー消費量計算結果表による ・冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値) ・暖房期の平均日射熱取得率(η_{AH} 値)	■ 仕上表 ■ 計算書 ■ 面積表 ■ 平面図 ■ 機器表 ■ 系統図	■ 増改築を実施	
		居室等の面積	・合計の床面積 ■ 一次エネルギー消費量計算結果表による ・主たる居室 ・その他の居室			
		一次エネルギー消費量	・基準一次エネルギー消費量 ■ 一次エネルギー消費量計算結果表による ・設計一次エネルギー消費量			
		設備機器等の仕様	■ 一次エネルギー消費量計算結果表による			
	住宅仕様基準	暖房設備	・暖房方式 () ・暖房機器の仕様等 ()		☐ 増改築を実施	
		冷房設備	・冷房方式 () ・冷房機器の仕様等 ()			
		換気設備	・換気機器の仕様等 ()			
		照明設備	☐ 非居室に白熱灯または同等以下の性能の照明を採用していない			
		給湯設備	☐ 給湯熱源機の種類等 ()			
	誘導仕様基準	暖房設備	・暖房方式 () ・暖房機器の仕様等 ()		☐ 増改築を実施	
		冷房設備	・冷房方式 () ・冷房機器の仕様等 ()			
		換気設備	・熱交換換気設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・換気機器の仕様等 ()			
		照明設備	☐ 全ての照明設備がLED又は同等以上			
		給湯設備	☐ 給湯熱源機の種類等 () ・所定の省エネ対策の実施 ☐ ヘッダー方式 分岐後配管径13A以下 ☐ 浴室シャワーの節湯水栓の使用 ☐ 高断熱浴槽の採用			
	劣化事象	著しい劣化事象等	■ エネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであることを確認した ☐ エネルギー利用効率化設備のうち作動しないものがあるが補修を行う			

(記入例)

増改築部分 ※国土交通省告示1396号附則第二条第2項を適用する場合にのみ記載する	附則第二条第2項の適用 適用する基準	☒ 増改築部分が誘導仕様基準(令和4年国交第1106号)に適合 断熱等性能等級 ☒ 誘導仕様基準 一次エネルギー消費量等級 ☒ 誘導仕様基準			
【断熱等性能等級】 (等級 5)	誘導仕様基準 外皮の熱貫流率の基準または、断熱材の熱抵抗の基準 開口部の断熱性能等	屋根 (〇〇〇〇〇) 部位の熱貫流率(W/㎡・K) 部位の熱抵抗(〇〇 ㎡・K/W) 天井 (〇〇〇〇〇) 部位の熱貫流率(W/㎡・K) 部位の熱抵抗(〇〇 ㎡・K/W) 壁 (〇〇〇〇〇) 部位の熱貫流率(W/㎡・K) 部位の熱抵抗(〇〇 ㎡・K/W) 床 外気に接する部分 部位の熱貫流率(W/㎡・K) (〇〇〇〇〇) 部位の熱抵抗(〇〇 ㎡・K/W) その他の部分 部位の熱貫流率(W/㎡・K) (〇〇〇〇〇) 部位の熱抵抗(〇〇 ㎡・K/W) 土間床等の外周部 外気に接する部分 部位の熱貫流率(W/㎡・K) (〇〇〇〇〇) 部位の熱抵抗(〇〇 ㎡・K/W) その他の部分 部位の熱貫流率(W/㎡・K) (〇〇〇〇〇) 部位の熱抵抗(〇〇 ㎡・K/W) ☒ 開口部の断熱性能等に関する基準に適合 ☐ 緩和措置有り ☐ 窓の断熱(2%緩和) ☐ 窓の日射(4%緩和)	☒ 計算書 ☒ 仕上表 ☒ 平面図 ☒ 立面図 ☒ 矩計図 ☒ 建具表	☒ 増改築を実施	
	結露防止対策	☒ 防湿層の設置(繊維系断熱材等を使用する場合) ☒ 設置 () ☐ 省略 () ☒ 通気層の設置(外壁・屋根を断熱構造とする場合) ☒ 屋根 [☒ 有 () ☐ 省略 ()] ・ 防風層の設置 (〇〇〇〇〇) ☒ 外壁 [☒ 有 () ☐ 省略 ()] ・ 防風層の設置 (〇〇〇〇〇)	☐	☒ 増改築を実施	
	劣化事象等	☒ 断熱等の性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 断熱等の性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められるが補修を行う			
【一次エネルギー消費量等級】 (等級 6)	誘導仕様基準 暖房設備 冷房設備 換気設備 照明設備 給湯設備 劣化事象等	・ 暖房方式 (〇〇〇〇〇) ・ 暖房機器の仕様等 (〇〇〇〇〇) ・ 冷房方式 (〇〇〇〇〇) ・ 冷房機器の仕様等 (〇〇〇〇〇) ・ 熱交換換気設備の有無 ☐ 有 ☒ 無 ・ 換気機器の仕様等 (〇〇〇〇〇) ☒ 全ての照明設備がLED又は同等以上 ☒ 給湯熱源機の種類等 (〇〇〇〇〇) ・ 所定の省エネ対策の実施 ☒ ヘッダー方式 分岐後配管径13A以下 ☒ 浴室シャワーの節湯水栓の使用 ☒ 高断熱浴槽の採用 ☒ エネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであることを確認した ☐ エネルギー利用効率化設備のうち作動しないものがあるが補修を行う	☒ 仕上表 ☒ 計算書 ☒ 面積表 ☒ 平面図 ☒ 機器表 ☒ 系統図	☒ 増改築を実施	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

(第四 面)

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容確認欄
		項目	設計内容			
7. 住宅の規模	住宅面積	住宅の面積	・ 住宅の専有面積 (m²) ・ 40m²以上ある階 (階) (m²) - うち階段部分面積 (m²)	☐ 求積図		
8. 維持保全の方法		維持保全の期間等	・ 期間 () 年以上 ☐ その他の基準への適合	☐ 申請書 ☐ 維持保全計画書		
9. 資金計画		費用の設定	☐ 建築に要する費用の設定 ☐ 維持保全に要する費用の設定	☐ 申請書		
10. 居住環境への配慮	まちなみへの配慮	地区計画等への適合	・ 地区計画等、景観計画、建築協定、景観協定、条例、その他地方公共団体が自主的に定める要綱等がある区域 ☐ 区域外 ☐ 区域内 該当する地区計画等の名称 () ☐ 適合 ・ 住宅の建築制限がある都市計画施設等の区域として、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☐ 区域外	☐ 別添		
11. 自然災害への配慮		区域等への該当有無	・ 自然災害のリスクが特に高い区域 ☐ 区域外 ・ 自然災害のリスクに応じて、建築禁止から建築制限まで、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☐ 区域外 ・ 一定の自然災害のリスクはあるものの、建築制限はなく一律に居住を避けるべきとまではいえない区域 ☐ 区域外 ☐ 区域内 () ☐ 所管行政庁が定める必要な措置に適合	☐ 別添		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

(第四面)

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容 確認欄
		項目	設計内容			
7. 住宅の規模	住宅面積	住宅の面積	・ 住宅の専有面積 (122.23 m²) ・ 40m²以上ある階 (1 階) (69.23 m²) - うち階段部分面積 (3.31 m²)	☒ 求積図		
8. 維持保全の方法		維持保全の期間等	・ 期間 (30) 年以上 ☒ その他の基準への適合	☒ 申請書 ☒ 維持保全計画書		
9. 資金計画		費用の設定	☒ 建築に要する費用の設定 ☒ 維持保全に要する費用の設定	☒ 申請書		
10. 居住環境への配慮	まちなみへの配慮	地区計画等への適合	・ 地区計画等、景観計画、建築協定、景観協定、条例、その他地方公共団体が自主的に定める要綱等がある区域 ☒ 区域外 ☐ 区域内 該当する地区計画等の名称 () ☐ 適合 ・ 住宅の建築制限がある都市計画施設等の区域として、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☒ 区域外	☒ 別添		
11. 自然災害への配慮		区域等への該当有無	・ 自然災害のリスクが特に高い区域 ☒ 区域外 ・ 自然災害のリスクに応じて、建築禁止から建築制限まで、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☒ 区域外 ・ 一定の自然災害のリスクはあるものの、建築制限はなく一律に居住を避けるべきとまではいえない区域 ☒ 区域外 ☐ 区域内 () ☐ 所管行政庁が定める必要な措置に適合	☒ 別添		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

3. 変更認定申請書（規則第三号様式）

第三号様式（第八条関係）（日本産業規格A列4番）

変 更 認 定 申 請 書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画等の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号

2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無

5. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別

6. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築又は当初認定を受ける前にした増築・改築の時期

7. 変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
2. 法第5条第2項の規定に基づく申請により認定を受けた場合は、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
3. 申請者（法第5条第2項の規定に基づく申請により認定を受けた場合は一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
4. 5欄は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合も記載してください。

第三号様式（第八条関係）（日本産業規格A列4番）

変 更 認 定 申 請 書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

申請者の氏名又は名称 住宅太郎

代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画等の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 〇〇〇〇 号

2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

3. 認定に係る住宅の位置
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無

5. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、
当初認定時の工事種別
増築・改築

6. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、
当初認定を受ける前にした増築・改築の時期

7. 変更の概要
〇〇〇の変更

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)
<略>

4. 承認申請書（規則第七号様式）

第七号様式（第十四条関係）（日本産業規格A列4番）

承認申請書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づき、認定計画実施者の地位の承継について承認を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 当初認定時の工事種別
5. 申請時における認定計画実施者の氏名
6. 地位の承継が生じた原因

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. この様式において「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 4欄は、法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合に記載してください。また、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合も記載してください。

5. その他の書類

①計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式3）

（建築士による書類を添付する場合）

（日本産業規格A列4番）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 認定計画実施者の氏名又は名称

5. 計画に従って住宅の建築工事が行われたことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(記入例)

(日本産業規格A列4番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

住宅太郎

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

3. 認定に係る住宅の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 認定計画実施者の氏名

住宅太郎

5. 計画に従って住宅の建築工事が行われたこと確認した建築士

(〇級) 建築士 (〇〇) 登録第 〇〇〇〇〇号
住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
氏名 〇〇 〇〇

(〇級) 建築士事務所 (〇〇) 知事登録第 〇〇〇〇号
名称 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
所在地 〇〇〇〇〇〇建築設計事務所

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(建設工事の受注者による書類を添付する場合)

(日本産業規格 A 列 4 番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定計画実施者の氏名
5. 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(建設工事の受注者による書類)

(日本産業規格 A 列 4 番)

住宅の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を完了したので報告します。

1. 住宅の所在地
2. 発注者の氏名
3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

②計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（参考様式４）

（日本産業規格Ａ列４番）

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 殿

認定計画実施者の住所又は

主たる事務所の所在地

認定計画実施者の氏名又は名称

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１４条第１項第２号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出します。

１．長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

２．長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

３．認定に係る住宅の位置

４．認定計画実施者の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 認定計画実施者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

(記入例)

(日本産業規格 A 列 4 番)

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

〇〇県〇〇市長 殿

認定計画実施者の住所又は

主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

認定計画実施者の氏名又は名称 住宅太郎

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出します。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

3. 認定に係る住宅の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 認定計画実施者の氏名

住宅太郎

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 認定計画実施者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

6. 状況調査書（参考様式2）

（第1面）

一戸建て用

現地調査用

記載例

状況調査書
（木造（鉄骨造も含む）・戸建住宅）

（基本情報）

検査対象住宅	（住宅所有者） 住宅 太郎 様印		
	（所在地） 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇		
検査依頼主	（会社名・担当者） 株式会社〇〇工務店 検査 次郎		
現況検査立会者	（会社名・担当者） 〇〇株式会社 優良 花子		
構造	☒ 木造 ☐ S造	階数	地上 2 階、地下 階
建築時期	☐ S、 ☒ H、 ☐ R 〇〇 年	延床面積	122.23 m ²

検査者 氏名		長期 建二 印	
既存住宅状況調査技術者		実施講習 機関名 一般社団法人 〇〇〇〇協会	実施講習機関 登録番号 〇〇〇〇〇〇 修了証明書 番号 〇〇〇〇〇〇
建築士	建築士資格	（ 国土交通大臣 ）登録 第 〇〇〇〇〇〇 号	
	建築士事務所	一級 建築士事務所 （ 〇〇県 ）知事登録 第 〇〇〇〇〇〇 号	
	建築士事務所名	〇〇〇〇一級建築士設計事務所	
	建築士事務所住所	〇〇県〇〇市〇〇町△-△-△ □□ビル〇階	
インスペクターについて		☐ やむを得ない理由により既存住宅状況調査技術者による実施ができない （既存住宅状況調査技術者欄の記入不要：下記に理由を記入） 理由：	
現況検査日時		〇〇 年 〇 月 〇 日（天候 晴れ ） 9:30 ~ 13:00	
検査の結果		劣化事象（ ☐ 有り、 ☒ 無し ）	

一戸建て用	現地調査用
-------	-------

(目次)

	頁	部位
A 外 部	1	【1】 基礎（構造）
	2	【2】 外壁・軒裏（構造・雨水）
	3	【3】 屋根（雨水）
	3	【4】 バルコニー（構造・雨水）
B 内 部	4	【5】 天井・小屋組・梁（構造）／天井・小屋組（雨水）
	5	【6】 内壁・柱（構造）／内壁（雨水）
	6	【7】 床（構造）
	6	【8】 土台・床組（構造）
	7	【9】 基礎（構造）
	8	【10】 設備配管【給水・給湯管】
	8	【10】 設備配管【排水管】
	8	【10】 設備配管【換気ダクト】
C	9	オプション
	9	オプション検査 非破壊検査機器による検査

※確認の程度の区分の凡例（第3面以降の確認欄の凡例）

- ① 「すべてまたはほとんどが確認できた」 . . . 9割以上
- ② 「過半の部分が確認できた」 . . . 5割以上9割未満
- ③ 「過半の部分が確認できなかった」 . . . 1割以上5割未満
- ④ 「ほとんど確認できなかった」 . . . 1割未満
- ⑤ 「まったく確認できなかった」 . . . 0割
- ⑥ 「点検口等から目視可能な範囲で確認できた」、又は「足場等を組んで確認した」

(第3面)

検査の結果	【1】基礎	劣化事象 (☐ 有り、 ☒ 無し)		
-------	-------	--	--	--

部位等		【1】基礎						
	A外部 B内部	確認欄※	検査項目	確認内容				
劣化状況	A外部	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ 現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	仕上げの種類の確認	☒ ア コンクリート直仕上げ ☐ イ モルタル仕上げその他の塗り仕上げ ☐ ウ その他の仕上げ				
			(1) 【構造】幅0.5mm以上のひび割れ	☒ ア ひび割れが確認されない ☐ イ ひび割れが確認される(下表に記入) a. ひび割れが確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面 b. 最大のひび割れ幅 () mm				
			(2) 【構造】深さ20mm以上の欠損	☒ ア 欠損が確認されない ☐ イ 欠損が確認される(下表に記入) a. 欠損が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面 b. 最大欠損の深さ () mm				
			(3) 【構造】コンクリートの著しい劣化	☒ ア 著しい劣化が確認されない ☐ イ 著しい劣化が確認される(下表に記入) a. 著しい劣化が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面 b. 広範囲に及ぶひび割れの有無 ☐ ア ない ☐ イ ある c. 広範囲に及ぶ欠損の有無 ☐ ア ない ☐ イ ある				
			(4) 【構造】さび汁を伴うひび割れ又は欠損	☒ ア さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認されない ☐ イ さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認される(下表に記入) a. さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面				
			(5) 【構造】鉄筋の露出	☒ ア 鉄筋の露出が確認されない ☐ イ 鉄筋の露出が確認される(下表に記入) a. 鉄筋の露出が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面				
			腐朽・腐食、蟻害	(1) 【構造】著しい腐朽・腐食等・蟻害が確認されないこと。	☒ ア ない ☐ イ ある(下の()内を記入)			
				有りの場合	腐朽・腐食等・蟻害が確認された場所	()		
			備考					

検査の結果	【2】外壁・軒裏（構造）	劣化事象（ ☐ 有り、 ☒ 無し）	【2】外壁・軒裏（雨水）	劣化事象（ ☒ 有り、 ☐ 無し）
-------	--------------	--	--------------	--

部位等		【2】外壁・軒裏（構造）		
劣化状況	A 外部 B 内部	確認欄※	検査項目	確認内容
		☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	仕上りの種類の確認	☐ ア コンクリート直仕上り ☐ イ モルタル仕上りその他の塗り仕上り ☒ ウ サイディングボードその他の板状の仕上り材 ☐ エ タイルによる仕上り ☐ オ その他仕上り
		現況検査できなかった箇所 （ 理由 （ ） ）	(1) 【構造】下地材まで到達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落	☒ ア 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認されない ☐ イ 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認される（下表に記入） a. ひび割れ等が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面 b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ （ ）mm
			(2) 【構造】複数の仕上げ材にまたがるひび割れ又は欠損（乾式仕上、タイル仕上（湿式工法）の場合）	☒ ア 複数の仕上げ材にまたがるひび割れ又は欠損が確認されない ☐ イ 複数の仕上げ材にまたがるひび割れ又は欠損が確認される（下表に記入） a. ひび割れ等が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面 b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ （ ）mm
			(3) 【構造】金属の著しい錆び又は化学的侵食（乾式仕上りの場合）	☒ ア 金属の著しい錆び又は化学的侵食が確認されない ☐ イ 金属の著しい錆び又は化学的侵食が確認される（下表に記入） a. 著しい劣化が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面
			(4) 【構造】仕上げ材の著しい浮き（乾式仕上り以外の場合）	☒ ア 仕上げ材の著しい浮きが確認されない ☐ イ 仕上げ材の著しい浮きが確認される（下表に記入） a. 著しい浮きが確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面
		【2】外壁・軒裏（雨水）		
		確認欄※	検査項目	確認内容
		（構造）に記載	(1) 【雨水】シーリング材や防水層の破断、欠損	☐ ア シーリング材や防水層の破断、欠損が確認されない ☒ イ シーリング材や防水層の破断、欠損が確認される（下表に記入） a. シーリング材や防水層の破断、欠損が確認された場所 ☒ 東面 ☒ 西面 ☒ 南面 ☒ 北面
			(2) 【雨水】軒裏天井等のシーリング材の破断又は欠損	☐ ア 軒裏天井等のシーリング材の破断又は欠損が確認されない ☒ イ 軒裏天井等のシーリング材の破断又は欠損が確認される（下表に記入） a. 軒裏天井等のシーリング材の破断又は欠損が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☒ 南面 ☐ 北面
(3) 【雨水】軒裏天井等の雨漏りの跡	☒ ア 軒裏天井の雨漏りの跡が確認されない ☐ イ 軒裏天井の雨漏りの跡が確認される（下表に記入） a. 軒裏天井の雨漏りの跡が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面			
(4) 【雨水】屋外に面する建具や建具廻りの隙間や破損、開閉不良	☒ ア 建具廻りの隙間や破損、開閉不良が確認されない ☐ イ 建具廻りの隙間や破損、開閉不良が確認される（下表に記入） a. 屋外に面する建具や建具廻りの隙間や破損、建具廻りの開閉不良が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面			
(5) 【雨水】建具廻りのシーリング材の破断	☐ ア 建具廻りのシーリング材の破断が確認されない ☒ イ 建具廻りのシーリング材の破断が確認される（下表に記入） a. シーリング材の破断が確認された場所 ☒ 東面 ☒ 西面 ☒ 南面 ☒ 北面			
腐朽・腐食、蟻害	(1) 【構造】著しい腐朽・腐食等・蟻害が確認されないこと。	☒ ア ない ☐ イ ある（下の（ ）内を記入）		
	有りの場合	腐朽・腐食等・蟻害が確認された場所 （ ）		

検査の結果	【3】屋根	劣化事象 (☐ 有り、 ☐ 無し)	【4】バルコニー	劣化事象 (☐ 有り、 ☐ 無し)
-------	-------	---	----------	---

部位等		【3】屋根（雨水）			
劣化状況	A 外部 B 内部	確認欄※	検査項目		確認内容
		☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ 現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	(1) 【雨水】屋根葺き材の著しい破損、すれ、ひび割れ、劣化、欠損、浮き又ははがれ		☐ ア 屋根葺き材の著しい破損、すれ、ひび割れ、劣化、欠損、浮き又ははがれが確認されない ☒ イ 屋根葺き材の著しい破損、すれ、ひび割れ、劣化、欠損、浮き又ははがれが確認される a. 屋根葺き材の著しい破損、すれ、ひび割れ、劣化、欠損、浮きが確認された場所 ☒ 東面 ☐ 西面 ☒ 南面 ☐ 北面
		(2) 【雨水】防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合(陸屋根等の場合)		☒ ア 防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合が確認されない ☐ イ 防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合が確認される(下表に記入) a. 防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面	
	腐朽・腐食、蟻害	(1) 【構造】著しい腐朽・腐食等・蟻害が確認されないこと。 有りの場合 腐朽・腐食等・蟻害が確認された場所		☒ ア ない ☐ イ ある(下の()内を記入) ()	
	【4】バルコニー（構造・雨水）				
	確認欄※	検査項目		確認内容	
	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ 現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	(1) 【構造】支持部材(バルコニーを構成している柱・梁・根太等)、床の著しいぐらつき、ひび割れ又は劣化(ルーフバルコニー等の場合)		☒ ア 支持部材、床の著しいぐらつき、ひび割れ又は劣化が確認されない ☐ イ 支持部材、床の著しいぐらつき、ひび割れ又は劣化が確認される(下表に記入) a. 支持部材、床の著しいぐらつき、ひび割れ又は劣化が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面 b. 最大のひび割れ幅 () mm	
		(2) 【雨水】防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合		☒ ア 防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合又ははがれが確認されない ☐ イ 防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合が確認される a. 防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合が確認された場所 ☐ 東面 ☐ 西面 ☐ 南面 ☐ 北面	
	腐朽・腐食、蟻害	(1) 【構造】著しい腐朽・腐食等・蟻害が確認されないこと。 有りの場合 腐朽・腐食等・蟻害が確認された場所		☒ ア ない ☐ イ ある(下の()内を記入) ()	
	備考				

検査の結果	【5】天井・小屋組・梁（構造）	劣化事象（ ☐ 有り、 ☒ 無し）	【5】天井・小屋組（雨水）	劣化事象（ ☐ 有り、 ☒ 無し）
-------	-----------------	--	---------------	--

部位等		【5】天井・小屋組・梁（構造）				
劣化状況	A 外部 B 内部	確認欄※	検査項目	確認内容		
	B 内部	☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	(1) 【構造】天井における下地材まで達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落	☒ ア 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認されない ☐ イ 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認された場所</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> </table>	a. 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認された場所	()
			a. 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認された場所			
			()			
			(2) 【構造】小屋組の著しいひび割れ、劣化又は欠損	☒ ア 小屋組の著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認されない ☐ イ 小屋組の著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認された場所</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> <tr> <td>b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ</td> </tr> <tr> <td>() mm</td> </tr> </table>	a. 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認された場所	()
	a. 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認された場所					
	()					
	b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ					
	() mm					
	(3) 【構造】梁の著しいひび割れ、劣化又は欠損	☒ ア 梁の著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認されない ☐ イ 梁の著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認された場所</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> <tr> <td>b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ</td> </tr> <tr> <td>() mm</td> </tr> </table>	a. 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認された場所	()	b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ	() mm
a. 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認された場所						
()						
b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ						
() mm						
(4) 【構造】梁の著しいたわみ	☒ ア 梁の著しいたわみが確認されない ☐ イ 梁の著しいたわみが確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 著しいたわみが確認された場所</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> <tr> <td>b. たわみの計測値</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> </table>	a. 著しいたわみが確認された場所	()	b. たわみの計測値	()	
a. 著しいたわみが確認された場所						
()						
b. たわみの計測値						
()						
【5】天井・小屋組（雨水）						
B 内部	(構造) に記載	(1) 【雨水】天井の雨漏りの跡	☒ ア 天井の雨漏りの跡が確認されない ☐ イ 天井の雨漏りの跡が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 天井の雨漏りの跡が確認された場所</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> </table>	a. 天井の雨漏りの跡が確認された場所	()	
		a. 天井の雨漏りの跡が確認された場所				
	()					
	(2) 【雨水】小屋組の雨漏りの跡	☒ ア 小屋組の雨漏りの跡が確認されない ☐ イ 小屋組の雨漏りの跡が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 小屋組の雨漏りの跡が確認された場所</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> </table>	a. 小屋組の雨漏りの跡が確認された場所	()		
a. 小屋組の雨漏りの跡が確認された場所						
()						
腐朽・腐食、蟻害	(1) 【構造】著しい腐朽・腐食等・蟻害が確認されないこと。	☒ ア ない ☐ イ ある（下の○内を記入） <table border="1"> <tr> <td>()</td> </tr> </table>	()			
	()					
有りの場合	腐朽・腐食等・蟻害が確認された場所	()				
備考						

検査の結果	【6】内壁・柱 (構造)	劣化事象 (☐ 有り、 ☒ 無し)	【6】内壁 (雨水)	劣化事象 (☐ 有り、 ☒ 無し)
-------	-----------------	--	---------------	--

部位等		【6】内壁・柱（構造）						
劣化状況	A外部 B内部	確認欄※	検査項目	確認内容				
	B内部	☐ ① ☐ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤	(1) 【構造】下地材まで到達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落	☒ ア 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認されない ☐ イ 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認された場所</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> </table>		a. 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認された場所	()	
			a. 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認された場所					
			()					
		(2) 【構造】柱・壁における6/1,000以上の傾斜（凹凸の少ない仕上げによる壁の表面と、その面と垂直な鉛直面との交差する線（2m程度以上の長さのものに限る。）の鉛直線に対する角度をいう。）	☒ ア 柱・壁の著しい傾斜が確認されない ☐ イ 柱・壁の著しい傾斜が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 柱・壁の最も傾きがある場所</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> <tr> <td>b. 当該部分の傾斜</td> </tr> <tr> <td>(/ 1,000)</td> </tr> </table>		a. 柱・壁の最も傾きがある場所	()	b. 当該部分の傾斜	(/ 1,000)
		a. 柱・壁の最も傾きがある場所						
		()						
		b. 当該部分の傾斜						
		(/ 1,000)						
		(3) 【構造】柱の著しいひび割れ、劣化又は欠損	☒ ア 柱の著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認されない ☐ イ 柱の著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認された場所</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> <tr> <td>b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ</td> </tr> <tr> <td>() mm</td> </tr> </table>		a. 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認された場所	()	b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ	() mm
a. 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認された場所								
()								
b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ								
() mm								
現況検査できなかった箇所 (居間の一部) 理由 (家具が据付てあり移動出来ないため)								
【6】内壁（雨水）								
	確認欄※	検査項目	確認内容					
	(構造)に記載	(1) 【雨水】内壁の雨漏りの跡	☒ ア 内壁の雨漏りの跡が確認されない ☐ イ 内壁の雨漏りの跡が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 内壁の雨漏りの跡が確認された場所</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> </table>		a. 内壁の雨漏りの跡が確認された場所	()		
a. 内壁の雨漏りの跡が確認された場所								
()								
	腐朽・腐食、蟻害	(1) 【構造】著しい腐朽・腐食等・蟻害が確認されないこと。	☒ ア ない ☐ イ ある（下の () 内を記入）					
		有りの場合	腐朽・腐食等・蟻害が確認された場所	()				
備考								

検査の結果	【7】床 (構造)	劣化事象 (☐ 有り、 ☒ 無し)	【8】土台・床 組 (構造)	劣化事象 (☒ 有り、 ☐ 無し)
-------	--------------	--	-------------------	--

部位等		【7】床 (構造)			
劣化状況	A外部 B内部	確認欄※	検査項目		確認内容
	B内部	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ 現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	(1) 【構造】 著しいひび割れ、劣化又は欠損	☒ ア 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認されない ☐ イ 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認される (下表に記入) a. 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認された場所 () b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ () mm	
			(2) 【構造】 著しい沈み	☒ ア 著しい沈みが確認されない ☐ イ 著しい沈みが確認される (下表に記入) a. 著しい沈みがある場所 ()	
			(3) 【構造】 6/1,000以上の傾斜 (凹凸の少ない仕上げによる壁の表面と、その面と垂直な鉛直面との交差する線 (2m程度以上の長さのものに限る。) の鉛直線に対する角度をいう。)	☒ ア 著しい傾斜が確認されない ☐ イ 著しい傾斜が確認される (下表に記入) a. 最も傾きがある場所 () b. 当該部分の傾斜 (/ 1,000)	
			腐朽・腐食、蟻害	☒ ア ない ☐ イ ある (下の () 内を記入) ()	
		【8】土台・床組 (構造)			
		確認欄※	検査項目		確認内容
		☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ 現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	(1) 【構造】 著しいひび割れ、劣化又は欠損		☒ ア 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認されない ☐ イ 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認される (下表に記入) a. 著しいひび割れ、劣化又は欠損が確認された場所 () b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ () mm
			腐朽・腐食、蟻害		☐ ア ない ☒ イ ある (下の () 内を記入) (浴室内土台・柱)
			有りの場合	腐朽・腐食等・蟻害が確認された場所	()
備考					

– 70 –

検査の結果	【10】設備配管	劣化事象 (☐ 有り、 ☒ 無し)		
-------	----------	--	--	--

部位等		【10】設備配管【給水・給湯管】		
劣化状況	A 外部 B 内部	確認欄※	検査項目	確認内容
		☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ 現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	(1) 【設備配管】給水管、給湯管の発錆による赤水 (2) 【設備配管】給水管、給湯管からの漏水	☒ ア 発錆による赤水が確認されない ☐ イ 発錆による赤水が確認される(下表に記入) a. 発錆による赤水が確認された場所 () ☒ ア 漏水が確認されない ☐ イ 漏水が確認される(下表に記入) a. 漏水が確認された場所 ()
	【10】設備配管【排水管】			
	確認欄※	検査項目	確認内容	
	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ 現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	(1) 【設備配管】排水の滞留 (2) 【設備配管】排水管の漏水	☒ ア 排水の滞留を確認されない ☐ イ 排水の滞留を確認される(下表に記入) a. 排水の滞留が確認された場所 () ☒ ア 排水管の漏水を確認されない ☐ イ 排水管の漏水を確認される(下表に記入) a. 漏水が確認された場所 ()	
	【10】設備配管【換気ダクト】			
	確認欄※	検査項目	確認内容	
	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ 現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	(1) 【設備配管】換気ダクトの脱落	☒ ア 換気ダクトの脱落を確認されない ☐ イ 換気ダクトの脱落を確認される(下表に記入) a. 換気ダクトの脱落が確認された場所 ()	

オプション					
	A 外部 B 内部	検査の有無	検査項目	確認内容	
劣化状況	A 外部	□ 検査あり	(1) 門、塀等の工作物、車庫、擁壁等の目視可能な範囲の検査 (検査内容) ()	☐ ア 異常が確認されない ☐ イ 異常が確認される(下表に記入) a. 異常が確認された場所 () b. 異常の状況 ()	
		□ 検査あり	(2) 樋の詰まり等、清掃で解決するものの検査 (検査内容) ()	☐ ア 異常が確認されない ☐ イ 異常が確認される(下表に記入) a. 異常が確認された場所 () b. 異常の状況 ()	
		□ 検査あり	(3) 給排水設備、電気設備、ガス設備、浄化槽の著しい劣化 (検査内容) ()	☐ ア 作動不良が確認されない ☐ イ 作動不良が確認される(下表に記入) a. 作動不良が確認された場所 () b. 作動不良の状況 ()	
		□ 検査あり ※ 鉄筋の本数、配置検査は、鉄筋探査欄に記入	(4) 非破壊検査機器を用いた検査 (検査内容) ()	☐ ア 異常が確認されない ☐ イ 異常が確認される(下表に記入) a. 異常が確認された場所 () b. 異常の状況 ()	
		B 内部	□ 検査あり	(1) キッチンコンロ、換気扇やパッケージエアコン等の設備機器の作動不良等の検査 (検査内容) ()	☐ ア 作動不良が確認されない ☐ イ 作動不良が確認される(下表に記入) a. 作動不良が確認された場所 () b. 作動不良の状況 ()
			□ 検査あり	(2) 給排水設備、電気設備、ガス設備 (検査内容) ()	☐ ア 作動不良が確認されない ☐ イ 作動不良が確認される(下表に記入) a. 作動不良が確認された場所 () b. 作動不良の状況 ()
			□ 検査あり	(3) 住宅の汚損等、清掃により解消可能なものの検査 (検査内容) ()	☐ ア 汚損が確認されない ☐ イ 汚損が確認される(下表に記入) a. 汚損が確認された場所 () b. 汚損の状況 ()
			□ 検査あり ※ 鉄筋の本数、配置検査は、鉄筋探査欄に記入	(4) 非破壊検査機器を用いた検査(鉄筋探査以外) (検査内容) ()	☐ ア 異常が確認されない ☐ イ 異常が確認される(下表に記入) a. 異常が確認された場所 () b. 異常の状況 ()
	鉄筋探査	□ 検査あり 非破壊検査機器による検査【鉄筋の本数及び間隔】	(1) 基礎における鉄筋の本数及び間隔 (検査位置) ()	☐ ア 立ち上がり補強筋間隔が@300以内、または設計図書以内 a. 補強筋間隔 (@ mm) ☐ イ 補強筋間隔が@300以上、または設計図書以上(下表に記入) b. 補強筋間隔が適切ではない場所 ()	
				☐ ア 底版補強筋間隔が@300以内、または設計図書以内 a. 補強筋間隔 (@ mm) ☐ イ 補強筋間隔が@300以上、または設計図書以上(下表に記入) b. 補強筋間隔が適切ではない場所 ()	

7. 維持保全計画書

(参考) 維持保全の方法(維持保全計画)の例(一戸建ての住宅)

維持保全計画書 (30年間)

(参考)維持保全の方法(維持保全計画)の例(一戸建ての住宅)

物件名						
構造 形態	点検部位	主な点検項目	点検の時期	定期的な手入れ 等	更新・取替の時期、内容	調査・修繕・改良の項目及び時期
						劣化の状況(目視) (増改築で補修しない箇所)
基礎 造 体	コンクリート 基礎立ち上がり	ひび割れ、欠損、沈下、換気 口のふさがり、錆び、蟻道、 等	1年ごとに点検、2年目の点検で健全であれば 1、2、5、10、15、20、25、30年時期に点検	—	建替え時に更新	
	土台	基礎からのずれ・浮き、断面 欠損、腐朽・蟻害	1年ごとに点検、2年目の点検で健全であれば 1、2、5、10、15、20、25、30年時期に点検	5年で防蟻・防 蟻処理	建替え時に更新	
	床組	腐朽・蟻害、傾斜、たわみ、 床鳴り、振動、等	5、10、15、20(取替)、25、30年	5年で防蟻・防 蟻処理	20年で全面取替を検討	
	軸組	傾斜、断面欠損、腐朽・蟻 害、等	1年ごとに点検、2年目の点検で健全であれば 1、2、10、20、30年★		建替え時に更新	
	小屋組	雨漏り等の跡、小屋組の接合 部のわれ	10、20、30年★		建替え時に更新	
	屋根	ずれ、はがれ、浮き、われ、 雨漏り、変形、等	5、10、15、20(葺替)、25年、30年		20年で全面葺き替えを検討	
	外壁	割れ、欠損、剥がれ、シーリ ング材の破断、等	3、6、12、15(全面補修)、18、21、24、27、 30年★	3年でトップ コート吹替え	15年で全面補修を検討	
	雨樋	破損、詰まり、はずれ、ひ び、軒樋の垂れ下がり	3、7(取替)10、14(取替)17、21(取替) 24、30年		7年で全面取替を検討	
	軒裏	腐朽、雨漏り、はがれ、たわ み、ひび割れ	3、6、12、15(取替)、18、21、24、27、30年 ★		15年で全面取替を検討	
	開口部	建具周囲の隙間、建具の開閉 不良、等	5、10、15、20(取替)、25、30年★		20年で全面取替を検討	
設 備	配管設備	漏水、赤水、給水流量の不足 など	5、10、15、20(取替)、25、30年	水漏れは直ちに 補修	20年で全面取替を検討 20年で全面取替を検討 コンタリート内に埋め込まれている部分は、点検・補修が行える 位置に更新する。 配管取替の際、配管の上にコンタリートが打設されない位置 に更新する。	
	排水管	漏水、排水の滞留	5、10、15、20(取替)、25、30年	水漏れは直ちに 補修	20年で全面取替を検討 20年で全面取替を検討 コンタリート内に埋め込まれている部分は、点検・補修が行える 位置に更新する。 配管取替の際、配管の上にコンタリートが打設されない位置 に更新する。	

留意事項等：

- ★は地震時や台風時の後、当該点検の時期にかかわらず臨時点検を行うものとする。
- 各点検の結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行うものとする。
- 構造躯体等の劣化対策について新築基準と異なる基準を適用した場合には、1年ごとに点検を行い、点検の結果が認められない場合に点検の間隔を徐々に伸ばすものとする。
- 各点検において、劣化の状況等に応じて適宜維持保全の方法について見直すものとする。
- 長期優良住宅建築等計画に変更があった場合、必要に応じて維持保全の方法の変更を行うものとする。
- 点検の時期は、認定にあたっての増改築を実施した時点からの年数で記載するものとする。

※維持保全計画の例は、特定の仕様の住宅を想定したもので、策定にあたってはそれぞれの住宅のそれぞれの仕様や環境条件等に応じて、項目、時期等の記載事項を決定する必要がある。

3 章. 記入例 2 (R C 造共同住宅等用)

1. 認定申請書（規則第一号様式）

(記入例)

第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

(第一面)

認定申請書
(新築 / 増築・改築)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

〇〇県〇〇市〇〇9-8-7
共同住宅株式会社
代表取締役 共同太郎

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条 第4項
第5項の規定に基づき、長期優良住宅建築等
計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄
年 月 日	年 月
第 号	第
係員氏名	係員氏名

(注意)

- この様式において、「共同住宅等」といふ語は、共同住宅等をいいます。
- 申請者（法第5条第4項に基づく申請にあっては区分所有住宅の管理者等）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸に限る）ごとに作成してください。

第4項の申請は区分所有住宅分譲事業者、第5項の申請は管理者等が行い、認定通知書を取得する。
また、第4項の申請により認定を受けた場合、区分所有住宅の管理者等が選任された後、譲受人決定にともなう変更認定申請が必要である。
第1項から第3項までの申請と異なり、第4項又は第5項の申請による場合は、
管理者等を宛先とする認定通知書※を用いて税優遇の手続きを行うことが出来る。
※管理者等の選任までに税優遇の手続きを行う場合は、区分所有住宅分譲事業者を宛先とする認定通知書で行う。

(第二面)

長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 (仮称) ●●マンション		
【2. 敷地面積】	1092.42	m ²	
【3. 工事種別】	☒ 新築 ☐ 増築・改築		
【4. 建築面積】	406.60	m ²	
【5. 床面積の合計】	2695.53	m ²	
【6. 建て方】			
【住戸の数】	建築物全体	35戸	
	認定申請対象住戸	35戸	
【7. 建築物の高さ等】			
【最高の高さ】	24.05m		
【最高の軒の高さ】	23.45m		
【階数】	(地上)	8階	(地下) 階
【8. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 造		
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添確認書による		
【10. 確認の特例】			
	法第6条第2項の規定による申出の有無 ☒ 無 ☐ 有		
【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】			
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 ☐ 無 ☒ 有			
【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】	☒ 無 ☐ 有		

(注意)

1. 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。
3. 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
4. 【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
5. 【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の6に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の8に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
6. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

[申請に係る建築物の住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】		
【2. 住戸の存する階】	階	
【3. 専用部分の床面積】	㎡	
【4. 当該住戸への経路】		
【共用階段】	☐ 無	☐ 有
【共用廊下】	☐ 無	☐ 有
【エレベーター】	☐ 無	☐ 有

(注意)

1. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
2. 【4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

〔申請に係る建築物の住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】	201,202,203,204,205,301,302,303,304,305,401,402,403,404,405, 501,502,503,504,505,601,602,603,604,605,701,702,703,704,705,801,802,803,804,805	
【２．住戸の存する階】	2～8	階
【３．専用部分の床面積】	73.16	m ²
【４．当該住戸への経路】		
【共用階段】	☐ 無	☒ 有
【共用廊下】	☐ 無	☒ 有
【エレベーター】	☐ 無	☒ 有

(注意)

- 住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- 【４．当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第4項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

--

3. 住宅の建築に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	年	月	日

5. 区分所有住宅の管理者等の決定の予定時期

年 月

(注意)

1. 3 欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第4項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

販売後のマンション管理は、〇〇管理会社が管理組合から管理業務を受託する予定
●計画の期間 60年間、各部位毎の概ねの点検・修繕周期は以下の通り
・基礎、柱、梁、壁等 8年ごとに点検 ・屋根、開口部 8年ごとに点検
・給水及び排水 5年ごとに点検 を予定

3. 住宅の建築に係る資金計画

販売予定価格の合算 (35戸分) 17億5千万円 (戸当たり平均5000万円)

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	令和〇〇 年 〇〇月 〇〇日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	令和〇〇 年 〇〇月 〇〇日

5. 区分所有住宅の管理者等の決定の予定時期 令和〇〇 年 〇〇月

(注意)

1. 3欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第5項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

--

(注意)

本欄には、区分所有住宅の管理者等が建築後の住宅の維持保全を管理会社と共同して行う場合には、当該管理会社の名称についても記載してください。

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

--

② 維持保全に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	年	月	日

(注意)

1. 3①欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、一棟の住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
3. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第5項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

〇〇管理会社が、管理組合から管理業務を受託している

●計画の期間 60年間、各部位毎の概ねの点検・修繕周期は以下の通り

- ・基礎、柱、梁、壁等 8年ごとに点検
- ・屋根、開口部 8年ごとに点検
- ・給水及び排水 5年ごとに点検 を予定

(注意)

本欄には、区分所有住宅の管理者等が建築後の住宅の維持保全を管理会社と共同して行う場合には、当該管理会社の名称についても記載してください。

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

増改築予定額 (35戸分) 3億5千万円 (戸当たり平均1000万円)

② 維持保全に係る資金計画

修繕資金として年間約550万円 (35戸分) の積み立てを行う。

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

(注意)

1. 3①欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、一棟の住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
3. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

2. 設計内容説明書（参考様式1）【増築・改築用】

R C 造共同住宅等用

設計内容説明書【RC共同住宅等用】

（第一面）

建築物の名称	
建築物の所在地	
建築士の氏名	建築士番号
審査員氏名	

建築基準法への適合性の確認	建築基準法の規定違反の有無 ☐ 無
新築時の長期優良住宅認定の確認	新築時の長期優良住宅認定の有無 ☐ 無 ☐ 有（ ☐ 新築時の長期優良住宅認定の取り下げを行った。）
現況検査で確認できなかった対象部位	☐ 無 ☐ 有（ ☐ 増改築時に確認し、劣化事象が見つかった場合には、補修または補修を行わない箇所については維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定めた。）
現況検査で判明した劣化事象の対応（増改築時に判明したものを含む）	☐ 補修または補修を行わない箇所については維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定めた。
☐ 次の性能に係る長期使用構造等とするための増築または改築を行う。⇒代表的な工事を以下に記載する。	
☐ 劣化対策 ☐ 耐震性 ☐ 省エネ性 ☐ 維持管理対策 ⇒ 具体的な工事の内容（ ）	

	図書の分類
長期優良住宅の基準にかかる既築部分（増改築しない部分）の仕様について根拠となる図書がある場合	☐ 建設住宅性能評価書の図書 ☐ フラット35適合証明書の図書 ☐ 公庫融資現場判定通知書の図書 ☐ 確認済証＋検査済証＋図書 ☐ 既築部分の仕様について、現況と図書に相違がないことを確認した。
	☐ 設計住宅性能評価書の図書 ☐ その他図書（ ） ☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごとに一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認した。 既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他（ ）
	☐ その他図書（ ） ☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごと、部位・仕様ごとに一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認・作成した。 既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他（ ）
上記図書がない場合	

(記入例)

(第一面)

設計内容説明書【RC共同住宅等用】

建築物の名称	共同ハイツ		
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3		
建築士の氏名	表示 一郎	建築士番号	第1234567号
審査員氏名			

建築基準法への適合性の確認	建築基準法の規定違反の有無	☒ 無
新築時の長期優良住宅認定の確認	新築時の長期優良住宅認定の有無	☒ 無 ☐ 有（ ☐ 新築時の長期優良住宅認定の取り下げを行った。）
現況検査で確認できなかった対象部位	☐ 無 ☒ 有（ ☒ 増改築時に確認し、劣化事象が見つかった場合には、補修または補修を行わない箇所については維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定めた。）	
現況検査で判明した劣化事象の対応 (増改築時に判明したものを含む)	☒ 補修または補修を行わない箇所については維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定めた。	
☐ 次の性能に係る長期使用構造等とするための増築または改築を行う。⇒代表的な工事を以下に記載する。		
☐ 劣化対策 ☐ 耐震性 ☒ 省エネ性 ☐ 維持管理対策 ⇒ 具体的な工事の内容（ 開口部の強化 ）		

	図書の分類	
長期優良住宅の基準にかかる既 築部分(増改築しない部分)の仕 様について根拠となる図書がある 場合	☒ 建設住宅性能評価書の図書 ☐ フラット35適合証明書の図書 ☐ 公庫融資現場判定通知書の図書 ☐ 確認済証+検査済証+図書 ☒ 既築部分の仕様について、現況と図書に相違がないことを確認した。	
	☐ 設計住宅性能評価書の図書 ☐ その他図書 () ☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごとに一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認した。 既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他 ()	
	☐ その他図書 () ☐ 既築部分の仕様について、性能項目ごと、部位・仕様ごとに一箇所以上抽出し現地等で確認又は施工記録書等により図書どおりであることを確認・作成した。 既築部分の確認方法 ☐ 施工記録書 ☐ 現場写真 ☐ 納品書 ☐ その他 ()	
上記図書がない場合		

認定事項等	確 認 項 目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容 確認欄		
		項 目	設計内容					
1. 構造躯体 等の劣化対策	セメント	セメントの種類	☐ ボルトランドセメント (JIS R 5210) (☐ 中熟熱 ☐ 低熟 ☐ その他) ☐ フライアッシュセメント (JIS R 5213) ☐ 高炉セメント (JIS R 5211)	☐ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施			
☐ 本基準に係る全ての増改築を実施しない	コンクリートの水セメント比	最小かぶり厚さ	・ 土に接しない部分 耐力壁以外の壁 床屋内(mm) 屋外(mm) 耐力壁、柱、はり 床屋内(mm) 屋外(mm) ・ 土に接する部分 壁、柱、はり、床、基礎の立ち上がり部分 (mm) ・ 基礎(立ち上がり部分を除く) (mm) ・ 外壁仕上げ [☐ タイル貼 ☐ モルタル塗 ☐ 外断熱工法 ☐ その他 ()]	☐ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施			
		水セメント比	・ コンクリートの種類 (☐ 普通コンクリート ☐ 軽量コンクリート) ・ 水セメント比 (%)					
	部材の設計・配筋	設計かぶり厚さ	・ 施工誤差 (mm)	☐ 仕様書 ☐				
	コンクリートの品質等	ス ラ ン プ	(cm)	☐ 仕様書 ☐				
		単 位 水 量	(kg/m ³)					
		空 気 量	(%)					
	施工計画	コンクリートの充填方法等	・ 打込・締め固め方法 () ・ 打継ぎ部の処理方法 () ・ 養生方法 ()	☐ 仕様書 ☐				
	中性化深さの確認		☐ 中性化深さが基準値以下 ・ 地上階数 (階) ・ 採取箇所数 (箇所)					
	塩化物イオン量の確認		☐ 塩化物イオン量が基準値以下					
	劣化事象	著しい劣化事象等	☐ 劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められたが補修を行う					
2. 耐 震 性	☐ 本基準に係る全ての増改築を実施しない	構造躯体及び基礎等	☐ 新築時の耐震性を確認でき、耐震性に影響のある増改築等が行われていない ☐ S56.6.1以降着工 ☐ 耐震改修法告示IS値 $\geq$ 0.6、q値 $\geq$ 1.0 ☐ 耐震改修法告示と同等 ☐ 耐震等級(倒壊等防止)等級1以上 ☐ 免震建築物 ☐ 平成12年建設省告示第2009号第1第3号による免震建築物 ・ 同告示第2の該当する号 ☐ 一号(建築基準法20条第1項第四号に掲げる建築物) ☐ 二号(建築基準法20条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物) ☐ 三号(時刻歴応答解析を行い大臣認定を取得) ・ 免震層、免震材料の維持に関する計画 ☐ 免震材料等の維持管理に関する計画 ☐ 敷地の管理に関する計画	☐ 構造計算書 ☐	☐ 増改築を実施			
劣化事象		著しい劣化事象等	☐ 構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められたが補修を行う					

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

認定事項等	確 認 項 目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容 確認欄
		項 目	設計内容			
1. 構造躯体 等の劣化対策 ■ 本基準に 係る全ての 増改築を実 施しない	セメント	セメントの種類	☒ ポルトランドセメント (JIS R 5210) (☐ 中熟熱 ☐ 低熟熱 ☒ その他) ☐ フライアッシュセメント (JIS R 5213) ☐ 高炉セメント (JIS R 5211)	☒ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
	コンクリートの 水セメント比	最 小 か ぶり 厚 さ	・ 土に接しない部分 耐力壁以外の壁 床屋内(20 mm) 屋外(20 mm) 耐力壁、柱、はり 床屋内(30 mm) 屋外(30 mm) ・ 土に接する部分 壁、柱、はり、床、基礎の立ち上がり部分 (40 mm) ・ 基礎(立ち上がり部分を除く) (60 mm) ・ 外壁仕上げ [☒ タイル貼 ☐ モルタル塗 ☐ 外断熱工法 ☐ その他 ()]	☒ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
		水 セ メ ン ト 比	・ コンクリートの種類 (☒ 普通コンクリート ☐ 軽量コンクリート) ・ 水セメント比 (45 %)			
	部材の設計・ 配筋	設 計 か ぶり 厚 さ	・ 施工誤差 (基礎部分30mm、その他10mm mm)	☒ 仕様書 ☐		
	コンクリート の品質等	ス ラ ン プ	(18 cm)	☒ 仕様書 ☐		
		単 位 水 量	(185 kg/m ³)			
		空 気 量	(5 %)			
	施工計画	コンクリートの 充 填 方 法 等	・ 打込・締め固め方法 (棒型振動機を使用し、密実に充填) ・ 打継ぎ部の処理方法 (①打継ぎ面を鉄筋と垂直にする ②打継ぎ部の処理が円滑に行える形状とする) ・ 養生方法 (養生方法・期間、温度を指定→詳細は仕様書)	☒ 仕様書 ☐		
	中性化深さ の確認		☒ 中性化深さが基準値以下 ・ 地上階数 (階) ・ 採取箇所数 (箇所)			
	塩化物イオン量 の確認		☐ 塩化物イオン量が基準値以下			
劣 化 事 象	著 し い 劣 化 事 象 等	☒ 劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められたが 補修を行う				
2. 耐 震 性 ■ 本基準に 係る全ての 増改築を実 施しない	構 造 軀 体 及 び 基 礎 等	検 証 方 法	☐ 新築時の耐震性を確認でき、耐震性に影響のある増改築等 が行われていない ☐ S56.6.1以降着工 ☐ 耐震改修法告示IS値 ≥ 0.6 、q値 ≥ 1.0 ☐ 耐震改修法告示と同等 ☒ 耐震等級(倒壊等防止)等級1以上 ☐ 免震建築物 ☐ 平成12年建設省告示第2009号第1第3号による免震建築物 ・ 同告示第2の該当する号 ☐ 一号(建築基準法20条第1項第四号に掲げる建築物) ☐ 二号(建築基準法20条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物) ☐ 三号(時刻歴応答解析を行い大臣認定を取得) ・ 免震層、免震材料の維持に関する計画 ☐ 免震材料等の維持管理に関する計画 ☐ 敷地の管理に関する計画	☒ 構造計算書 ☐	☐ 増改築を実施	
	劣 化 事 象	著 し い 劣 化 事 象 等	☒ 構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められたが 補修を行う			

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※			記載図書	増改築の実施	設計内容 確認欄
		項目	設計内容				
4. 維持管理 更新の容易性 (共用配管) (ガス管を除く)	①維持管理等 級(共用排水 管)	共用配管	コンクリート 内埋込み 配管	☐ 排水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 給水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 給湯管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画)	☐ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
		地中埋設管	地中埋設管 上のコンクリート打設	☐ 排水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 給水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 給湯管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域	☐ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
	□ 本基準に係る全ての増改築を実施しない	共用排水管	排水管の 清掃措置 掃除口の 点検措置	・ 共用立管 管の種類 掃除口の位置 点検措置 () () (☐ 露出 ☐ 開口) () () (☐ 露出 ☐ 開口) () () (☐ 露出 ☐ 開口) ・ 横主管 管の種類 掃除口の位置、間隔 点検措置 () () (☐ 露出 ☐ 開口) () () (☐ 露出 ☐ 開口) () () (☐ 露出 ☐ 開口)	☐ 配置図 ☐ 平面図 ☐ 矩形図 ☐ 設備図 ☐	☐ 増改築を実施	
		排水管の形状等(継手及びヘッダーを含む)	排水管等の 内面 設置状態	☐ 平滑である (仕様等)) ☐ その他 () ☐ たわみ等が生じないように設置措置 () ☐ その他 ()	☐ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
		配管点検口	主要接合部等の点検措置	☐ 給水管、排水管及び給湯管の主要接合部等の点検措置等の確保	☐ 平面図 ☐ 設備図 ☐	☐ 増改築を実施	
		横主管の設置位置	設置位置 到達経路	☐ 給水管、排水管及び給湯管の横主管が共用部分に設けられている ☐ 人通孔その他人が到達できる経路が設けられている ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)			
		配管補修の措置	設置位置	☐ 専用部分に立ち入らないで補修できる位置に露出又は補修可能な開口を持つPSに設置 ☐ 構造躯体及び仕上材に影響を及ぼすことなく補修できる ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている			
	②更新対策(共用排水管) □ 本基準に係る全ての増改築を実施しない	共用排水管	コンクリート 内埋込み 配管	・ 共用排水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画)	☐ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
		地中埋設管	地中埋設管 上のコンクリート打設	・ 共用排水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域	☐ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
		横主管の設置位置等	☐ 排水横主管が共用部に設けられている ☐ 人通孔その他人が到達できる経路が設けられている(仕上材等の軽微な除去により到達可能なものを含む) ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)	☐ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施		
		排水管の設置位置	☐ 専用部分に立ち入らないで更新できる位置に露出又は更新が行える開口を持つPSに設置(仕上材等の軽微な除去により更新可能なものを含む) ☐ ただし書き規定を適用(維持管理の円滑な実施のために必要な措置)	☐ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施		
		切断工事等軽減措置	☐ 共用排水管の切断工事を軽減する措置、かつ、コンクリート貫通部のはつり工事を軽減する措置 ☐ 専用排水管の接続替えを容易に行うための措置 ☐ 共用排水管の撤去、接続替え、その他更新のための作業空間の確保	☐ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施		
		増設更新対応措置	☐ 共用排水管の近傍に新たな共用排水管を設置できる空間、スリーブ等の設置 ☐ 専用排水管の接続替えを容易に行うための措置 ☐ 共用排水管の撤去、接続替え、その他更新のための作業空間の確保	☐ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施		

(記入例)

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容 確認欄
		項目	設計内容			
4. 維持管理 更新の容易性 (共用配管) (ガス管を除く)	共用配管	コンクリート 内埋込み 配管	☒ 排水管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☒ 給水管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☒ 給湯管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画)	☒ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
		地中埋設管 上のコンクリート 打設	☒ 排水管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☒ 給水管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☒ 給湯管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域	☒ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
	共用排水管	排水管の 清掃措置 掃除口の 点検措置	・ 共用立管 管の種類 掃除口の位置 点検措置 (ルート1〜3) (1F、5F、最上階) (☒ 露出 ☐ 開口) (その他) (1F、5F、最上階) (☐ 露出 ☒ 開口) () () (☐ 露出 ☐ 開口) ・ 横主管 管の種類 掃除口の位置、間隔 点検措置 (ルート1〜3) (15m以内毎に設置) (☒ 露出 ☐ 開口) (その他) (15m以内毎に設置) (☒ 露出 ☐ 開口) () () (☐ 露出 ☐ 開口)	☐ 配置図 ☒ 平面図 ☒ 矩形図 ☒ 設備図 ☐	☐ 増改築を実施	
		排水管の形状 等(継手及び ヘッダーを含む)	☒ 平滑である (仕様等) ☐ その他 () 設置状態 ☒ たわみ等が生じないように設置 措置 (支持金物にて固定) ☐ その他 ()	☒ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
	配管点検口	主要接合部等 の点検措置	☒ 給水管、排水管及び給湯管の主要接合部等の点検措置等の確保	☒ 平面図 ☒ 設備図 ☐	☐ 増改築を実施	
	横主管の 設置位置	設置位置 到達経路	☒ 給水管、排水管及び給湯管の横主管が共用部分に設けられている ☒ 人通孔その他人が到達できる経路が設けられている ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)			
	配管補修 の措置	設置位置	☒ 専用部分に立ち入らないで補修できる位置に露出又は補修可能な 開口を持つPSに設置 ☒ 構造躯体及び仕上材に影響を及ぼすことなく補修できる ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている			
4. 維持管理 更新の容易性 (共用配管) (ガス管を除く)	共用排水管	コンクリート 内埋込み 配管	・ 共用排水管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画)	☒ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
		地中埋設管 上のコンクリート 打設	・ 共用排水管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域	☒ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
	横主管の 設置位置等	横主管の 設置位置等	☒ 排水横主管が共用部に設けられている ☒ 人通孔その他人が到達できる経路が設けられている(仕上材等の 軽微な除去により到達可能なものを含む) ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)	☒ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
		排水管の 設置位置	☒ 専用部分に立ち入らないで更新できる位置に露出又は更新が 行える開口を持つPSに設置(仕上材等の軽微な除去により 更新可能なものを含む) ☐ ただし書き規定を適用(維持管理の円滑な実施のために必要な措置)	☒ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
	切断工事等 軽減措置	軽減措置	☒ 共用排水管の切断工事を軽減する措置、かつ、コンクリート 貫通部のはつり工事を軽減する措置 ☐ 専用排水管の接続替えを容易に行うための措置 ☐ 共用排水管の撤去、接続替え、その他更新のための作業空間の確保	☒ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	
	増設更新 対応措置	増設更新 対応措置	☒ 共用排水管の近傍に新たな共用排水管を設置できる空間、 スリーブ等の設置 ☐ 専用排水管の接続替えを容易に行うための措置 ☐ 共用排水管の撤去、接続替え、その他更新のための作業空間の確保	☒ 仕様書 ☐	☐ 増改築を実施	

(記入例)

5. 高齢者等 対策 (共用部分) ■ 本基準に係る全ての増改築を実施しない	共用廊下	共用廊下の幅員	有効幅員 (1230 mm)	☐ 仕様書 ☒ 平面図 ☒ 矩形図 ☐	☐ 増改築を実施	
		外部開放廊下の転落防止用手すり	・ 転落防止措置の床からの高さ (1200 mm) ☐ 手すり壁 ☒ さく ☐ 金網			
		共用階段	勾配等	・ けあげ (187.5 mm) ・ 踏面 (250 mm) ・ 勾配 (/)	☒ 平面図 ☒ 階段詳細図	☐ 増改築を実施
	蹴込み	・ 蹴込み寸法 (0 mm) ・ 蹴込み板 (☐ 無 ☒ 有)				
	形式等	・ 階段の形式 (☐ 踊り場付き折れ階段 ☒ 直階段 ☐ その他) ・ 最上段の通路等への食い込み (☒ 無 ☐ 有) ・ 最下段の通路等への突出 (☒ 無 ☐ 有)				
	滑り防止	・ 滑り止め (☐ 無 ☒ 有、踏面と同一面)				
	段鼻	・ 段鼻の出 (☒ 無 ☐ 有)				
	転落防止用手すり(外部開放階段)	・ 転落防止措置の床からの高さ (mm) ☐ 手すり壁 ☒ さく ☐ 金網				
	手すり	☒ 有 ☐ 無	☒ 仕様書 ☒ 平面図 ☐	☐ 増改築を実施		
	エレベーター	エレベーターの利用				・ 住戸の位置 (☐ 建物出入口に存する階 ☒ 左記以外) ・ エレベーター設置 (☐ 無 ☒ 有)
エレベーターの仕様	・ 出入口の有効幅員 (800 mm)					
エレベーターホールの広さ	・ エレベーターホールの寸法 (1500 mm × 1700 mm)					
共用階段の手すり	・ 上記措置に代えて階段の両側に手すりを設置 (☐ 無 ☐ 有) (☐ 無 ☐ 有 (☐ 使用上支障がないこと))					
6. 省エネルギー対策	【一次エネルギー消費量等級】	評価方法	☐ 住棟評価(詳細は第三面にて記載) ☒ 単位住戸評価			

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

住戸番号			
建築物の名称			
建築物の所在地			
建築士の氏名		建築士番号	
審査員氏名			

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容確認欄
		項目	設計内容			
3. 可変性			・ 躯体天井高さ (mm) ・ 居室天井高さ (mm)	☐ 矩形図 ☐ ☐	☐ 増改築を実施	
4. 維持管理更新の容易性 (専用配管) (ガス管を除く)	専用配管	コンクリート内埋込み配管	☐ 排水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 給水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 給湯管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画)	☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐ 矩形図	☐ 増改築を実施	
☐ 本基準に係る全ての増改築を実施しない		他住戸内の専用部内の設置	☐ 給水管、排水管及び給湯管の他住戸専用部内への設置無し ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)	☐		
	地中埋設管	地中埋設管上のコンクリート打設	☐ 排水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 給水管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 給湯管 (☐ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域	☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐	☐ 増改築を実施	
	専用排水管	排水管の清掃措置	・ 便所 [☐ 共用堅管に隣接 ☐ 掃除口 ☐ (露出又は開口有)] ・ その他の水まわり [☐ トラップ ☐ 掃除口 ☐ (露出又は開口有)]	☐ 配置図 ☐ 平面図 ☐	☐ 増改築を実施	
	排水管の形状等(継手及びヘッダーを含む)	排水管等の内面設置状態	☐ 平滑である(仕様等)) ☐ その他 () ☐ たわみ等が生じないように設置措置 () ☐ その他 ()	☐ 仕上表 ☐	☐ 増改築を実施	
	配管点検口	主要接合部等の点検措置	・ 排水管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)] ・ 給水管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)] ・ 給湯管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)] ・ 給水管とバルブ及びヘッダー [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)] ・ 給湯管とバルブ及びヘッダー [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他)]	☐ 平面図 ☐	☐ 増改築を実施	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

(第二面)

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

住戸番号	205, 305, 405, 505, 605, 705, 805, 905, 1005		
建築物の名称	共同ハイツ		
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3		
建築士の氏名	表示 一郎	建築士番号	第1234567号
審査員氏名			

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容 確認欄
		項目	設計内容			
3. 可 変 性			・ 躯体天井高さ (mm) ・ 居室天井高さ (2400 mm)	☒ 矩形図 ☐ ☐	☐ 増改築を実施	
4. 維持管理 更新の容易性 (専用配管) (ガス管を除く)	専用配管	コンクリート 内 埋 込 配 管	☒ 排水管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☒ 給水管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☒ 給湯管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画)	☒ 仕上表 ☒ 平面図 ☒ 矩形図 ☐	☐ 増改築を実施	
☐ 本基準に係る全ての増改築を実施しない		他住戸内の専用部内の設置	☒ 給水管、排水管及び給湯管の他住戸専用部内への設置無し ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)	☐		
	地中埋設管	地中埋設管 上のコンクリート打設	☒ 排水管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☒ 給水管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☒ 給湯管 (☒ 無 ☐ 維持保全計画に将来的な適合を計画) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域	☐ 仕上表 ☒ 平面図 ☐	☐ 増改築を実施	
	専用排水管 清掃措置	排水菅の 清 掃 措 置	・ 便所 [☒ 共用縦管に隣接 ☐ 掃除口 ☐ (露出又は開口有)] ・ その他の水まわり [☒ トラップ ☐ 掃除口 ☐ (露出又は開口有)]	☐ 配置図 ☒ 平面図 ☐	☐ 増改築を実施	
	排水管の形状等(継手及びヘッダーを含む)	排水菅等の 内 面 設 置 状 態	☒ 平滑である(仕様等) ☐ その他 () ☒ たわみ等が生じないように設置措置 () ☐ その他 ()	☒ 仕上表 ☐	☐ 増改築を実施	
	配管点検口	主要接合部 等の点検措置	・ 排水管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☒ 開口有 ☐ その他)] ・ 給水管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☒ 開口有 ☐ その他)] ・ 給湯管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☒ 開口有 ☐ その他)] ・ 給水管とバルブ及びヘッダー [(☐ 露出 ☒ 開口有 ☐ その他)] ・ 給湯管とバルブ及びヘッダー [(☐ 露出 ☒ 開口有 ☐ その他)]	☒ 平面図 ☐	☐ 増改築を実施	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

令和4年 9 月 30 日以前に新築した場合

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容 確認欄
		項目	設計内容			
6. 省エネルギー対策 ☐ 本基準に係る全ての増改築を実施しない 住宅全体 地域の区分 ()	適用する基準		断熱等性能等級 ☐ 非住宅・住宅計算方法 ☐ 住宅仕様基準 ☐ 誘導仕様基準 一次エネルギー消費量等級 ☐ 非住宅・住宅計算方法 住棟評価の場合は以下のいずれかを選択 ☐ 住棟評価(単位住戸の合計) ☐ 住棟評価(単位住戸の合計＋共用部) ☐ 住宅仕様基準 ☐ 誘導仕様基準	☐		
【断熱等性能等級】 (等級)	非住宅・住宅計算方法	外皮平均熱貫流率	☐ 外皮平均熱貫流率(U_k 値)の基準に適合	☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 矩計図 ☐ 建具表 ☐ 計算書	☐ 増改築を実施	
		冷房期の平均日射熱取得率	☐ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値)の基準に適合			
	住宅仕様基準・誘導仕様基準 は、断熱材の熱抵抗の基準	屋根	() 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$)			
		天井	() 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$)			
		壁	() 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$)			
		床	外気に接する部分 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) () 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) その他の部分 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) () 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$)			
		土間床等の外周部	外気に接する部分 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) () 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) その他の部分 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) () 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$)			
		開口部の断熱性能等	☐ 開口部の断熱性能等に関する基準に適合 ☐ 緩和措置有り ☐ 窓の断熱(2%緩和) ☐ 窓の日射(4%緩和)			
	結露防止対策	結露の発生防止対策	☐ 防湿層の設置(繊維系断熱材等を使用する場合) ☐ 設置 () ☐ 省略 () ☐ 通気層の設置(外壁・屋根を断熱構造とする場合) ☐ 屋根 ☐ 有 () ☐ 省略 () ・ 防風層の設置 () ☐ 外壁 ☐ 有 () ☐ 省略 () ・ 防風層の設置 ()	☐ 仕上表 ☐ 矩形図 ☐	☐ 増改築を実施	
	熱橋部対策	熱橋部の断熱補強対策	・ 構造熱橋部の断熱補強措置 断熱材の熱抵抗又は断熱材の厚さと種類 () 補強範囲 (mm)	☐ 仕上表 ☐		
	劣化事象	著しい劣化事象等	☐ 断熱等の性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 断熱等の性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められるが補修を行う			

(記入例)

(第三面)

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

令和4年9月30日以前に新築した場合

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容 確認欄
		項目	設計内容			
6. 省エネルギー対策 ☐ 本基準に係る全ての増改築を実施しない 住宅全体	適用する基準		断熱性能等級 ■ 非住宅・住宅計算方法 ☐ 住宅仕様基準 ☐ 誘導仕様基準 一次エネルギー消費量等級 ■ 非住宅・住宅計算方法 住棟評価の場合は以下のいずれかを選択 ■ 住棟評価(単位住戸の合計) ☐ 住棟評価(単位住戸の合計＋共用部) ☐ 住宅仕様基準 ☐ 誘導仕様基準	☐		
地域の区分 (6)						
【断熱等性能等級】 (等級 5)	非住宅・住宅計算方法	外皮平均熱貫流率	■ 外皮平均熱貫流率(U_A 値)の基準に適合	■ 平面図 ■ 立面図 ■ 矩計図 ■ 建具表	■ 増改築を実施	
		冷房期の平均日射熟取得率	■ 冷房期の平均日射熟取得率(η_{AC} 値)の基準に適合			
	住宅仕様基準・誘導仕様基準	外皮の熱貫流率の基準または、断熱材の熱抵抗の基準	屋根 () 部位の熱貫流率(W/m ² ・K) 部位の熱抵抗(m ² ・K/W) 天井 () 部位の熱貫流率(W/m ² ・K) 部位の熱抵抗(m ² ・K/W) 壁 () 部位の熱貫流率(W/m ² ・K) 部位の熱抵抗(m ² ・K/W) 床 外気に接する部分 部位の熱貫流率(W/m ² ・K) () 部位の熱抵抗(m ² ・K/W) その他の部分 部位の熱貫流率(W/m ² ・K) () 部位の熱抵抗(m ² ・K/W) 土間床等の外 外気に接する部分 部位の熱貫流率(W/m ² ・K) 周部 () 部位の熱抵抗(m ² ・K/W) その他の部分 部位の熱貫流率(W/m ² ・K) () 部位の熱抵抗(m ² ・K/W)			
		開口部の断熱性能等	☐ 開口部の断熱性能等に関する基準に適合 ☐ 緩和措置有り ☐ 窓の断熱(2%緩和) ☐ 窓の日射(4%緩和)			
	結露防止対策	結露の発生防止対策	■ 防湿層の設置(繊維系断熱材等を使用する場合) ☐ 設置 () ■ 省略 (繊維系断熱材を使用しない) ■ 通気層の設置(外壁・屋根を断熱構造とする場合) ■ 屋根 【 ☐ 有 () ■ 省略(RC造) 】 ・ 防風層の設置 () ■ 外壁 【 ☐ 有 () ■ 省略(RC造) 】 ・ 防風層の設置 ()	■ 仕上表 ■ 矩形図 ☐	☐ 増改築を実施	
	熱橋部対策	熱橋部の断熱補強対策	・ 構造熱橋部の断熱補強措置 断熱材の熱抵抗又は断熱材の厚さと種類 (吹付硬質ウレタンフォーム) 補強範囲 (図書参照 mm)	■ 仕上表 ☐		
	劣化事象等	著しい劣化事象等	■ 断熱等の性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 断熱等の性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められるが補修を行う			

【一次エネルギー消費量等級】 (等級)	非住宅・住宅計算方法	外皮性能値	・ 外皮平均熱貫流率(UA値) ☐ 一次エネルギー消費量計算結果表による ・ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値) ・ 暖房期の平均日射熱取得率(η_{AH} 値)	☐ 仕上表 ☐ 計算書 ☐ 面積表 ☐ 平面図 ☐ 機器表 ☐ 系統図	☐ 増改築を実施	
		居室等の面積	・ 合計の床面積 ☐ 一次エネルギー消費量計算結果表による ・ 主たる居室 ・ その他の居室			
		一次エネルギー消費量 設備機器等の仕様	・ 基準一次エネルギー消費量 ☐ 一次エネルギー消費量計算結果表による ・ 設計一次エネルギー消費量 ☐ 一次エネルギー消費量計算結果表による			
	住宅仕様基準	暖房設備	・ 暖房方式 () ・ 暖房機器の仕様等 ()			
		冷房設備	・ 冷房方式 () ・ 冷房機器の仕様等 ()			
		換気設備	・ 換気機器の仕様等 ()			
		照明設備	☐ 非居室に白熱灯または同等以下の性能の照明を採用していない			
		給湯設備	☐ 給湯熱源機の種類等 ()			
		誘導仕様基準	暖房設備			
	冷房設備		・ 冷房方式 () ・ 冷房機器の仕様等 ()			
	換気設備		・ 熱交換換気設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・ 換気機器の仕様等 ()			
	照明設備		☐ 全ての照明設備がLED又は同等以上			
	給湯設備		☐ 給湯熱源機の種類等 () ・ 所定の省エネ対策の実施 ☐ ヘッダー方式 分岐後配管径13A以下 ☐ 浴室シャワーの節湯水栓の使用 ☐ 高断熱浴槽の採用			
劣化事象	著しい劣化事象等	☐ エネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであることを確認した ☐ エネルギー利用効率化設備等のうち作動しないものがあるが補修を行う				

(記入例)

【一次エネルギー消費量等級】 (等級 6)	非住宅・住宅計算方法	外皮性能値	・ 外皮平均熱貫流率(UA値) ■ 一次エネルギー消費量計算結果表による ・ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値) ・ 暖房期の平均日射熱取得率(η_{AH} 値)	■ 仕上表 ■ 計算書 ■ 面積表 ■ 平面図 ■ 機器表 ■ 系統図	☐ 増改築を実施	
		居室等の面積	・ 合計の床面積 ■ 一次エネルギー消費量計算結果表による ・ 主たる居室 ・ その他の居室			
		一次エネルギー消費量	・ 基準一次エネルギー消費量 ■ 一次エネルギー消費量計算結果表による ・ 設計一次エネルギー消費量			
		設備機器等の仕様	■ 一次エネルギー消費量計算結果表による			
	住宅仕様基準	暖房設備	・ 暖房方式 () ・ 暖房機器の仕様等 ()		☐ 増改築を実施	
		冷房設備	・ 冷房方式 () ・ 冷房機器の仕様等 ()			
		換気設備	・ 換気機器の仕様等 ()			
		照明設備	☐ 非居室に白熱灯または同等以下の性能の照明を採用していない			
		給湯設備	☐ 給湯熱源機の種類等 ()			
	誘導仕様基準	暖房設備	・ 暖房方式 () ・ 暖房機器の仕様等 ()		☐ 増改築を実施	
冷房設備		・ 冷房方式 () ・ 冷房機器の仕様等 ()				
換気設備		・ 熱交換換気設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・ 換気機器の仕様等 ()				
照明設備		☐ 全ての照明設備がLED又は同等以上				
給湯設備		☐ 給湯熱源機の種類等 () ・ 所定の省エネ対策の実施 ☐ ヘッダー方式 分岐後配管径13A以下 ☐ 浴室シャワーの節湯水栓の使用 ☐ 高断熱浴槽の採用				
劣化事象	著しい劣化事象等	■ エネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであることを確認した ☐ エネルギー利用効率化設備のうち作動しないものがあるが補修を行う				

(記入例)

増改築部分		緩和規定の適用		☐ 増改築部分が誘導仕様基準(令和4年国交告第1106号)に適合				
※国土交通省告示1396号附則第二条第2項を適用する場合にのみ記載する		適用する基準		断熱等性能等級 ☐ 誘導仕様基準 一次エネルギー消費量等級 ☐ 誘導仕様基準		☐		
【断熱等性能等級】 (等級)	誘導仕様基準	外皮の熱貫流率の基準または、断熱材の熱抵抗の基準	屋根 () 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) ----- 天井 () 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) ----- 壁 () 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) ----- 床 外気に接する部分 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) () 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) その他の部分 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) () 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) ----- 土間床等の外周部 外気に接する部分 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) () 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$) その他の部分 部位の熱貫流率($W/m^2 \cdot K$) () 部位の熱抵抗($m^2 \cdot K/W$)	☐ 計算書 ☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 短計図 ☐ 建具表	☐ 増改築を実施			
		開口部の断熱性能等	☐ 開口部の断熱性能等に関する基準に適合 ☐ 緩和措置有り ☐ 窓の断熱(2%緩和) ☐ 窓の日射(4%緩和)					
	結露防止対策	結露の発生防止対策	☐ 防湿層の設置(繊維系断熱材等を使用する場合) ☐ 設置 () ☐ 省略 () ☐ 通気層の設置(外壁・屋根を断熱構造とする場合) ☐ 屋根 [☐ 有 () ☐ 省略 ()] ・ 防風層の設置 () ☐ 外壁 [☐ 有 () ☐ 省略 ()] ・ 防風層の設置 ()	☐	☐ 増改築を実施			
	劣化事象等	☐ 断熱等の性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められない ☐ 断熱等の性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められるが補修を行う						
【一次エネルギー消費量等級】 (等級)	誘導仕様基準	暖房設備	・ 暖房方式 () ・ 暖房機器の仕様等 ()	☐ 仕上表 ☐ 計算書 ☐ 面積表	☐ 増改築を実施			
	冷房設備	・ 冷房方式 () ・ 冷房機器の仕様等 ()	☐ 平面図 ☐ 機器表 ☐ 系統図					
	換気設備	・ 熱交換換気設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・ 換気機器の仕様等 ()						
	照明設備	☐ 全ての照明設備がLED又は同等以上						
	給湯設備	☐ 給湯熱源機の種類等 () ・ 所定の省エネ対策の実施 ☐ ヘッダー方式 分岐後配管径13A以下 ☐ 浴室シャワーの節湯水栓の使用 ☐ 高断熱浴槽の採用						
	劣化事象等	☐ エネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであることを確認した ☐ エネルギー利用効率化設備等のうち作動しないものがあるが補修を行う						

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容確認欄
		項目	設計内容			
7. 住宅の規模	住宅面積	住宅の面積	・ 住宅の専有面積 (m²) ・ 40m²以上ある階 (階) (m²) - うち階段部分面積 (m²)	☐ 求積図		
8. 維持保全の方法		維持保全の期間等	・ 期間 () 年以上 ☐ その他の基準への適合	☐ 申請書 ☐ 維持保全計画書		
9. 資金計画		費用の設定	☐ 建築に要する費用の設定 ☐ 維持保全に要する費用の設定	☐ 申請書		
10. 居住環境への配慮	まちなみへの配慮	地区計画等への適合	・ 地区計画等、景観計画、建築協定、景観協定、条例、その他地方公共団体が自主的に定める要綱等がある区域 ☐ 区域外 ☐ 区域内 該当する地区計画等の名称 () ☐ 適合 ・ 住宅の建築制限がある都市計画施設等の区域として、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☐ 区域外	☐ 別添		
11. 自然災害への配慮		区域等への該当有無	・ 自然災害のリスクが特に高い区域 ☐ 区域外 ・ 自然災害のリスクに応じて、建築禁止から建築制限まで、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☐ 区域外 ・ 一定の自然災害のリスクはあるものの、建築制限はなく一律に居住を避けるべきとまではいえない区域 ☐ 区域外 ☐ 区域内 () ☐ 所管行政庁が定める必要な措置に適合	☐ 別添		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

(第四面)

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	増改築の実施	設計内容 確認欄
		項目	設計内容			
7. 住宅の規模	住宅面積	住宅の面積	・ 住宅の専有面積 (58 m ²) ・ 40m ² 以上ある階 (階) (58 m ²) うち階段部分面積 (0 m ²)	☒ 求積図		
8. 維持保全の方法		維持保全の期間等	・ 期間 (30) 年以上 ☒ その他の基準への適合	☒ 申請書 ☒ 維持保全計画書		
9. 資金計画		費用の設定	☒ 建築に要する費用の設定 ☒ 維持保全に要する費用の設定	☒ 申請書		
10. 居住環境への配慮	まちなみへの配慮	地区計画等への適合	・ 地区計画等、景観計画、建築協定、景観協定、条例、その他地方公共団体が自主的に定める要綱等がある区域 ☒ 区域外 ☐ 区域内 該当する地区計画等の名称 () ☐ 適合 ・ 住宅の建築制限がある都市計画施設等の区域として、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☒ 区域外	☒ 別添		
11. 自然災害への配慮		区域等への該当有無	・ 自然災害のリスクが特に高い区域 ☒ 区域外 ・ 自然災害のリスクに応じて、建築禁止から建築制限まで、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☒ 区域外 ・ 一定の自然災害のリスクはあるものの、建築制限はなく一律に居住を避けるべきとまではいえない区域 ☒ 区域外 ☐ 区域内 () ☐ 所管行政庁が定める必要な措置に適合	☒ 別添		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

3. 変更認定申請書（規則第三号様式）

（記入例）

第三号様式（第八条関係）（日本産業規格A列4番）

変 更 認 定 申 請 書
（新 築 / 増 築・改 築 / 既 存）

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名
〇〇県〇〇市〇〇9-8-7
共同住宅株式会社
代表取締役 共同太郎

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画等の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 〇〇〇〇 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
3. 認定に係る住宅の位置
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
4. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
区分所有住宅の該当の有無 ☐有 ☒無
5. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別
増築・改築
6. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築の時期または当初認定を受ける前の増築・改築の時期
7. 変更の概要
〇〇〇の変更

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）＜略＞

4. 変更認定申請書（規則第六号様式）

（記入例）

第六号様式（第十三条関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

変 更 認 定 申 請 書 （新 築 / 増 築・改 築）

年 月 日

所管行政庁 殿

※ 区分所有住宅の管理者等の決定を行う。
区分所有住宅の分譲事業者が申請を行う場合、引き渡し後に区分所有住宅の管理を行う管理者等（管理組合）が選任されたときは、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請（法第9条第3項）が必要となる。

区分所有住宅 住所又は 〇〇県〇〇市〇〇9-8-7
分譲事業者 主たる事務所の所在地 共同住宅株式会社
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名 共同太郎

区分所有住宅 住所又は 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
の管理者等 主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称 ●●マンション管理組合
代 表 者 の 氏 名 理事長 管理次郎

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第3項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請します。この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

令和〇〇 年 〇〇月 〇〇日

3. 認定に係る住宅の位置

〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3

4. 当初認定時の工事種別

増築・改築

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

区分所有住宅分譲事業者又は区分所有住宅の管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(第二面)

1. 建築後の長期優良住宅の維持保全の方法及び期間

「●●マンション管理組合 長期修繕計画」による。【別添参照】(※資料としては省略)
 管理会社：■■■管理株式会社

(注意)

1. 本欄には、区分所有住宅の管理者等が建築後の住宅の維持保全を管理会社と共同して行う場合には、当該管理会社の名称についても記載ください。

2. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

販売価格の合算 (35 戸分) 約 17 億 5 千万円 (戸当たり平均約 5000 万円)

② 維持保全に係る資金計画

修繕資金として年間約 550 万円 (35 戸分) の積み立てを行う。

(注意)

- ①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
- ②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
- ①、②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。

3. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	令和〇〇年	〇〇月	〇〇日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	令和〇〇年	〇〇月	〇〇日

5. 承認申請書（規則第七号様式）

第七号様式（第十四条関係）（日本産業規格A列4番）

承 認 申 請 書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づき、認定計画実施者の地位の承継について承認を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 当初認定時の工事種別
5. 申請時における認定計画実施者の氏名
6. 地位の承継が生じた原因

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)
<略>

6. 許可申請書（規則第九号様式）

第九号様式 （第十八条関係）（日本産業規格A列4番）

許可申請書 （第一面）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 殿

年 月 日
申請者氏名

【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

※手数料欄

※受付欄	※消防関係 同意欄	※建築審査会 同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

7. その他の書類

①計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式2）

（建築士による書類を添付する場合）

（日本産業規格A列4番）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 認定計画実施者の氏名

5. 計画に従って住宅の建築工事が行われたこと確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(記入例)

(日本産業規格A列4番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

〇〇県〇〇市〇〇9-8-7
共同住宅株式会社 代表取締役 共同太郎
〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 住宅太郎

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

3. 認定に係る住宅の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 認定計画実施者の氏名

共同住宅株式会社 代表取締役 共同太郎
住宅太郎

5. 計画に従って住宅の建築工事が行われたこと確認した建築士

(〇級) 建築士 (〇〇) 登録第 〇〇〇〇〇号
住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
氏名 〇〇 〇〇

(〇級) 建築士事務所 (〇〇) 知事登録第 〇〇〇〇号
名称 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
所在地 〇〇〇〇〇〇建築設計事務所

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(建設工事の受注者による書類を添付する場合)

(日本産業規格 A 列 4 番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定計画実施者の氏名
5. 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(建設工事の受注者による書類)

(日本産業規格 A 列 4 番)

住宅の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を完了したので報告します。

1. 住宅の所在地
2. 発注者の氏名
3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

②計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（参考様式３）

（日本産業規格 A 列 4 番）

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 殿

認定計画実施者の住所又は

主たる事務所の所在地

認定計画実施者の氏名又は名称

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出します。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 認定計画実施者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

(日本産業規格A列4番)

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

〇〇県〇〇市長 殿

認定計画実施者の住所又は

主たる事務所の所在地

認定計画実施者の氏名又は名称 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 買取一郎

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出します。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

3. 認定に係る住宅の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 認定計画実施者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

8. 状況調査書（参考様式2）

（第1面）

共同住宅用	現地調査用
-------	-------

記載例

状況調査書
（鉄筋コンクリート造・共同住宅・1住戸）

（基本情報）

検査対象住宅	（住宅所有者） 共同 太郎		
	（所在地） 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇		
検査依頼主	（会社名・担当者） 〇〇建設株式会社 検査 次郎		
現況検査立会者	（会社名・担当者） 〇〇株式会社 優良 花子		
構造	■RC造	階数	地上 2 階、地下 階
建築時期	☐ S、 ☒ H、 ☐ R 〇〇 年	延床面積	78.91 m ²

検査者 氏名		長期 建二		印
既存住宅状況調査技術者		実施講習 機関名 一般社団法人 〇〇〇〇協会	実施講習機関 登録番号 〇〇〇〇〇〇	修了証明書 番号 〇〇〇〇〇〇
建築士	建築士資格	（国土交通大臣）登録		第 〇〇〇〇〇〇 号
	建築士事務所	一級 建築士事務所 （〇〇県）		知事登録 第 〇〇〇〇〇〇 号
	建築士事務所名	〇〇〇〇一級建築士設計事務所		
	建築士事務所住所	〇〇県〇〇市〇〇町△-△-△ □□ビル〇階		
インスペクターについて		☐ やむを得ない理由により既存住宅状況調査技術者による実施ができない （既存住宅状況調査技術者欄の記入不要：下記に理由を記入）		
		理由：		
現況検査日時		〇〇 年 〇 月 〇 日（天候 晴れ）		
		9:30 ~ 13:00		
検査の結果		劣化事象（ ☐ 有り、 ☒ 無し ）		

(目次)

	頁	部位	
A 外部	1	【1】	バルコニー（構造）
	2	【2】	外壁（構造・雨水）
	3	【3】	柱・梁（構造）（A外部）
B 内部	4	【4】	柱・梁（構造）（B内部）
	5	【5】	内壁（構造）
	6	【5】	内壁（雨水）
	6	【6】	天井（雨水）
	7	【7】	設備配管【給水・給湯管】
	7	【7】	設備配管【排水管】
	7	【7】	設備配管【換気ダクト】
C オプション	8		オプション
	9		オプション検査 基礎
	9		オプション検査 屋根・ルーフバルコニー
	10		オプション検査 床
	10		オプション検査 天井

※確認の程度の区分の凡例（第3面以降の確認欄の凡例）

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ① 「すべてまたはほとんどが確認できた」 | ・・・ 9割以上 |
| ② 「過半の部分が確認できた」 | ・・・ 5割以上 9割未満 |
| ③ 「過半の部分が確認できなかった」 | ・・・ 1割以上 5割未満 |
| ④ 「ほとんど確認できなかった」 | ・・・ 1割未満 |
| ⑤ 「まったく確認できなかった」 | ・・・ 0割 |
| ⑥ 「点検口等から目視可能な範囲で確認できた」 | |

検査の結果	【1】バルコ ニー（構造）	劣化事象（ □ 有り、 ■ 無し ）		
-------	------------------	--------------------	--	--

部位等		【1】バルコニー（構造）		
	A外部 B内部	確認欄※	検査項目	確認内容
劣 化 状 況		☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤	(1) 【構造】支持部材、床の著しいぐらつき、ひび割れ又は劣化（さび汁、エフロレッセンス又は鉄筋の露出を含む。）	☒ ア 支持部材、床の著しいぐらつき、ひび割れ又は劣化等が確認されない ☐ イ 支持部材、床の著しいぐらつき、ひび割れ又は劣化等が確認される
	現況検査できなかった箇所 （ A 外 部 ） 理由 （ ）	a. 支持部材、床の著しいぐらつき、ひび割れ又は劣化が確認された場所 （ ）		
備 考				

検査の結果	【2】外壁 (構造)	劣化事象 (☐ 有り、 ☒ 無し)	【2】外壁 (雨水)	劣化事象 (☒ 有り、 ☐ 無し)
-------	---------------	--	---------------	--

部位等		【2】外壁 (構造)		
劣化状況	A外部 B内部	確認欄※	検査項目	確認内容
	A外部	☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ 現況検査できなかった箇所 (北面) 理由 (隣接する住宅に 隠れているため)	仕上げの確認 Ⅰ. コンクリート打放し又は塗装仕上げの場合 (1) 【構造】幅0.5mm以上のひび割れ (2) 【構造】深さ20mm以上の欠損 (3) 【構造】コンクリートの著しい劣化 (4) 【構造】さび汁を伴うひび割れ又は欠損 (5) 【構造】鉄筋の露出 Ⅱ. タイル仕上げ(湿式工法)又は塗装仕上げ等の場合 (1) 【構造】下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落(乾式仕上、タイル仕上(湿式工法)の場合) (2) 【構造】複数の仕上げ材にまたがるひび割れ又は欠損 Ⅲ. タイル仕上げ(湿式工法)の場合 (4) 【構造】仕上げ材の著しい浮き(乾式仕上げ以外の場合)	□ア コンクリート打放し又は塗装仕上げ(Ⅰに記入) ☒ イ タイル仕上げ(湿式工法)又は塗装仕上げ等(Ⅱに記入) □ア ひび割れが確認されない □イ ひび割れが確認される(下表に記入) a. ひび割れが確認された場所 () b. 最大のひび割れ幅 () mm □ア 欠損が確認されない □イ 欠損が確認される(下表に記入) a. 欠損が確認された場所 () b. 最大欠損の深さ () mm □ア 著しい劣化が確認されない □イ 著しい劣化が確認される(下表に記入) a. 著しい劣化が確認された場所 () b. 広範囲に及びひび割れの有無 □ア ない □イ ある c. 広範囲に及び欠損の有無 □ア ない □イ ある □ア さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認されない □イ さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認される(下表に記入) a. さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認された場所 () □ア 鉄筋の露出が確認されない □イ 鉄筋の露出が確認される(下表に記入) a. 鉄筋の露出が確認された場所 () ☒ ア 下地材に至るひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落が確認されない □イ 上記の劣化事象等が確認される(下表に記入) a. ひび割れ等が確認された場所 () b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ () mm ☒ ア 複数の仕上げ材にまたがるひび割れ又は欠損が確認されない □イ 上記の劣化事象等が確認される(下表に記入) a. ひび割れ等が確認された場所 () b. 最大のひび割れ幅又は最大欠損の深さ () mm ☒ ア 仕上げ材の著しい浮きが確認されない □イ 仕上げ材の著しい浮きが確認される(下表に記入) a. 著しい浮きが確認された場所 ()
			【2】外壁 (雨水)	
		確認欄※	検査項目	確認内容
		☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ 現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	仕上げの確認 (1) 【雨水】シーリング材や防水層の破断、欠損 (2) 【雨水】屋外に面する建具や建具廻りの隙間や破損、建具廻りのシーリング材の破断、開閉不良 (3) 【雨水】建具廻りのシーリング材の破断	【2】外壁(構造)に記入 □ア シーリング材や防水層の破断、欠損が確認されない ☒ イ シーリング材や防水層の破断、欠損が確認される(下表に記入) a. シーリング材や防水層の破断、欠損が確認された場所 (南面および西面) ☒ ア 建具や建具廻りの隙間や破損、開閉不良が確認されない □イ 建具や建具廻りの隙間や破損、開閉不良が確認される(下表に記入) a. 建具や建具廻りの隙間や破損、開閉不良が確認された場所 () □ア 建具廻りのシーリング材の破断が確認されない ☒ イ 建具廻りのシーリング材の破断が確認される(下表に記入) a. 建具廻りのシーリング材の破断が確認された場所 (居間、南面開口部)

検査の結果	【3】 柱・梁 (構造) (A外部)	劣化事象 (☐ 有り、 ☒ 無し)		
-------	-----------------------	--	--	--

部位等		【3】 柱・梁 (構造) (A外部)		
	A外部 B内部	確認欄※	検査項目	確認内容
劣化 状況	A 外部	☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤	(1) 【構造】 著しいひび割れ、劣化又は欠損 (さび汁、エフロレッセンス又は鉄筋の露出を含む。)	☒ ア ひび割れが確認されない ☐ イ ひび割れが確認される (下表に記入) a. ひび割れが確認された場所 () b. 最大のひび割れ幅 () mm
		現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	(2) 【構造】 柱の著しい傾斜	☒ ア 欠損が確認されない ☐ イ 欠損が確認される (下表に記入) a. 欠損が確認された場所 () b. 最大欠損の深さ () mm
				☒ ア 著しい劣化が確認されない ☐ イ 著しい劣化が確認される (下表に記入) a. 著しい劣化が確認された場所 () b. 広範囲に及ぶひび割れの有無 ☐ ア ない ☐ イ ある C. 広範囲に及ぶ欠損の有無 ☐ ア ない ☐ イ ある
				☒ ア さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認されない ☐ イ さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認される (下表に記入) a. さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認された場所 ()
				☒ ア 鉄筋の露出が確認されない ☐ イ 鉄筋の露出が確認される (下表に記入) a. 鉄筋の露出が確認された場所 ()
				☒ ア 柱の著しい傾斜が確認されない ☐ イ 柱の著しい傾斜が確認される (下表に記入) a. 最も傾きがある場所 () b. 当該部分の傾斜 (/ 1,000)
備考				

– 120 –

検査の結果	【5】内壁（構造）	劣化事象（ □ 有り、 ■ 無し ）		
-------	-----------	--------------------	--	--

部位等		【5】内壁（構造）						
劣化状況	A 外部 B 内部	確認欄※	検査項目	確認内容				
	B 内部	☐ ① ☐ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ 現況検査できなかった箇所 （ ） 理由 （ ） ※仕上げの種類で「イ その他仕上げ等」を選択した場合は、仕上げの種類を記入の上で、躯体の状況が確認できなかった理由を記入する	仕上げの確認	☒ ア コンクリート打放し又は塗装仕上げ（Ⅰに記入） ☐ イ その他仕上げ等				
			Ⅰ. コンクリート打放し又は塗装仕上げの場合					
			(1) 【構造】幅0.5mm以上のひび割れ	☒ ア ひび割れが確認されない ☐ イ ひび割れが確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. ひび割れが確認された場所</td> <td>（ ）</td> </tr> <tr> <td>b. 最大のひび割れ幅</td> <td>（ ） mm</td> </tr> </table>	a. ひび割れが確認された場所	（ ）	b. 最大のひび割れ幅	（ ） mm
			a. ひび割れが確認された場所	（ ）				
			b. 最大のひび割れ幅	（ ） mm				
			(2) 【構造】深さ20mm以上の欠損	☒ ア 欠損が確認されない ☐ イ 欠損が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 欠損が確認された場所</td> <td>（ ）</td> </tr> <tr> <td>b. 最大欠損の深さ</td> <td>（ ） mm</td> </tr> </table>	a. 欠損が確認された場所	（ ）	b. 最大欠損の深さ	（ ） mm
			a. 欠損が確認された場所	（ ）				
			b. 最大欠損の深さ	（ ） mm				
			(3) 【構造】コンクリートの著しい劣化	☒ ア 著しい劣化が確認されない ☐ イ 著しい劣化が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 著しい劣化が確認された場所</td> <td>（ ）</td> </tr> <tr> <td>b. 広範囲に及ぶひび割れの有無</td> <td>☐ ア ない ☐ イ ある</td> </tr> <tr> <td>c. 広範囲に及ぶ欠損の有無</td> <td>☐ ア ない ☐ イ ある</td> </tr> </table>	a. 著しい劣化が確認された場所	（ ）	b. 広範囲に及ぶひび割れの有無	☐ ア ない ☐ イ ある
a. 著しい劣化が確認された場所	（ ）							
b. 広範囲に及ぶひび割れの有無	☐ ア ない ☐ イ ある							
c. 広範囲に及ぶ欠損の有無	☐ ア ない ☐ イ ある							
(4) 【構造】さび汁を伴うひび割れ又は欠損	☒ ア さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認されない ☐ イ さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認された場所</td> <td>（ ）</td> </tr> </table>	a. さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認された場所	（ ）					
a. さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認された場所	（ ）							
(5) 【構造】鉄筋の露出	☒ ア 鉄筋の露出が確認されない ☐ イ 鉄筋の露出が確認される（下表に記入） <table border="1"> <tr> <td>a. 鉄筋の露出が確認された場所</td> <td>（ ）</td> </tr> </table>	a. 鉄筋の露出が確認された場所	（ ）					
a. 鉄筋の露出が確認された場所	（ ）							
備考								

(第8面)

検査の結果	【5】内壁 (雨水)	劣化事象 (☒ 有り、 ☐ 無し)	【6】天井 (雨水)	劣化事象 (☒ 有り、 ☐ 無し)
-------	---------------	--	---------------	--

部位等		【5】内壁 (雨水)			
劣化 状 況	A 外部 B 内部	確認欄※	検査項目	確認内容	
	B 内部	☐ ① ☐ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ 現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	(1) 【雨水】内壁の雨漏りの跡	☐ ア 内壁の雨漏りの跡が確認されない ☒ イ 内壁の雨漏りの跡が確認される (下表に記入) a. 内壁の雨漏りの跡が確認された場所 (洋室北側)	
		【6】天井 (雨水)			
		☐ ① ☐ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ 現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	(1) 【雨水】天井の雨漏りの跡	☐ ア 天井の雨漏りの跡が確認されない ☒ イ 天井の雨漏りの跡が確認される (下表に記入) a. 天井の雨漏りの跡が確認された場所 (洋室)	
備考					

検査の結果	【7】設備配管	劣化事象 (☐ 有り、 ☒ 無し)	
-------	---------	--	--

部位等		【7】設備配管【給水・給湯管】			
劣化状況	A 外部 B 内部	確認欄※	検査項目	確認内容	
	B 内部	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	(1) 【設備配管】給水管、給湯管の発錆による赤水	☒ ア 発錆による赤水が確認されない ☐ イ 発錆による赤水が確認される（下表に記入） a. 発錆による赤水が確認された場所 ()	
			(2) 【設備配管】給水管、給湯管からの漏水	☒ ア 漏水が確認されない ☐ イ 漏水が確認される（下表に記入） a. 漏水が確認された場所 ()	
			現況検査できなかった箇所 ()		
			理由 ()		
		【7】設備配管【排水管】			
		確認欄※	検査項目	確認内容	
		☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	(1) 【設備配管】排水の滞留	☒ ア 排水の滞留が確認されない ☐ イ 排水の滞留が確認される（下表に記入） a. 排水の滞留が確認された場所 ()	
			(2) 【設備配管】排水管の漏水	☒ ア 排水管の漏水が確認されない ☐ イ 排水管の漏水が確認される（下表に記入） a. 漏水が確認された場所 ()	
	現況検査できなかった箇所 ()				
理由 ()					
【7】設備配管【換気ダクト】					
確認欄※	検査項目	確認内容			
☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☒ ⑤ ☐ ⑥	(1) 【設備配管】換気ダクトの脱落	☒ ア 換気ダクトの脱落が確認されない ☐ イ 換気ダクトの脱落が確認される（下表に記入） a. 換気ダクトの脱落が確認された場所 ()			
	現況検査できなかった箇所 (便所)				
理由 (障害物で隠蔽されていた)					

オプション					
	A外部 B内部	検査の有無	検査項目	確認内容	
劣化状況	A 外部	□検査あり	(1) 非破壊検査機器を用いた検査 (検査内容) ()	☐ ア 異常が確認されない ☐ イ 異常が確認される(下表に記入) a. 異常が確認された場所 () b. 異常の状況 ()	
		□検査あり	(1) 申込み住宅のキッチンコンロ、換気扇やパントリーエアコン等の設備機器の作動不良等の検査 (検査内容) ()	☐ ア 作動不良が確認されない ☐ イ 作動不良が確認される(下表に記入) a. 作動不良が確認された場所 () b. 作動不良の状況 ()	
		□検査あり	(2) 申込み住宅の給排水設備、電気設備、ガス設備 (検査内容) ()	☐ ア 作動不良が確認されない ☐ イ 作動不良が確認される(下表に記入) a. 作動不良が確認された場所 () b. 作動不良の状況 ()	
		□検査あり	(3) 申込み住宅の汚損等、清掃により解消可能なものの検査 (検査内容) ()	☐ ア 汚損が確認されない ☐ イ 汚損が確認される(下表に記入) a. 汚損が確認された場所 () b. 汚損の状況 ()	
	B 内部	□検査あり	(4) 非破壊検査機器を用いた検査 (検査内容) ()	☐ ア 異常が確認されない ☐ イ 異常が確認される(下表に記入) a. 異常が確認された場所 () b. 異常の状況 ()	
		□検査あり	※コンクリートの圧縮強度検査は圧縮強度欄に、鉄筋の本数、配置検査は、鉄筋検査欄に記入		
		□検査あり	(1) 【構造】コンクリートの圧縮強度	☐ ア コンクリートの圧縮強度が確認できない ☐ イ コンクリートの圧縮強度が確認できる(下表に記入) a. コンクリートの圧縮強度を確認した場所 ()	
		□検査あり	鉄筋の本数及び間隔	☐ ア 反発度 a. 測定値 ()	
	圧縮強度	□検査あり	(1) 基礎における鉄筋の本数及び間隔 (検査位置) ()	☐ ア 立ち上がり補強筋間隔が@300以内、または設計図書以内 a. 補強筋間隔 (@ mm) ☐ イ 補強筋間隔が@300以上、または設計図書以上(下表に記入) b. 補強筋間隔が適切ではない場所 ()	
		□検査あり	鉄筋の本数及び間隔	☐ ア 底版補強筋間隔が@300以内、または設計図書以内 a. 補強筋間隔 (@ mm) ☐ イ 補強筋間隔が@300以上、または設計図書以上(下表に記入) b. 補強筋間隔が適切ではない場所 ()	
		□検査あり	鉄筋の本数及び間隔		
		□検査あり	鉄筋の本数及び間隔		
備考					

検査の結果	オプション検査 基礎	劣化事象 (☐ 有り、 ☐ 無し)	オプション検査 屋根 ルーフバルコニー (雨水)	劣化事象 (☐ 有り、 ☐ 無し)
-------	------------	---	-----------------------------	---

部位等		オプション検査 基礎		
劣化 状況	A外部 B内部	確認欄※	検査項目	確認内容
		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	(1) 【構造】幅0.5mm以上のひび割れ	☐ ア ひび割れが確認されない ☐ イ ひび割れが確認される(下表に記入) a. ひび割れが確認された場所 () b. 最大のひび割れ幅 () mm
	C オプション	現況検査できなかった箇所 () 理由 ()	(2) 【構造】深さ20mm以上の欠損	☐ ア 欠損が確認されない ☐ イ 欠損が確認される(下表に記入) a. 欠損が確認された場所 () b. 最大欠損の深さ () mm
		(3) 【構造】コンクリートの著しい劣化	☐ ア 著しい劣化が確認されない ☐ イ 著しい劣化が確認される(下表に記入) a. 著しい劣化が確認された場所 () b. 広範囲に及ぶひび割れの有無 ☐ア ない ☐イ ある c. 広範囲に及ぶ欠損の有無 ☐ア ない ☐イ ある	
		(4) 【構造】さび汁を伴うひび割れ又は欠損	☐ ア さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認されない ☐ イ さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認される(下表に記入) a. さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認された場所 ()	
		(5) 【構造】鉄筋の露出	☐ ア 鉄筋の露出が確認されない ☐ イ 鉄筋の露出が確認される(下表に記入) a. 鉄筋の露出が確認された場所 ()	
		オプション検査 屋根・ルーフバルコニー (雨水)		
	確認欄※	検査項目	確認内容	
	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤	(1) 【雨水】防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合	☐ ア 防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合が確認されない ☐ イ 防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合が確認される(下表に記入) a. 防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合が確認された場所 ()	
	現況検査できなかった箇所 () 理由 ()			
備考				

検査の結果	オプション検査 床（構造）	劣化事象（ ☐ 有り、 ☐ 無し）	オプション検査 天井（構造）	劣化事象（ ☐ 有り、 ☐ 無し）
-------	---------------	---	----------------	---

部位等		オプション検査 床（構造）			
	A 外部 B 内部	確認欄※	検査項目	確認内容	
劣化状況	C オプション	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ 現況検査できなかった箇所 （ ） 理由 （ ）	(1) 【構造】著しいひび割れ、劣化又は欠損（さび汁、エフロレッセンス又は鉄筋の露出を含む。）	□ア ひび割れが確認されない □イ ひび割れが確認される（下表に記入） a. ひび割れが確認された場所 （ ） b. 最大のひび割れ幅 （ ）mm	
			□ア 欠損が確認されない □イ 欠損が確認される（下表に記入） a. 欠損が確認された場所 （ ） b. 最大欠損の深さ （ ）mm		
			□ア 著しい劣化が確認されない □イ 著しい劣化が確認される（下表に記入） a. 著しい劣化が確認された場所 （ ） b. 広範囲に及ぶひび割れの有無 □ア ない □イ ある c. 広範囲に及ぶ欠損の有無 □ア ない □イ ある		
			□ア さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認されない □イ さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認される（下表に記入） a. さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認された場所 （ ）		
			□ア 鉄筋の露出が確認されない □イ 鉄筋の露出が確認される（下表に記入） a. 鉄筋の露出が確認された場所 （ ）		
			□ア 著しい傾斜が確認されない □イ 著しい傾斜が確認される（下表に記入） a. 最も傾きがある場所 （ ） b. 当該部分の傾斜 （ / 1,000 ）		
			オプション検査 天井（構造）		
			☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ 現況検査できなかった箇所 （ ） 理由 （ ）	仕上げの種類の確認 □ア コンクリート打放し又は塗装仕上げ（I に記入） □イ その他仕上げ等	
			I. コンクリート打放し又は塗装仕上げの場合 (1) 【構造】コンクリートの著しい劣化	□ア 著しい劣化が確認されない □イ 著しい劣化が確認される（下表に記入） a. 著しい劣化が確認された場所 （ ） b. 広範囲に及ぶひび割れの有無 □ア ない □イ ある c. 広範囲に及ぶ欠損の有無 □ア ない □イ ある	
			(2) 【構造】さび汁を伴うひび割れ又は欠損（エフロレッセンスを含む）	□ア さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認されない □イ さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認される（下表に記入） a. さび汁を伴うひび割れ又は欠損が確認された場所 （ ）	
			(3) 【構造】鉄筋の露出	□ア 鉄筋の露出が確認されない □イ 鉄筋の露出が確認される（下表に記入） a. 鉄筋の露出が確認された場所 （ ）	

(参考) 維持保全の方法 (維持保全計画) の例 (共同住宅等)

※維持保全計画の例は、特定の仕様の住宅を想定したもので、策定にあたってはそれぞれの住宅のそれぞれの仕様や環境条件等に応じて、項目、時期等の記載事項を決定する必要がある。

<参 考>

＜参考＞○長期使用構造等の確認申請書の様式

第十一号の二様式（第七条の二関係）

確認申請書
(新築／増築・改築／既存)
(第一面)

年 月 日

登録住宅性能評価機関 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、本申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認を行うことを求めます。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

(注意)

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。
3. 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
4. ※印のある欄は記入しないでください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

○登録住宅性能評価機関が交付する確認書の様式

第十一号の四様式（第七条の四関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による

長期使用構造等である旨の確認書

（新築／増築・改築／既存）

第 号
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

記

1. 申請年月日
2. 確認を行った住宅の所在地及び名称
3. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
4. 確認を行った住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
5. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
6. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
7. 確認を行った評価員の氏名
8. 確認対象住戸
9. 申請対象住戸のうち、上記確認対象住戸に該当しない住戸

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

（注意）この確認書は、大切に保存しておいてください。

第十一号の五様式（第七条の四条関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による

長期使用構造等でない旨の確認書

（新築／増築・改築／既存）

第 号
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等でないことを確認しました。

記

1. 申請年月日
2. 確認を行った住宅の所在地及び名称
3. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
4. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
5. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
6. 確認を行った評価員の氏名

（理由）

長期優良住宅 認定申請書作成の手引き
(増築・改築版)

平成 28 年 4 月 1 日	第 1 版発行
平成 29 年 4 月 28 日	第 2 版発行
平成 29 年 7 月 21 日	第 3 版発行
平成 30 年 7 月 1 日	第 4 版発行
令和 2 年 3 月 27 日	第 5 版発行
令和 4 年 4 月 1 日	第 6 版発行
令和 4 年 10 月 1 日	第 7 版発行
令和 4 年 11 月 7 日	第 8 版発行
令和 5 年 10 月 2 日	第 9 版発行
令和 6 年 4 月 1 日	第 10 版発行
令和 7 年 4 月 1 日	第 11 版発行

編集協力 国土交通省住宅局住宅生産課
発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会